

令和 7 年 6 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 3 日 開会

令和 7 年 6 月 13 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

令和 7 年 6 月 横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 3 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第 1 号ないし議案第 9 号、報告第 1 号ないし報告第 3 号の上程、説明	5
一般質問	23
市 原 成 一 君	23
森 大 地 君	38
休会の件	48
散会の宣告	48

第 2 号 (6 月 10 日)

議事日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
職務のため出席した者の職氏名	52
開議の宣告	53
一般質問	53

森 川 貴 恵 君	53
霞 浩 子 君	70
秋 鹿 幹 夫 君	81
内 田 美 穂 君	98
宮 薗 博 香 君	114
休会の件	131
散会の宣告	132

第 3 号 （6月13日）

議事日程	133
本日の会議に付した事件	134
出席議員	134
欠席議員	134
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	134
職務のため出席した者の職氏名	135
開議の宣告	136
諸般の報告	136
一般質問	137
川 島 富士子 君	137
山 崎 義 貞 君	153
議案第10号及び議案第11号の上程、説明	167
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	169
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	170
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	170
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	171
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	171
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	172
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	174
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	177

議案第 10 号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第 11 号審議（質疑・討論・採決）	177
議員派遣の件.....	178
請願・陳情の件.....	178
日程の追加.....	181
発議第 1 号審議（質疑・討論・採決）	182
発議第 2 号審議（質疑・討論・採決）	182
閉会の宣告.....	183
署名議員.....	185

6 月 定 例 会

(第 1 号)

令和 7 年 6 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 3 日（火曜日）午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 9 号、報告第 1 号ないし報告第 3 号について（町長政務報告、提案理由説明）

日程第 5 一般質問

日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	藺	博	香	君	10 番	山	崎	義	貞	君	
12 番	鈴	木	輝	男	君	13 番	川	島		仁	君	
14 番	川	島	富	士	子	君	15 番	鈴	木	克	征	君
16 番	鈴	木	唯	夫	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 晴彦 君	副町長	平山 貴之 君
総務課長	鈴木 正広 君	企画空港課長	加瀬 淳一 君
財政課長	郡 司 勇 君	環境防災課長	平野 和美 君
税務課長	石田 賢一 君	住民課長	越川 直樹 君
産業課長	小川 健二 君	都市建設課長	林 栄司 君
未来づくり長	鵜澤 順一 君	福祉課長	平山 昭彦 君
健康こども長	佐久間 真一 君	食肉センター長	林 栄 君
東陽病院長	吉田 潔 君	会計管理者	鵜田 須美子 君
教育長	實川 睦子 君	教育課長	野村 浩光 君
社会文化課長	北田 勝也 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古作 健二	書 記	椎 名 悦子
-----	-------	-----	--------

◎開会の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和7年6月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

15番 鈴木 克 征 議員

1番 森 大 地 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（小倉弘業君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月16日までの14日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月16日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小倉弘業君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、説明員である課長に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。

紹介は自己紹介をお願いします。総務課長から順にお願いします。

総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） それでは、令和7年4月の人事異動によりまして課長職に変更がございましたので、私、総務課長から順次自己紹介させていただきます。

総務課長の鈴木正広でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（郡司 勇君） 財政課長の郡司勇でございます。よろしくお願いいたします。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 企画空港課長の加瀬淳一でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○未来づくり課長（鵜澤順一君） 未来づくり課長の鵜澤順一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市建設課長（林 栄司君） 都市建設課長の林栄司でございます。よろしくお願いいたします。

○環境防災課長（平野和美君） 環境防災課長の平野和美と申します。よろしくお願いいたします。

○教育課長（野村浩光君） 4月1日付で教育課長に拝命いたしました野村浩光と申します。よろしくお願いいたします。

○社会文化課長（北田勝也君） 社会文化課長の北田勝也と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（平山昭彦君） 福祉課長の平山昭彦と申します。よろしくお願いいたします。

○住民課長（越川直樹君） 4月1日付で住民課長を拝命しました越川直樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（石田賢一君） おはようございます。税務課長の石田賢一と申します。よろしくお願いいたします。

○健康こども課長（佐久間真一君） 健康こども課長の佐久間真一です。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

○産業課長（小川健二君） 産業課の小川健二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○食肉センター所長（林 栄君） 食肉センター所長の林栄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（鵜田須美子君） 4月1日付の人事異動で会計管理者となりました鵜田須美子と申します。よろしくお願いいたします。

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 東陽病院事務長の吉田潔と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 以上で自己紹介を終わります。

次に、請願及び陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願2件及び陳情1件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明

○議長（小倉弘業君） 日程第4、議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和7年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

5月臨時会におきまして、議会の新体制が発足したところでございますが、ここで改めて、議長に就任されました小倉弘業議員並びに副議長に就任されました秋鹿幹夫議員に対しまして、お祝い申し上げます。

お二人には、町議会を代表して多方面にわたり、ご尽力いただくことになろうかと存じますが、健康には十分ご留意されまして、円滑な議会運営のため、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げます。

それでは、現在の町の動き等諸般の報告を申し上げます。

初めに、5月末日をもって出納を閉鎖いたしました令和6年度の各会計の現時点での決算概要について、ご報告申し上げます。

令和6年度横芝光町一般会計の決算見込みについてであります。歳入総額は149億8,804万円、歳出総額は143億4,953万円で、形式収支では6億3,851万円の黒字となる見込みです。これから、繰越明許費などに係る今年度への繰越財源1億6,903万円を差し引いた4億6,948万円余りが実質的な剰余金として今年度への繰越金となる見込みです。

また、令和6年度の町債借入額は、小学校施設整備事業債と合併特例債を中心に15億2,300万円の借入れを行い、6年度末の町債残高は97億9,371万円となる見込みです。一方、一般会計に属する基金残高は39億2,806万円となる見込みで、主なものは財政調整基金15億9,822万円、地域振興基金7億2,449万円、企業立地基金5億56万円となっています。

続いて、国民健康保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は25億9,072万円、歳出総額は25億4,680万円で、形式収支では4,392万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

続いて、後期高齢者医療特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は3億6,169万円、歳出総額は3億5,388万円で、形式収支では781万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

続いて、介護保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は27億7,554万円、歳出総額は26億3,188万円で、形式収支では1億4,366万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

続いて、東陽食肉センター特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額2億6,934万円、歳出総額は2億1,555万円で、形式収支では5,379万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

続いて、東陽病院事業会計の決算見込みについてであります。患者数につきましては、入院が延べ2万1,397人、病床利用率は61.7%で、前年度と比較しますと654人、病床利用率で1.7ポイントの減となりました。外来については、前年度に比べ389人減の延べ3万5,404人でありました。

収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収入は15億6,095万円で、収益的支出は16億3,742万円で、収支差引きでは7,647万円の赤字となりました。

次に、資本的収入は2,489万円で、セントラルモニタや職員勤怠管理システムの更新を主とした資本的支出は5,492万円となり、収支差引きで不足する3,003万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

令和6年度は、県の自治医科大学卒業医師及び千葉大学附属病院からの派遣医師の減、加えて常勤医師の退職も重なったことから、医業収益が減収となり赤字決算となりました。

続いて、農業集落排水事業会計の決算見込みについてであります。農業集落排水事業運営に係る収益的収入は6,670万円で、収益的支出は6,145万円で、収支差引きで525万円の黒字でありました。

次に、資本的収入は3,624万円で、資本的支出は3,923万円となり、収支差引きで299万円の赤字となりました。農業集落排水事業会計の形式収支は226万円の黒字で、令和7年度に補填財源として繰り越すことといたしました。

以上、令和6年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概要を申し述べさせていただきます。

続きまして、令和7年度の主な事業のうち、本議会で改めてご報告申し上げる必要のある事業等について述べさせていただきます。

初めに、企画空港課関係についてであります。横芝光町地域生活応援券、第3弾発行事業につきましては、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の経済的支援と、地域経済の活性化を目的として、2月1日の基準日に住民登録のあった方を対象に、1人当たり2,500円分の応援券を4月10日に発送いたしました。協力店としてご参加いただいた町内各店舗などで、5月20日から8月31日までご利用いただけますので、物価高騰対策の一助となれればと考えております。

次に、令和6年度の成田国際空港周辺対策交付金についてであります。約14億5,900万円が交付され、令和5年度と比較しますと約1,250万円が増額されました。

このうち、特別交付金について主なものとしては、横芝小学校改築工事、防災行政無線屋外拡声支局更新工事などであり、対象となる事業を積み上げ確保してまいりました。

令和7年度も可能な限り獲得に努めるとともに、この交付金を活用しながら航空機騒音対策の推進を図り、地域振興に資する施策を積極的に実施してまいります。

次に、環境防災課関係についてであります。悪天候により延期いたしました「町内一日

清掃」は、6月1日の日曜日に行いました。数多くの町民の皆様にご協力をいただきながら、事故もなく無事に実施することができました。ポイ捨てごみなどが回収され、町内の環境美化推進が図られたものと認識をしており、ご協力をいただきました皆様にお礼を申し上げます。

また、6月15日の日曜日には「栗山川周辺環境ボランティア」活動として、町民の皆様、各種団体や事業所の参加をいただき、堤防の草刈り作業やポイ捨てごみの回収作業を予定しております。

今後も、町のシンボルである「栗山川」をはじめ、町内の環境美化を図るため、町民の皆様と共に協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、税務課関係についてであります。デフレ完全脱却のための総合経済対策における一時的な措置として、減税しきれないと見込まれる方へ支給した、令和6年度定額減税補足給付金の支給額に不足が生じる方を対象に、その不足分を支給します。支給に係る事業費につきましては、本議会に補正予算を提案させていただきました。

続いて、未来づくり課関係についてであります。横芝光インターチェンジ周辺の産業用地整備につきましては、農振除外の課題とされていた県営かんがい排水事業の受益地から除外する手続が、令和7年3月をもちまして完了いたしました。そして、土地所有者有志による「横芝光インターチェンジ周辺の土地活用を考える会」が5月14日に発足し、土地所有者による合意形成が進められております。

今後、町といたしましても、事業化検討パートナーと連携した進出企業の確保や、土地区画整理事業に対する補助金制度の創設など、事業の実現に向けた具体的な検討に取り組んでまいります。

続いて、福祉課関係についてであります。国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における物価高への支援としての低所得世帯支援給付金を、住民税非課税世帯へ3月下旬から1世帯当たり3万円の給付を行っており、6月3日時点で2,596世帯に対して給付し、支援率は93.4%、併せて、この世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円を加算して給付を行っており、221人に対して給付し、支給率は98.2%、申請期限は7月31日までとなっております。

以上、各会計の決算見込み及び現在の各種事業の進捗状況等について、ご説明させていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の「令和7年6月横芝光町議会定例会提案理由説明書」をご覧ください。

議案第1号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定による個人番号の利用に、重度心身障害者（児）の医療費助成に関する事務を追加し、町における事務の利用範囲を拡充するため、横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてであります。本案は、令和8年4月1日から、九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が経営することとなるため、解散に伴う事務承継等に関する規定を追加すべく提案したものであります。

議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散についてであります。本案は、地方自治法第288条の規定により、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてであります。本案は、九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分を定めることについて、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第5号 町道路線の変更についてであります。本案は、首都圏中央連絡自動車道の整備に伴い、既存町道を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第6号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業のほか、自動運転モビリティ事業、企画調整事務費等に要する経費に補正

の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億989万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億4,989万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第7号 令和7年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、公益財団法人地域社会振興財団の人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金を活用し実施するコミュニティナース活動に要する経費に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ109万9,000円を追加し、収益的収支予算の総額を収入支出それぞれ18億1,189万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号 横芝光町教育委員会教育長の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会教育長の實川睦子氏の任期が令和7年6月21日をもって満了となることから、その後任として小川重之氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

議案第9号 横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員の加瀬博幸氏の任期が令和7年8月21日をもって満了となることから、引き続き委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

報告第1号 令和6年度横芝光町一般会計継続費繰越報告についてであります。本件は、令和6年度横芝光町一般会計予算のうち、継続費の年割額を逡次繰越した横芝小学校改築事業ほか3事業に係る継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第2号 令和6年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）で繰越明許費を設定した横芝駅北側周辺地区整備事業ほか7事業に係る繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第3号 令和6年度横芝光町病院事業会計建設改良費繰越報告についてであります。本件は、令和6年度横芝光町病院事業会計予算のうち、建設または改良に要する経費の一部を繰り越した受水槽更新工事について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせていただきますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 続いて、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第1号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の表紙、議案つづりの1ページから3ページまでと、黄色の表紙、議案関係資料の1ページから4ページまでとなります。

初めに、黄色の表紙、議案関係資料の1ページ、制定の概要をご覧ください。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第9条第2項の規定による個人番号の利用に、重度心身障害者（児）の医療費助成に関する事務を追加し、特定個人情報情報を情報連携するため、横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものです。

1、独自利用事務の情報連携は、本条例に定める事務、これを独自利用事務といますが、この独自利用事務に重度心身障害者（児）の医療費助成に関する事務を追加し、国が設置する個人情報保護委員会に届出することで、他の市町村が保有する地方税関係情報などの特定個人情報情報を照会する情報連携ができるようになります。

続いて、2、情報連携の効果につきましては、情報連携を行うことにより、転入者等の前住所地での地方税関係情報などが確認できるようになるため、申請者は、課税証明書等の添付書類が不要となり、証明書の取得などに係る手続上の負担や証明手数料の負担が軽減されます。また、添付書類の取得に係る窓口での説明を簡素化することができることから、窓口での手続時間も短縮することができます。

施行日を令和8年2月1日としておりますが、その他参考事項に記載のとおり、情報連携を行うには、国が設置する個人情報保護委員会事務局へ届出書の提出が必要になります。届出書の受付は6月、10月、1月の年3回で、6月中の届出を行うことで翌年2月1日からの情報連携が可能となるため、同日を施行日としております。

続きまして、新旧対照表で説明させていただきます。2ページをご覧ください。

アンダーライン部分が改正箇所となります。別表第1の事務に、「重度心身障害者（児）」

の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を加えます。

別表第2についても同様で、4ページをお願いいたします。「重度心身障害者（児）の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を加え、特定個人情報として、「地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」を加えております。

恐れ入りますが、ピンク色の表紙の議案つづり3ページの改正文をお願いいたします。

附則といたしまして、概要で説明させていただきましたとおり、この条例は令和8年2月1日から施行するとしております。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第2号ないし議案第4号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 議案第2号ないし議案第4号について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてでございますが、資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづり5ページから7ページ、黄色の表紙の議案関係資料5ページになります。

ピンク色の表紙の議案つづり5ページをご覧くださいと存じます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、令和8年4月1日から、九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が経営することとなるため、九十九里地域水道企業団規約を変更すべく、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

黄色の表紙、議案関係資料つづり5ページをご覧ください。新旧対照表により説明させていただきます。

アンダーライン部分が変更箇所となります。本則に第5章、解散の章を加えます。

「第15条、解散した場合の事務の承継及び決算審査。企業団が解散した場合においては、千葉県企業局がその事務を承継する。第2項、前項の場合において、企業団の企業長が調製した決算については、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認

定に付すものとする」を加えます。

申し訳ございませんが、ピンク色の表紙、議案つづりに戻っていただきまして、7ページをご覧ください。

附則といたしまして、この規約は千葉県知事の許可の日から施行することといたします。

次に、議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散についてでございますが、資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづり9ページをご覧くださいと存じます。

本案は、地方自治法第288条の規定により、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてでございますが、資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづり11ページをご覧くださいと存じます。

本案は、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散することに伴い、地方自治法第289条の規定により、保有する財産の全てを千葉県企業局に承継することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第2号ないし議案第4号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第5号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 林 栄司君登壇〕

○都市建設課長（林 栄司君） それでは、議案第5号について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、ピンク色の議案つづり13ページ、議案第5号をご覧ください。

町長からの提案理由説明がありましたとおり、道路法第10条第3項の規定により、町道路線の変更をするものでございます。

1枚めくっていただき、15ページをご覧ください。

町道路線の変更は2路線で、首都圏中央連絡自動車道の整備に伴い、町道の認定を変更する必要が生じたことにより町道路線の変更をするものでございます。

黄色の議案関係つづり6ページ、7ページを併せてご覧ください。

町道B074号線路線変更箇所図になります。町道B074号線につきましては、6ページの青

色の線の町道路線を圏央道の整備に伴い、7ページ、赤色の線の町道路線に変更いたします。延長が470.86メートルから513.57メートルへ、幅員が2.30メートルから2.60メートルが3.22メートルから9.67メートルへ変更となります。その他の変更はございません。

続いて、8ページ、9ページをご覧ください。

町道B218号線路線変更箇所図になります。B218号線につきましては、8ページの青色の線の町道路線を圏央道の整備に伴い、9ページ、赤色の線の町道路線に変更いたします。これによりまして、終点が遠山字庚塚278番5から遠山字庚塚278番10へ、延長が124.00メートルから107.63メートルへ、幅員が5.10メートルから5.40メートルが5.03メートルから6.30メートルへ変更となります。その他の変更はございません。

以上で議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 林 栄司君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前10時55分とします。

（午前10時43分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時53分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 議案第6号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊となっております議案第6号の一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和7年度横芝光町の一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億989万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億4,989万6,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。

内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページから 6 ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

7 ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款 2 項 1 目総務費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、自動運転バスの社会実装の推進に係る補助金で、利用者の利便性を図るための運行経路の調整とバス停の追加などに係る補助金を増額するもので、補助率は80%です。

次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和 6 年度にデフレ完全脱却のための総合経済対策として実施された定額減税補足給付金について、定額減税の実績が確定したことから、当初調整給付額に不足が生じた方などへの不足額の支給に係る交付金を新規計上するもので、給付金の支給に要する経費の全額が交付されます。

5 目教育費国庫補助金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は、1 人 1 台端末の令和 8 年度更新のため、7 年度当初予算に計上いたしました校内 LAN 環境整備業務委託に係る補助金で、本年 4 月、国の交付決定があったことから新規計上したものです。補助率は 3 分の 1 です。

16款 2 項 4 目農林水産業費県補助金の千葉県経営所得安定対策等推進事業費補助金は、経営所得安定対策等に係る事務的経費に対する補助金で、物価高騰対策のため増額配分となったことから増額するものです。

次の小規模飼料生産支援事業補助金は、飼料作物の生産面積の新規拡大に必要な機械の導入に対し 3 分の 1 を補助するもので、畜産農家が購入する機械 1 件分について新規計上しました。

19款 2 項 9 目ふるさとまちづくり基金繰入金は、自動運転モビリティ事業の財源とするため繰り入れるものです。

20款 1 項 1 目繰越金は、今補正予算の財源調整として計上しました。

21款 5 項 1 目空港周辺対策交付金は、令和 6 年度に山武郡市広域行政組合立養護老人ホーム坂田苑が空気調和機器機能回復工事を実施したことに伴い、借入金の償還相当として、空港周辺対策普通交付金の公共施設割が増加したことから増額計上しました。

7 項 1 目雑入の基盤整備基礎調査事業地元負担金は、経営体育成基盤整備事業を予定している南条 1 期地区の計画概要書策定業務委託に係る匝瑳市及び匝瑳市受益分の地元負担金で、国庫補助金の内示額が減額となったことから、計画概要書の作成を町単独事業として実施するため、係る経費を案分し増額するものです。

8 ページをお願いします。

続いて、歳出です。

2 款 1 項 8 目企画費の企画調整事務費は、横芝光町地域公共交通計画の令和 9 年度改定に向け、公共交通に関する現況把握や利用者アンケートの実施など、総合的な見直しのための基礎調査を早期に実施する必要があることから、地域公共交通計画策定業務委託料を新規計上するものです。

次の自動運転モビリティ事業は、運行経路の調整とバス停の追加など、利用者の利便性を図るとともに、社会実装を促進する運用方策の検証・調査などに係る支援業務を委託するため、自動運転実証調査業務委託料を増額するものです。

11 目空港対策費の騒音防止対策施設維持管理事業は、令和 6 年度に山武郡市広域行政組合立養護老人ホーム坂田苑が空気調和機器機能回復工事を実施し、空港周辺対策普通交付金が増額となったことから、山武郡市広域行政組合分の補助金を増額するものです。

2 項 1 目税務総務費の定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業は、令和 6 年度に実施された定額減税補足給付金について、6 年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定したことから、本来給付すべき額が 6 年度に給付された当初調整給付額を上回った方に対して、その差額を追加で給付するための経費を計上いたしました。3 節職員手当は、当該事業の実施に伴う時間外勤務手当です。10 節需用費の消耗品費は、個別通知状の用紙など事務用品の購入代です。11 節役務費の通信運搬費は、支給確認書や振込通知書などの郵送料、次の手数料は給付金の振込手数料です。12 節委託料の電算処理委託料は、支給確認書や封筒などの作成、印刷及び封入封緘などの委託料、次の給付金システム改修業務委託料は、給付対象者の抽出を行うための住民情報系システムの改修費です。19 節扶助費の定額減税補足給付金（不足額給付）給付費は、給付対象者を 3,200 人と見込み計上しました。

4 款 1 項 2 目予防費の個別予防接種事業は、65 歳の方などへの带状疱疹ワクチンの予防接種が、本年 4 月より予防接種法に基づく定期接種の対象となったことから、带状疱疹ワクチンの予防接種に係る経費を増額するものでございます。当該予防接種の対象者は年度内に 65 歳になる方などで、5 年間の経過措置として、年度内に 70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95

歳、100歳になる方も対象となります。また、今年度に限り、100歳以上の方全員も対象となります。10節需用費の消耗品費は予防接種個別通知用の用紙購入代、11節役務費は個別通知の郵送料です。12節委託料は带状疱疹ワクチンの定期接種に伴う個別接種委託料の増額で、接種者を531人と見込み計上しました。

5款1項3目農業振興費の需給調整対策総務事業は、物価高騰対策として、千葉県経営所得安定対策等推進事業費補助金が増額となったことから、横芝光町農業再生協議会に対する補助金を増額するものです。

4目畜産振興費の飼料生産拡大整備支援事業は、町内の畜産農家1戸が整備する飼料収穫用機械の導入に対する補助金を新規計上しました。補助率は3分の1で、千葉県の小規模飼料生産支援事業補助金を100%充当し、実施しようとするものでございます。

5目農地費の経営体育成基盤整備事業（南条支線）は、南条1期地区の令和10年度の事業採択に向け、計画概要書作成業務に係る調査委託料を増額計上しました。南条1期地区の計画概要書の作成につきましては、当初、国・県の補助事業の活用を予定しておりましたが、令和7年度国庫補助金の内示額が減額となり、計画概要書の作成が先送りとなる見込みから、事業計画の進捗を図るため、町単独事業で作成しようとするものでございます。

10ページをお願いします。

7款4項1目都市計画総務費の横芝光IC周辺開発事業は、事業区域内に設置されている揚水機場1か所が開発の推進により滅失した場合の影響や、近接する揚水機場1か所での代替の可能性などを早急に調査する必要があることから、調査委託料を増額するものです。

9款1項2目事務局費は財源振替で、歳入でもご説明いたしましたが、1人1台端末の令和8年度更新に向け実施する校内LAN環境整備業務委託について、本年4月、国庫補助金の交付決定があったことから財源を振り替えるものです。

4項3目共同利用施設費の文化会館維持管理事業は、文化会館和室上部のタイル屋根防水シートが経年劣化により損傷し、雨漏りが発生するおそれがあることから、和室上部の屋根防水のための施設改修工事を増額しました。

11ページ以降の給与費明細書の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第7号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君登壇〕

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 議案第7号 令和7年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊、議案第7号の補正予算書をお願いします。

今回の補正予算の要旨ですが、公益財団法人地域社会振興財団の令和7年度100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の採択決定に伴う収入及び支出の補正であります。

1ページをお願いします。

第1条は総則で、第2条の収益的収入及び支出において、収入の第1款病院事業収益、支出の第1款病院事業費用ともに、補正前の額18億1,080万円に補正額109万9,000円をそれぞれ追加し、収益的収支予算の総額を収入・支出それぞれ18億1,189万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、補正予算説明書で説明させていただきますので、3ページ目をお願いします。

収益的収入及び支出の上段、収入ですが、1款3項2目1節の補助金は109万9,000円の補正で、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の採択決定に伴う増額補正であります。交付決定額は110万円であります。存目計上分1,000円を差し引いた109万9,000円の補正であります。これは、昨年度から活動しておりますコミュニティナース事業、また、補助採択事業名では東陽病院と地域をつなげるプロジェクトであります。当該活動のさらなる推進に要する経費などがこのたび認められ、補助金の交付決定となったものであります。

下段、支出は、当該事業の経費などで、1款1項3目4節の職員被服費は11万円の増額補正で、コミュニティナース活動用被服費であります。5節消耗品費で14万9,000円の増額補正、11節印刷製本費2万円の増額補正で、パンフレット等を作成します。16節委託費30万円の増額補正は、活動拠点となりますコミュニティルームの壁面へホスピタルアートを描くためのデザイン委託費であります。19節雑費は6万円の増額補正で、活動に要する雑費であります。

また、6目研修費は、2節謝金25万円の増額補正は先進地外部講師への謝金であります。3節図書費6万円の増額補正は書籍購入費、4節研修旅費15万円の増額補正は、コミュニティナースで活動します職員の先進地視察に要する旅費であります。

以上のように、3目経費と6目研究研修費を合わせました支出、病院事業費用の補正額は、

収入である病院事業収益補正額と同額の109万9,000円を増額補正するものであります。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第8号及び議案第9号について、総務課長。

〔総務課長 鈴木正広君登壇〕

○総務課長（鈴木正広君） 議案第8号及び第9号につきましてご説明させていただきます。

初めに、議案第8号 横芝光町教育委員会教育長の任命について補足説明させていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり17ページをお願いいたします。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町教育委員会教育長の實川睦子氏の任期が令和7年6月21日をもって満了となりますことから、新たに教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

小川重之氏は、横芝光町横芝にお住まいで、昭和38年生まれでございます。同氏は昭和63年5月に浦安市立見明川小学校教諭を振出しに、長きにわたり教育現場でご活躍され、浦安市及び山武郡市内の教諭として地域や行政機関との連携を深めながら、常に子供の視点に立った児童第一主義で教育を実践されてきました。平成24年4月から横芝光町立横芝小学校教頭に着任し、平成26年4月から横芝光町教育委員会教育課主幹及び副課長を経て、平成29年4月から横芝光町立白浜小学校校長に着任、平成31年4月から山武郡市広域行政組合教育委員会教育支援課長を経て、令和3年から横芝光町立横芝小学校校長に着任し、継続は力なりの校訓の下、確かな学力を持ち、心豊かで健やかな児童の育成という学校教育目標の具現化を目指し、児童の健全育成、教職員の人材育成や意欲向上を図り、地域に信頼される学校づくりに努めるなどして、令和6年3月末に退職されました。

同氏は、教育分野に関する豊富な知識と経験を有し、かつ人格高潔であり、教育委員会教育長として適任の方でございますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第8号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第9号 横芝光町教育委員会委員の任命について補足説明させていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり19ページをお願いいたします。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町教育委員会委員の加瀬博幸氏

の任期が令和7年8月21日をもって満了となりますことから、加瀬博幸氏を引き続き教育委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

加瀬博幸氏は、横芝光町横芝にお住まいで、昭和30年生まれでございます。同氏は令和3年8月から町教育委員会委員に就任し、また、令和5年6月から現在まで教育委員会教育長職務代理者を務めております。同氏は、昭和53年4月に山武町立山武中学校教諭を振出しに、東金市立西中学校、同じく東中学校の教頭などを務め、平成20年4月からは芝山町立芝山中学校、横芝光町立横芝中学校の校長を歴任されました。

現在も、教育行政の推進にご尽力をいただいております。教育委員会委員として適任の方でありますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 報告第1号及び報告第2号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 初めに、報告第1号についてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり21ページをご覧ください。

報告第1号 令和6年度横芝光町一般会計継続費繰越報告についてであります。本件は継続費の令和6年度分年割額のうち、年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、その繰越額を報告するものです。

対象事業の1つ目、2款総務費、1項総務管理費の総合計画策定事業は、契約における入札差金を繰り越すもので、令和6年度継続費予算額1,099万4,000円のうち56万6,000円を翌年度に通次繰越ししたものです。

次の3款民生費、1項社会福祉費の社会福祉総務事務費（地域福祉計画策定業務）は、契約における入札差金を繰り越すほか、町民及び団体アンケートの回収率を上げるため、期限延長などの対応を行ったことにより、令和6年度に予定していた報告書の作成が年度内に完了しなかったことから、令和6年度継続費予算額524万7,000円のうち321万2,000円を翌年度に通次繰越ししたものです。

7款土木費、4項都市計画費の横芝光IC周辺開発事業（都市計画用途地域見直し等支援業務）は、契約における入札差金を繰り越すもので、令和6年度継続費予算額1,232万円のうち24万2,000円を翌年度に通次繰越ししたものです。

9 款教育費、2 項小学校費の横芝小学校改築事業は、令和 5 年度に実施した契約事務に時間を要し、5 年度に予定していた工事の一部を 6 年度に繰り下げたことに伴い、建設工事全体が後ろ倒しとなったことから、令和 6 年度継続費予算現額 32 億 8,946 万 2,000 円のうち 12 億 22 万 6,000 円を翌年度に逡次繰越ししたものです。

続きまして、報告第 2 号についてご説明します。

23 ページをご覧ください。

報告第 2 号 令和 6 年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、令和 6 年 12 月議会定例会及び 7 年 3 月議会定例会で繰越明許費の承認をいただきました事業につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、その繰越額を報告するものです。

繰越しを行った事業は 8 事業で、繰越額の総額は、翌年度繰越額の計の欄に記載のとおり、1 億 5,460 万 8,000 円となりました。

1 つ目、2 款 1 項総務管理費の地域生活応援券発行事業（第 3 弾）（重点支援交付金）は、町内協力事業者で使える商品券を町民 1 人当たり 2,500 円分を配布するもので、使用可能期限を令和 7 年 8 月 31 日までとしていることから繰り越したものです。

3 款 1 項社会福祉費の低所得世帯支援給付金給付事業（非課税世帯・こども加算）は、令和 6 年度住民税非課税世帯に対し 1 世帯当たり 3 万円を給付し、対象世帯のうち 18 歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童 1 人当たり 2 万円を加算して給付するもので、給付対象者からの申請期限を令和 7 年 7 月 31 日までとしていることから繰り越したものです。

次の高齢者福祉施設物価高騰対策支援事業（重点支援交付金）は、町内の高齢者福祉施設 6 事業所に対し、施設の定員数に応じ、定員 1 人当たり 1 万 7,000 円を交付するもので、申請期限を令和 7 年 4 月 18 日までとしていることから繰り越したものです。

5 款 1 項農業費の成田用水土地改良区負担金事業は、下総幹線水路整備補修工事に係る負担金で、設計変更により年度内に工事が完了しなかったことから繰り越したものです。

次の広域営農団地農道整備事業は、作田川橋梁工事に係る負担金で、令和 6 年度に実施した下部工事に係る前払い金及び部分払いの請求が請負業者からなく、年度内に支払いがなかったことから繰り越したものです。

7 款 2 項道路橋りょう費の直営舗装事業は、中台地先において工事予定箇所の近接地で別工事が実施されており、当該工事終了後に工事を開始するため、年度内に工事が完了しなかったことから繰り越したものです。

次の町道Ⅱ－10号線道路改良事業（横芝地先）は、物件調査委託等につきまして、関係機関などとの協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったことから繰り越したものです。

4項都市計画費の横芝駅北側周辺地区整備事業は、横芝駅北側周辺地区まちづくり検討調査業務委託において、関係機関などとの協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったことから繰り越したものでございます。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明とさせていただきます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 報告第3号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君登壇〕

○東陽病院事務長（吉田 潔君） それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙、議案・報告つづりの最終25ページをご覧ください。

報告第3号 令和6年度横芝光町病院事業会計建設改良費繰越報告についてであります。

本件は、令和6年度横芝光町病院事業会計のうち建設または改良に要する経費の一部、受水槽更新工事を繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、予算を繰り越した旨を議会に報告するものであります。詳細につきましては、令和6年度横芝光町病院事業会計建設改良費繰越計算書にてご説明させていただきます。

1款資本的支出、1項建設改良費の受水槽更新工事、予算計上額3,990万円を翌年度に繰り越したものであります。これは、令和6年度中に2度の入札不調によりまして、工事着工日の遅延により、適正工期を確保するためには工期が年度をまたぎ、年度内での工事完成ができなくなり繰越しとなったものであります。

入札不調の要因としましては、1回目は入札資格要件であります専任技術者として必要な1級管工事施工管理技士を確保できる業者がいなかったことによる不調、2回目の入札不調につきましては、更新すべく管及び各資機材の製造・納品に不測の時間を要することが判明し、唯一の入札業者から入札の取下げ申請が提出され、不調となりました。よって、3回目の入札となったことから、適正工期確保のため繰越しせざるを得なくなったものであります。

以上で報告第3号の補足説明とさせていただきます。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 報告第1号 令和6年度横芝光町一般会計継続費繰越報告について、報告第2号 令和6年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について、報告第3号 令和6年度横芝光町病院事業会計建設改良費繰越報告については、ただいま説明のとおりですの

で、ご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 1 時とします。

(午前 11 時 30 分)

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0 時 59 分)

◎一般質問

○議長（小倉弘業君） 日程第 5、これより一般質問を行います。

◇ 市 原 成 一 君

○議長（小倉弘業君） 通告順に発言を許します。

市原成一議員。

〔4 番議員 市原成一君登壇〕

○4 番（市原成一君） それでは、一般質問させていただきます。議席番号 4 番、市原成一が議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

私は、常にこの町の人口減少問題に危機感を抱いております。さらに、人口減少に起因し、歳入面が縮小するにもかかわらず、予算規模は増大していく、このことに将来の行財政運営は大丈夫かと不安に思っている一人でございます。そこで、過去の一般質問でも人口動態に触れましたが、今回はさらに社会増減の年齢別、性別を中心に調査した結果からお話をさせていただきます。

まず、人口減少の大きな理由は、やはり深刻な少子化がもたらす自然減です。死亡者数に比べ出生数が極端に少なく、このことが人口減少の一番の要因であります。

次に、社会増減についてお話をいたしますと、転入人口と転出人口は、ここ 5 年ほどの動向は転入が上回っております。しかし、これは過去にもお話をいたしましたが、外国人の転入超過によるものであります。

そこで、日本人に絞ってお話をしますと、明らかに社会減です。そのうち特筆すべきは、10代、20代の転出超過であります。細かな分析をしたわけではありませんが、推測として、

10代では高校を卒業し、専門学校や大学への就学のためにこの地を離れます。その中には、この町に住所を置いたままこの地を離れる人もおり、年平均15名程度の社会減。これが20歳代になると、年平均75名程度の社会減となります。これは、大学や専門学校を卒業し就職することを機に、転出届を出す方が多いのではないかと推測をいたしております。このまま若者の転出超過が続けば、本当に限界集落や消滅可能性都市は避けられないと思っております。

この人口減少は、町の行財政運営にも大きく影響するものと考えます。生産年齢人口の減少とともに税収などの自主財源が減少し、反面、社会保障費など財政需要は増加していき、既に財政力指数、経常収支比率はともに悪化しているように見受けております。

各区に目を向ければ、現在でも各集落から推薦をいただく役職員の成り手がいないという事態が発生をしております。このような人口減少問題は就業場所が少ない、これが大きな要因と誰しもが思っていることでしょう。

そこで、町では各種計画の中に、生産年齢人口の増加のために、航空業界への就業に期待する文言が表記をされております。人口流出を抑止または人口を呼び込み、一定の人口規模を維持したいとしている計画であると解釈をいたしております。これが就業機会の確保の観点から、成田国際空港の機能強化は千載一遇のチャンスと捉えていると思っております。私もそれを期待している一人です。しかし、思っているだけでは効果は表れません。

そこで、大綱1として、成田国際空港の機能強化について、この千載一遇のチャンスを生かすために、具体的にどのような施策を打っているのか。そして、どのような効果があったのか、お尋ねをいたします。また、未着手事業にあっても結構です。予定内容及び事前評価について教えてください。

次に、町予算財源についてお尋ねをいたします。

先ほど申し上げましたように、この町は人口減少から自主財源が減少し、あわせて、地方交付税や各種交付金も年々減少するであろうと予測をいたしております。そこで、国や県からの補助金等の依存財源はますます重要性を増すものと考えます。

しかしながら、昨年度の最終補正予算で、事業費に充てるべき社会資本整備総合交付金の交付額が少なく、年度内に事業が進められないとの理由でI-18号線の事業費が補正で減額返上されました。この道路事業は、成田国際空港周辺地域整備計画に、この町唯一の道路事業として掲載をされていたと記憶しております。I-18号線としか計画書に書かれていないので、補助対象区間が限定されているのかもしれませんが、この計画書に登載されていると、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、通称成田財特によりま

して、通常50%の補助が30%のかさ増しによって80%補助と、大変有利な交付金事業ではなかったでしょうか。

私が心配するのは、この成田財特法は時限が令和10年で終了すると思っております。このままですと事業完了ができないのではないかなというふうに心配をしているところでございます。なぜに、潤沢に財源措置があるときに積極的に進めなかったのでしょうか。

私は、昨年度も国庫補助金を受けて実施しないのかと尋ねた住宅事業がありました。この件は今でも本当に惜しいことをしたなと思っております。今さら遡って補助事業採択はあり得ないので、同じことを聞くことは避けます。一番の心配は、ほかにもこのように有利な財源を見逃したものはありませんか。これから様々な事業採択に向けて、しっかりと財源措置も含め、計画的・効率的・合理的に進めていただきたいと思います。思いを込めまして、大綱2点目として、町予算財源についてお尋ねをいたします。

その1つ目、財源確保の観点から、国・県補助金の有効活用についてどのようにお考えか。また、この先5年程度で補助金交付制度が期限を迎えるものはありませんか。

2つ目、成田国際空港周辺対策交付金についてお尋ねをいたします。

町長は10年ほど前、成田国際空港の機能強化について、ゴーサインを出すべきか否かで大変悩んでおりました。悩みに悩んだ結果、騒音下で暮らす町民のことを考えると断腸の思いであり、苦渋の選択として、町発展のためにゴーサインを出しました。私は今でも、この町長判断は正しかったと思っております。その結果が、町とNAAとの良好な関係、そして空港交付金の交付額などに現れているのではないのでしょうか。町長が政治手腕を十二分に発揮されたことに対し、改めて賛辞を送らせていただきます。本当にご苦労さまでございました。

ただ、この交付金の使い道について、時折疑問を感じる場合があります。自治法上の町長の予算調整権を侵害するつもりは毛頭ございませんが、ヨコシバテラスと自動運転モビリティ事業は、私の厳しい見方ですが、投資効果が乏しいにもかかわらず、財政リスクは全て町が負う、いわゆる利益相反のような状態ではないかと思っております。ここへの財源充当が、果たして町発展の振興策のためと言えるのだろうか、時折考えさせられることがございます。当時、町長が悩んでいる姿に、町が発展するならとゴーサインに同調してくださった住民の皆さんの意を酌み取る形なのか、疑問に思っています。どのようなお考えで、この2つの事業に充当されているのか、教えていただきたいと思います。

3つ目として、小学6年生になると飛行機に乗れると、周遊フライトを心待ちにしている子供たちに代わってお尋ねをいたします。この周遊フライトは、コロナ禍での修学旅行の代

替事業としてスタートしたものと思っていますが、今では立派にキャリア教育の一環として確立し、効果もしていると思っております。そのことから、そろそろ当初予算計上をするのかなと思っておりました。しかしながら、当初予算にはございませんでした。過去には補正予算措置であるので、今年も6月補正なのかと期待をしておりましたが、今回の補正予算にもありません。当初予算説明で聞き漏らしたのかもしれませんが、今年度の周遊フライト事業はどのようなになるのか、お尋ねをいたします。

町長もご覧になったと思いますが、令和7年3月25日付の千葉日報、この記事を読む限りは、周遊フライトを体験した子供たちは、将来の就業先として航空業界に目を向けてくれたのではないですか。こういう事業こそが、若者に住み続けてもらう施策として効果的であると思っております。まだまだ航空業界ではスタッフが不足、またチャーター便の機材のやりくりにも苦慮しているかもしれませんが、新聞報道にもありましたように、航空会社も積極的に受入れを考えたいと言っております。ぜひとも実現に向けた準備をしていただきたいと思っております。

次に、大綱3点目の自動運転モビリティ事業についてお尋ねをいたします。過日の議会議員全員協議会で質問をさせていただきましたので、なるべく簡略に済ませたいと思っております。

1つ目として、1便当たりの乗車人員ですが、行事や視察を除き、平均的に1便当たり何人が乗車をしているのでしょうか。

2つ目として、乗客1人当たりの輸送コストは、試算が可能であれば、収支率も教えてくださいたいと思っております。現時点では、あくまでも実証運行ですので、この次に自動運転もレベル4にステップアップし、経営面も考慮した実装という形での試験運行になります。このステップアップは、この町にとって厳しい状況になるのではないのでしょうか。

また、国が示している補助金交付要綱などを見ると、国土交通省も総務省もいずれ補助金が終了することを示唆しております。私はわけもなく、この事業をすぐにやめてくださいと言っているわけではありません。この事業をいつまでも続けては、補助金制度終了と同時に、財政負担のみが重くのしかかりませんか。それを心配しております。今後、駅北側やインター周辺開発など、大型事業が控えているのではないですか。この町の財政状況は、財政力指数、経常収支比率ともによいとは言えません。経常収支比率にあつては90%に近く、財政は硬直化してきていると言えます。今こそ事業の選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドの精神で事業整理をすべきときと思いますが、いかがでしょうか。

そこで3つ目、ずばり聞きます。いつまで自動運転モビリティ事業を継続するおつもりなのか、お尋ねをいたします。

次に、人口減少問題についてお尋ねをします。

1つ目、消滅可能性都市に向かっている原因は特定をできていると考えております。その対策としてどのような施策を考え実行しているのか、お尋ねをいたします。

2つ目として、各区のコミュニティ活動を維持するために、長年その地域に住み続けていただくことが肝要であると考えます。転出抑止は急務と考えておりますが、その点を執行部ではどのように考えているか、お尋ねをいたします。

3つ目として、人口推計と人口ビジョンに掲げる目標値に大きな差がありました。このたび示された総合計画での人口推計では、ギャップは縮まったように見てとれますが、この目標値を達成するために対策をどのようにお考えか、教えてください。

以上、壇上からの質問といたします。執行部の明快なご答弁をお願いいたします。

〔4番議員 市原成一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、市原成一議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは大綱1点目、「成田国際空港機能強化について」にお答えし、その他のご質問につきましては担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

平成30年3月13日に、断腸の思いで成田空港の更なる機能強化に合意してから7年、これを一大契機と捉え、様々な取り組みを進めてまいりました。

主な例を申し上げますと、国、県への要望と協議を重ねることで栗山川河川改修が推進され、河道掘削に着手し、横芝光ICから成田空港へ向かう道路整備は早期事業化を目標に調査が開始されております。当町の税関の所管につきましても、横浜税関であることの弊害が特例的に緩和されたことで、工業団地内に航空物流事業者の立地が進みました。

町内においては、増額された周辺対策交付金を活用し、地区への補助対象範囲拡大によるコミュニティ活動支援や、騒音区域住民への支援として補助の拡充を実施してまいりました。学校給食費につきましても、他自治体に先駆けて無償化し、これらは移住・定住に資する施策でもございます。

交通関係では、東京駅までの高速バスの誘致、成田便の運行開始と拡充、横芝駅のエレベ

ーターもハードルが高いといわれていたところではありますが、国土交通省やＪＲ東日本と協議を重ね設置することができました。

また、道半ばではございますが、横芝光ＩＣ周辺開発、こどもの国跡地周辺開発、横芝駅北口開発等の各種開発に係る協定の締結により、まちづくり推進の土台が整備されてきたところでございます。

このほかにも、人口減少の厳しい局面の中、女性活躍やＤＸ、国際化の推進といったソフト事業を推進することで、増加が見込まれる空港従業員の定住促進を図り、引き続き千載一遇のチャンスを生かすべく、努力を重ねてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 市原成一議員ご質問の大綱２点目、「町予算財源について」のうち、「財源確保対策の観点から、国・県補助金の有効活用についてどのように考えているか、また、この先５年程度で補助金交付金制度の終了を迎えるものはないか」にお答えいたします。

初めに、「財源確保対策の観点から、国・県補助金の有効活用についてどのように考えているか」でございますが、当町の財政状況につきましては、歳入においては、成田国際空港周辺対策交付金が一定額見込めるものの、自主財源の根幹となる町税については、生産年齢人口の減少及び少子高齢化の進展により、大幅な増収を期待することができない状況です。

一方、歳出においては、人事院勧告等による人件費の上昇など、義務的経費が増加となる見込みのほか、投資的事業においても、公共施設の維持管理に要する経費に加え、成田空港の更なる機能強化を町にとって千載一遇のチャンスとして捉え、横芝駅北側の開発、横芝光ＩＣ周辺の企業誘致など、子どもたちが夢を持てるようなまちづくりに係る経費も必要でございます。

また、頻発化している自然災害への迅速な対応のためには、十分な一般財源を確保した健全財政の維持が必要であり、国・県補助金を活用した財源確保も非常に重要なものとなっております。

このようなことから、当初予算編成方針におきましても、国及び県の予算編成や補助制度の動向を把握し、補助対象となるものは積極的に活用することとしております。また、国や

県からの財政支援の減少や廃止が見込まれる事業については、積極的に見直しを検討することとしておりますことから、国・県補助金は適切に有効活用してきていると認識しております。

次に、「この先5年程度で補助金交付金制度の終了を迎えるものはないか」でございますが、国・県補助金の種類は多種多様でございますので、当町の令和7年度当初予算に計上しているものでお答えしますと、補助制度終了によるものは国庫補助金で1件見込まれております。目的が終了した補助金等は廃止されますことから、補助金が存続している間は、可能な限り有効活用を検討することで、町の一般財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 市原成一議員ご質問の大綱2点目「町予算財源について」のうち、「（2）成田国際空港周辺対策交付金について」と、大綱3点目「自動運転モビリティ事業について」と、大綱4点目「人口減少問題について」にお答えいたします。

初めに、大綱2点目「町予算財源について」のうち、「なぜに効果が薄いモビリティ事業の補助裏に充当するのか。国の補助率100%が事業開始の起源では」についてですが、自動運転モビリティ事業は、周辺の自治体にはない交通サービスの導入実現を目指すことで、魅力ある住みやすい町として認知され、定住者の確保と移住者獲得へつながり、また、成田空港の機能強化による新たな居住者獲得に向けた施策事業と結びつくことで、先進的なまちづくりにつながる事業として実施していることから、空港周辺対策交付金を活用可能な事業として考えています。

なお、本事業の財源は、当初から国の補助金を前提としていることに変わりませんが、ふるさとまちづくり基金とともに空港周辺対策交付金を充てることについて、事業開始の段階で町議会のご理解をいただき、本事業に取り組んでいるものでございます。

次に、「計画的に実施すれば、不要であったヨコシバテラスの家賃補助に充当する理由は、財源計画や展開手法の選択が正しければ、町負担は回避できたはず」についてですが、ヨコシバテラスは、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく移住定住促進事業として事業を開始し、町への定住者の増加と子育て世帯に優しい町づくりを目指し、事業を実施しております。

ヨコシバテラスにつきましては、入居開始が令和7年1月であり、開始当初からの満室入居に至らなかったため、財政負担が増加してしまった部分がございますが、本事業を実施するにあたり、町の収支計画を算出しますと、直接収入は家賃収入、間接収入は町税や普通交付税を見込んでおり、将来的に89%の入居率である場合、収支率はプラスマイナスゼロであるとの試算により事業に着手いたしました。

また、ヨコシバテラスは、空港機能強化を踏まえた新たな居住者獲得に向けたまちづくり構想関連事業であり、空港機能強化により空港関連従業員の増加が見込まれるため、この方々を町へ呼び込むための施策のひとつとして実施している事業であり、騒音区域内に立地していることから、地域の人口減少抑制にも効果を見込んでおりますので、空港周辺対策交付金の充当が可能な事業と考えております。

次に、「空港交付金を活用し子ども達の周遊フライトを続けた方が、今後の町づくりには効果的と思うが」についてですが、周遊フライトは、航空業界学習事業として、航空機チャーターによる周遊体験をすることで、航空機を身近に感じ、航空関係で働く人々に興味を持ってもらうことを目的として、令和2年度より町内小学6年生を対象に実施しているところです。実施内容としましては、搭乗手続きを含む周遊フライトと整備士による空の上の航空教室、機内食体験等を行っております。

周遊フライトを通じて、子ども達の感性や好奇心を刺激し、「楽しい」だけではなく、体験学習を行うことにより飛行機を身近に感じ、「学び」や「成長」につながるものが本事業の大きな魅力であり、教育を通じ、町の価値を高めるという点からも、非常に効果的な事業であると考えております。

町としましても、航空需要の回復により、機材の確保が難しくなっている状況はありますが、子ども達が空港の役割や町と空港のつながりについて考える機会と捉え、将来の航空業界の担い手となっていけるよう、引き続き予算確保を目指し、事業を継続していけるよう努力してまいります。

次に、大綱3点目「自動運転モビリティ事業について」にお答えいたします。

初めに、「(1) 1便当たりの乗車人数は(行事や視察を除き)」についてですが、通年の実証走行を行いました令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間における行事や視察の利用者を除きました1便当たりの乗車人数は0.63人でありました。

次に、「(2) 1人輸送コストは(試算可能であれば収支率も)」についてですが、令和6年度の実証走行に係る経費から算出した輸送コストは、1人当たり7万8,172円の試算結

果となります。

なお、収支率につきましては、本事業を開始した段階から無料で実証運行を行っておりますので試算できませんが、仮に町内バスの運賃100円と同額とした場合における収支率は0.13%の試算結果となります。

次に、「（３）いつまで継続するつもりか、その理由は」についてですが、現在、国の掲げている全国100箇所以上での自動運転レベル4による社会実装実現の目標年次の2027年度までは、国の支援が続くものと見込んでおります。毎年度の国庫補助事業の採択を必須条件として、当町における自動運転レベル4による交通サービスの実現に向け、本事業を取り組んでまいりたいと考えております。

もっとも、今年度は今後の事業継続の判断が必要な年でもありますので、利用者の需要拡大、社会受容性の向上、今後の財源見込みなどの課題を整理しながら、本事業の実績や効果を丁寧に検証しつつ、様々な声を真摯に受け止めることが重要だと考えております。

また、継続する理由につきましては、自動運転技術を活用した新しい交通サービスの導入によって、当町のまちづくり施策事業との連携による新たなサービスの創出とコンパクトシティの実現に向けた事業であること、高齢化の進展と交通業界における人材不足による公共交通の縮小、廃止などへの対応となり得ること、新しく先駆的な交通サービスとして、当町の魅力向上に資する事業であることなどが理由でございます。

次に、大綱４点目「人口減少問題について」お答えします。

初めに、「（１）消滅可能性都市に向かっている原因は特定できていると考えるが、その対策は」についてですが、人口戦略会議で公表された令和６年地方自治体持続可能性分析レポートの分析結果において、20から39歳の若年女性人口の減少率が、2020年から2050年までの30年間で50%以上となる744の自治体が消滅可能性自治体とされ、この中で若年女性の人口減少率52.8%であった横芝光町も該当とされました。

この分析結果から、若年女性人口の減少に歯止めをかける対策が必要であると考えます。当町では、平成27年度に策定した横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき様々な施策に取り組み、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議において、総合戦略における施策の効果検証を行ってまいりました。加えて、空港機能強化を契機として、冒頭にご説明させていただいた空港機能強化を踏まえた新たな居住者獲得に向けた調査検討において、メインターゲットとする空港関連従業員、特に20代後半から30代の共働き子育て世帯を定住人口として誘引するため、各種施策を進めているところでございます。

次に、「（２）特に、各区コミュニティ活動維持のための転出抑止は急務と考えるが」についてですが、各区コミュニティ活動は、安全な暮らし、互助、地域の活性化など、地域社会を維持するためには必要不可欠であります。

現在、当町においても少子高齢化が進行し、人口減少が進んでいる中で、各区コミュニティ活動の持続性を担保するためにも、中心的役割となる若年層の転出を抑止し、また、一度転出した方の回帰を促進することが急務であると考えますので、当町に適合する施策を研究し取り組んでまいります。

次に「（３）人口推計と人口ビジョンに掲げる目標値のギャップの補填策は」についてですが、現在の第２期人口ビジョンにおける人口の将来展望は、第１期人口ビジョンの推計手法を基に、成田空港の新規就業者による町への定住者が、2025年から2040年までに4,032人増加すると見込んで設定いたしました。国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の推計人口は将来的に減少傾向を示すのに対し、第２期人口ビジョンの将来展望では、成田空港の更なる機能強化に伴う就業者等における町への定住者の増加を見込み、2025年から2040年までに約２万5,000人まで増加し、その後はおだやかに減少傾向で推移することとなり、差異があります。

現在策定中の第３次横芝光町総合計画で展望する人口推計は、第２期人口ビジョンで設定した将来展望の考え方を基本的には踏襲するものの、近年の動向を考慮して、社人研で推計されている合計特殊出生率を採用して設定することを予定しており、第２期人口ビジョンで設定した値より低くなる見通しであります。

人口減少問題は、当町にとっても喫緊の重要課題であるため、様々な事業の充実を図り、目標とする人口を確保できるよう努めてまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○４番（市原成一君） なるべく通告順で自席からの質問をしたいんですが、もし飛んでしまったらごめんなさい、先に謝っておきます。

まず、成田空港の機能強化の関係で、就業者数、従業者数を増やしようという目標値が掲げられていたんです。空港内外で就業する方々の３％はこの町から行っていただけるといいなという、これはあくまでも人口ビジョンなので目標値なんですけれども、今、何人ぐらい行っているのか。すぐの数字分からなくて結構ですので、直近でどのぐらい分かれば教えてください。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 申し訳ありません。今現在、正確な数字を持ち合わせておりませんので、後でお答えさせていただきます。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） すみません、通告をしていなかったので大変申し訳ございませんでした。後ほど課のほうに行ってお伺いをすれば十分でございます。

ちなみに、3%を目標とすると、最終的には7万人、空港の中で7万人でしたっけ。2,100人ぐらい、この町から通勤するのかなという数字が出てくるんですが、過去、私が記憶している人数だと300人台だったと思うんです。これ本当に真剣に勤めていただく方を探して、行ってくださいという紹介をして勤務していただきという、その具体的な動きをしない限りは、私は難しいのかなと思っています。今すぐにそれは無理でしょうというのがあって、周遊フライトのほうの話も最後にさせてもらったんですが、300人、400人しかいないところを2,000人台まで持っていくって本当に本当に難しい話で、冒頭、壇上から言いました。10代、20代が、10代ですと15人毎年減っていくよ。20代ですと75人減っていくよという、そういう数字もありますので、それを取り込んで、どんどん空港のほうへ就業していただければいいかなというふうには考えていますが、希望的観測としていかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 希望的な観測も含めて3%なのかなという部分があるんですが、現状、若干ちょっとご説明をさせていただきますと、県のほうの成田空港政策課の皆さんが、せっかく私どものほうに挨拶いただいたときに、これから成田空港が容量拡大をするにつけて、4万戸のおうちが必要になるんだというようなお話を言っていました。

実際、今の状況の中でどれだけ用意できるか。周辺9市町自治体の中で2万戸ぐらいしかできないだろうと。ということは、2万戸がそもそも絶対数として足らなくなるという積算を県ではしておるところの中で、たまたま昨日、地元の建て売りをやっているそこそこ大手の地元の不動産屋さんの営業が来庁しまして、今度開発をするのに、特に横芝小学校が今すばらしい建物が見えてきまして、その周りに家を建てられないかというオファーが近隣市町からたくさん来ているという話も伺っていますし、また、先ほど空港政策課のお話の中で、やはり成田市周辺は非常に土地が高くなって、全てが買えないわけじゃないですけども、なかなか若い人には手の届かない金額になっていってしまっている状況の中で、これからどうやって、この地域の中で家を建てられる土地を開発できる、ある程度サポートというか、

町がやるつもりはありませんけれども、開発業者にしっかりと頑張ってもらいたい旨のメールを送る感じで、昨日そういうお話をさせてもらった中で、今後大きな期待をしていますし、土地利用ビジョンの中で、この部分はやはり宅地に向けてできるようにしたらいいんじゃないか。たまたまですけれども、この6月から農業委員会、産業課のほうで、農振地区の除外申請を受けられる準備が当町も整いましたので、そういう状況も含めて今後期待をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 町長、千載一遇のチャンスを生かすために、トップセールスとして結構動いていただいて効果も出ていますので、今度、住宅開発のほうでも、なるべく町の予算を使わずにやっていただく方法を取っていただければありがたいと思っています。

本当に、空港交付金については、総務課以外でもコミュニティ事業に使ってくださいということで交付金頂けるって、私、海岸のほうの人間なので非常にありがたいと。今、区長もやらせてもらっていますので、非常にありがたいというふうに感謝をしています。

それから、町の予算財源についてちょっと触れさせていただきますが、I-18号線って、本当に成田財特だと令和10年に終わってしまうというのも私前々から気づいていて、遅々として進まずの工事があったんですが、ここまで来たら多分10年では終わらないと思いますけれども、町長の政治手腕の中では終わらせるのか、またはもっといい話があれば、もうこの場で返事は結構です。そういう事業を生かしてもらおうとか、とにかく道路事業を進めていただきたいという希望は持っています。

もう一つは、成田財特の法律の期限が、これ結構何度か後送り後送りで時限を広げてくれているんですね。なので、今までも何年で終わりだよと言っていたのが結構延びてきていますので、それを期待するのと同時に、町長の政治手腕で何かいいものがあれば、答弁は結構です。それを期待させてください。なるべく早めに。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） I-18号線の件なんですけれども、社会資本整備交付金が今年度満額つくことになりました。今年度中に歩道まで行けるかどうか分かりませんが、一応道路についてはあそこの部分できることになりましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） すみません。そこまで終わったら、今度次で県道のほうまでつなげるようによろしくをお願いします。

あと、先ほど細かい話で、ヨコシバテラスとかモビリティ事業に、利益相反の事業に突っ込むのはどうなのかなというふうに疑問を持っていたんですが、それも私の勝手な思い込みかもしれません。確かにお金は色ついていないので、全体のバランスを取った中で充当していくというのは、これは財政の立場としても必要だと思いますので、その辺やめてくださいとかそういう話ではないので。とにかく効果があると思ったところにはやっていただきたいと、その効果もずっと続くわけではないですよというのがモビリティ事業だったんです。最後に残るのは重い財政負担なのかなというのを本当に心配しています、私。

先般の全協のときに、総務省の補助金のほうへ乗り換えるという考えもあるんですが、あれはちょっとまた異質のもので、電波とかGPSがどういうふうに来るかという通信上のところを主体にした、総務省の補助金というのはそういうものを主体にしたところかなと。でも、それもやっぱり実証が終わったら補助金制度なくなりますよと読めるんです、補助金交付要綱を見ると。ですから、やはりさっき言った財源のところで、先がもうこれ以上耐えられないというときには、町長、度胸を決めて本当におやめください。確かに、先駆的・先進的な事業であるというのは私も認めます。でも、令和5年5月に私が言ったように、バスってこの町にマッチしていない。乗車率も利用率も収益率も輸送コストも全て、バス事業って悪いです。その辺も検討して、いつやめるべきかということも見ておいていただきたいなと。できることであれば、レベル4に乗っかる前におやめになったほうがいいのかと思ったので、この間の全員協議会の中で強い言葉で言って本当に申し訳ないとは思っているんですが、一番へこんじゃったのは担当課長と担当者かなというふうに反省していますので、よろしくお願いします。

あと、ヨコシバテラスにちょっと触れたので、もし分かればで結構なんですが、あと1部屋空いているというお話、10部屋中の9部屋埋まったよということなんですが、そこに人数でいうと何人ぐらい転入されたのか。もし手持ちの数字があれば教えてください。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ヨコシバテラスの今の入居している人数でございますが、今現在9室入居しておりまして、23人の方が暮らしております。大人が18人、それから子供が5人暮らしている状況でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） これが、やはり住宅の購入補助金とかと比較すると、あまり効率がよくないのかなと思ったので、さっき町長に申し訳なかったんですが、今度住宅整備するときには、なるべく町のお金を使わずにやる方法を考えてくださいというところの根拠なんです。年間最低でも600万をこの家賃補助で出します。空き部屋があれば、その分7万5,000円加算されているという考えでいいんですよね、計算上は。なので600万円は優に超えると。それで、600万円に対して23名の転入であったというふうに見えるし、この転入が1年で終わらないんですね。3年、4年と長く住むと、それが投資した額が累積していくということなので、効率的ではないなというふうに私はちょっと自分で計算したときに思ったので、また言わせていただいちゃいました。申し訳ありません。

あと、周遊フライトなんですけど、先ほどの答弁ですと前向きなのかな、それとももうやめるのかなって、よく分からないんです。この周遊フライトって、例えばなんですけれども、今回のモビリティも特別交付金頂いてきましたよね。こういう周遊フライトこそそういうものを頂いて、町も子供たちも空港会社もNAAも、経済の循環でみんなウィン・ウィンになるので、そういうところを町長の折衝が上手なところで、700万ぐらいのお金をとにかく持ってきていただければ、これ続けられるのかなと。子供たちが減っちゃうと、ちょっと効率的じゃないなというのがあるので、将来的にはどこかの自治体と一緒にやるというのも想定をした中で、続けていただくというわけにはいきませんかでしょうか。町長どうでしょう。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この関連で、教育課の子供たちの関係で周遊フライトともう一つ、グローバル人材育成事業というのは10人をシンガポールに派遣するという事業、飛行機を使っ
ての2つの事業があって、私的には、まずグローバル人材事業のほうについてはそろそろ一旦、選ぶ段階で難しいなというのは非常にあるので、公平感って常に私ども思っている中でいかなものかなという部分が1つありますが、ただ周遊フライトについては、議員ご承知していただいていると思いますけれども、もともとコロナ禍の中で飛行機が空いてしまっている状況の中で、一番最初はたしか200万足らず、100万台でやってくれたんじゃないかな、そんな思いでいます。

それが、やはり今空港需要で飛行機が足らなくなってきたら、なかなか安い値段で貸してくれなくなると、昨年は600数十万とかという金額になって、今年度も一応お願いは実
はしているんです、チャーターさせてくれますか。やれるとしたら幾らになりますかという

話の相談を今内々でして、やれるものだったらぜひやりたいという思い、先ほど申し上げましたけれども、その中でまず飛行機が空けられるかどうか。そして空けられても、もうちゃんとした正規の料金を払えばいいんですけれども、そうもいかないというところに裏腹があるというのをご理解いただければなと思っております。きっと、日本航空、地元の副支店長さんもおられるので、何とかしてくれると期待を込めて、これからもちょっとつついて頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 期待をしております。常に補正で持ってきたときに、補正のタイミングなので一般財源しか方法なかったと思うんですけれども、さっき言いましたように、財源のほうもお金が残っていますので、その辺の折衝もよろしく願いをいたします。

あと、少子化問題なんですけど、本当に本当に深刻で、私の集落なんですけれども、5歳以下の子供2人しかいません。うちの孫だけです。120戸ある集落なんですけど。そういう事情があるので、それが学校の近所に転居して、そのまま町に住んでもらうという傾向で、たまたま海岸のほうが少なくなったなというのものもあるのかもしれませんが、いずれにしても、白浜地区内だけでも、白浜小学校区だけでも、たしか1桁しか生まれていないんじゃないですか、去年あたりは。

そういう現象がありますので、若い世代にとにかく就業場所を提供するぐらいの気持ちで、すぐに住まいを提供するぐらいの気持ちで移り住んでいただいて、それも長く住んでいただかないと、多分、集落ごとのコミュニティーというか絆というのは全くなくなる。残るのは民生費、扶助費、そういうところだけが残っちゃうのかなというのをすごく心配しています。その辺も研究をしながら、これから移住・定住の促進をさらにしていただきたいなという希望をお願いいたします。

後で、もし必要であれば、人口の動態もエクセルで私整理してあります。その基を作ってくれたのが住民課なんですけれども、住民課の女子職員、私が年度の切替えのすごく忙しいときに、転入・転出・社会増減の年齢別・性別データありますかと聞いたら、そういうものは作ってありませんと言われたんです。普通そこで終わりますよね、忙しいし。違ったんですよ、その言葉が。「これは町にとっては重要な課題です、作ります」。そうしたら、課長も協力してデータを整理してくれたみたいなので、二、三日でデータが出てきました。後で町長にもお見せしますが、外国人の動きって結構コロナ明けから多くなりました。日本人で、

この町内から若い人が出ていくという傾向が見えるデータになっていますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

とにかく人口減少には歯止めをかけないといけない。日本全体でも人口減に入っているの
で、人の取り合いということもあるかもしれませんが、その中でも定住を促進してある一定
レベル、2万人で維持していきたいというのも読み取れましたので、新しい総合計画からは、
それを維持していけるように、町長にしっかりとお願いをして、一般質問を終わらせていた
だきます。丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（小倉弘業君） 以上で市原成一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時とします。

（午後 1時50分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

◇ 森 大 地 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

森大地議員。

〔1番議員 森 大地君登壇〕

○1番（森 大地君） 改めまして、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、議席番号1番、森大地が通告に従い一般質問いたし
ます。

議員3年目となり、ほか市町村の議員との交流を通じて、情報発信のツールの活用など、
多くの学びを得ております。これらの知見を生かし、町政のさらなる向上に資する提言を行
ってまいります。

大綱1点目、情報発信ツールの現状について伺います。

当町の情報発信ツール（公式アプリ、LINE、X、フェイスブック等のSNS）の登録
者数及び発信頻度の現状について伺います。具体的には、LINE公式アカウントの友達数、
SNSのフォロワー数、投稿頻度を教えてください。

(2) 公式LINEの充実について伺います。ほか市町村の議員との意見交換において、公式LINEを充実させた自治体では、職員の業務負担軽減や住民への迅速な情報提供などのメリットがあると伺いました。例えば、神奈川県座間市では公式LINEを活用し、災害情報や行政サービスを効率的に発信しております。

当町でも、公式LINEの機能を拡充することで、行政の効率化と住民の利便性向上が期待できると考えております。また、再質問では、総務課だけではなく、各課にも質問させていただきます。町の公式LINEの充実に向けた方針や具体的な取組について伺います。

大綱2点目、投票率の向上の取組について伺います。

投票率向上の取組と今後の施策、2025年5月25日、さいたま市長選挙の投票率は35.7%で、前回の28.7%から上昇したものの、依然として低水準でございます。この上昇は、川口市での社会情勢や候補者の求心力による関心の高まりが影響したと推測されております。

来る参議院議員選挙を控え、当町における投票率の向上の具体的な取組と今後の施策、特に若年層や無関心層への投票意欲を高める方策について伺います。

以上、大綱2点、壇上からの私からの質問といたします。よろしくお願いします。

〔1番議員 森 大地君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森大地議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 鈴木正広君登壇〕

○総務課長（鈴木正広君） 森大地議員ご質問の大綱1点目「自治体DXの推進について」と、大綱2点目「投票率を上げる取り組みについて」にお答えいたします。

初めに、大綱1点目「自治体DXの推進について」の「当町の情報発信ツール（アプリや各種SNS）の登録者や発信頻度の現状は」についてであります。現在、町からの情報発信には、町ホームページをはじめとしてまちナビ2、公式LINE、X、これは旧ツイッターです。InstagramのアプリやSNSを活用しております。

4月末日時点での利用者数ですが、まちナビ2はダウンロード数3,119人、公式LINE登録者数は522人、Xのフォロワー数は935人、Instagramのフォロワー数は840人となっております。

発信頻度につきましては、担当各課において必要に応じて都度発信しております。なお、令和6年度の投稿数は、Xは171件、Instagramは52件です。まちナビ2と公式LINEは町ホームページと連動型の発信形式となっており、アプリとの連動は、記事の性質によ

り担当各課で判断しているところです。

次に、「他市町村の事例を参考にして公式LINEを充実してはどうか」についてであります。現在のアプリでの町からの情報発信は、まちナビ2を多く利用いただいているところですが、まちナビ2は運用コストが必要なことと、バージョンアップが技術的に困難な状況であるため、令和7年度をもって終了する予定としております。

このことから、アプリによる情報発信は、運用コストが無料で、まちナビ2と性能が同等以上の公式LINEが中心的に活用されることになる見込みとなっております。今後は、まちナビ2の終了により不便が生じないように、周知を図ってまいります。また、公式LINEを当町よりも活用している市町村を参考に、セキュリティ等への配慮をしながら、住民の利便性向上や行政サービスの効率化に向け、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、大綱2点目、「投票率を上げる取り組みについて」の「当町の投票率を上げる取り組みと今後どのようにして上げていくのか」にお答えいたします。

選挙の際には、広報よこしばひかり、町ホームページ、防災行政無線及び啓発物資を活用して選挙に対する啓発を行い、有権者の関心を高め、棄権を防ぐよう努めております。

また、将来の有権者となる世代に選挙への関心を高めてもらうことを目的に、町内小中学校の児童生徒に対して標語やポスターの募集を行い、中学校の生徒会選挙時には、生徒が選挙をより身近に感じられるよう、実際に選挙で使用する投票箱や記載台の貸出しをしております。

さらに、18歳を迎える新有権者には啓発物資を送付し、選挙への意識を促し投票を呼びかけ、二十歳を祝う式典においては、選挙制度をより理解してもらうための啓発用パンフレットを配布しております。また、町内の園児に啓発用ぬりえを配布することで、保護者にも選挙への関心を持っていただき、棄権を防ぐよう努めております。

なお、千葉県知事選挙、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の実施期間中においては、町婦人会の役員を中心とした横芝光町明るい選挙推進協議会を設置し、選挙に対する有権者の関心をさらに高めるため、町内の商業施設で街頭啓発を行っております。

投票率の向上に向けた取り組みは、一過性のものではなく継続的な努力が必要ですので、引き続き積極的に啓発活動を行うことで、投票率の向上に努めていきたいと考えております。

〔総務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 各種SNSのフォロワー数について理解をしました。

私のこの質問の意図としては、まちナビ2アプリ、それを廃止するという事でよかったんですけれども、今まで年間33万円ほどの管理料というんですか、利用料がございまして、その割には少し投稿頻度が少なく、あまり活用できていなかったかなという思いから、この質問をさせていただきました。

これからちょっと進めてほしい公式LINEについてなんですけれども、これは質問というよりも説明になってしまうんですけれども、公式LINEについては、ほか市町村の事例を参考にして、どのような先進的な事例があるか述べさせていただきます。

壇上でも申し上げた神奈川県座間市というところでは、人口13万人の都市型であります。この現在の座間市の公式LINEを作成して、座間市は1年間で人口の約半分の6万人ほどの登録があったようです。公式LINEの先進事例としてメディア露出もあり、現在では令和3年からスタートした事業であるものの、10万人を超える登録者数があります。この中には、やっぱりほかの市町村の議員等が調査目的で登録している方がいたとしても、この登録者の数は大成功だと思います。開始して1年で80を超える行政手続をオンライン化、道路の通報システム等を実現させ、LINEの中にこの窓口の機能がずらりと並ぶ状況であります。ただ、この座間市というところは人口13万人の都市型であって、ここまで実現するのは、コスト的には非常に難しいと思っております。

ただ、姉妹町の松田町は人口1万人ぐらいなんですけれども、公式LINEに力を入れるということで、いろいろ話を聞いて確認したところ、松田町の公式LINEは非常に簡素ながら、広報、また通報システム、デマンドバスの予約が分かりやすくなっている状況でございます。人口約1万人の町に対して3,500人ほどの登録者がいて、人口の30%を超えております。これは、やはりこの便利な機能を持たせ、周知することにつながった結果だと私は考えております。

このシステムを利用することによって、私は様々な利点があると思っております。まず、今までの情報発信ツールであれば、送信側だったんですけれども、このツールをうまく使えば、町民からの意見をたくさんくみ上げることができると私は思っております。行政側としても、いろんなパブリックコメントとか発信していると思うんですけれども、どういうパブリックコメントが来ましたかと聞いたところ、基本的には来ていないと思うんですよ。町民の意見を聞くパブリックコメントの重要性、また、現在何でパブリックコメントが来る件数が少ないのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

パブリックコメントの重要性、議員おっしゃるとおり、このパブリックコメントは重要であると考えております。これは、町民が町政へ参加する機会の拡充というところに加えまして、町政運営の透明性とか公平性、こちらを確保するための重要な手段と考えるからでございます。

もう一つ、パブリックコメントの参加数が少ないのではないかとというご質問で、何が原因なのかというご質問であります。

こちらにつきましては、当町でもパブリックコメント少ない状況が見られるところではありますが、パブリックコメントのまず制度を知らないとか、また、専門的な内容が多くて理解がしづらいということが言われております。あとまた、意見を出しても反映されるのかというような消極的なご意見もあろうかと思えます。もう一つ言うなれば、電子申請など、こういうような提出方法が分かりづらかったりだとか手間がかかる場合は、なかなか意見が言えないという状況があるのかもしれない。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 確かに、パブリックコメントをするというのはなかなか勇気の要るものだと思います。ただ、パブリックコメントの募集というのは時々Xで流れてくるんですよ。Xというのはスクロールしたらいなくなってしまうですし、それを見ていない人は町のホームページを調べて、その課のページに入ったら、ようやくそこでパブリックコメントを募集していることを知る人が多いと思います。

なので、この公式LINEのページにパブリックコメントを一覧でもいいですし、募集するようなページを設けることができれば、町としてはどういう意見を求めているのかというものを一覧にして見られることができると思うので、これだったら私は回答——回答というか、質問することができるなみたいな町民の意見も増えるかなと思います。そもそも、パブリックコメントを募集しているというこの状況を、町民の方に知ってもらうというのは非常に大切なことだと思っております。

すみません、企画空港課にお話伺いたいんですけども、この公式LINEの機能を1回お見せしたか分からないんですけども、それDX推進室にて進めることとかできたりしますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 森議員のこちらの公式LINEのほう、DX推進室で進めることはできないかというご質問に対してでございます。

私のほうも、座間市の公式LINEの友達登録をして拝見してみました。私のほうで持った印象としまして、昔から自治体ポータルと言われるような、住民あるいは事業者の方々が町に対していろいろな手続をしたり情報を得たりする、基本的な入り口というような機能を持っているのかなというふうな印象を持っております。

今るるご提案のほうをいただいたところではございますLINEというサービスのほう、確かにユーザー数が非常に多くて、また画面なども親和性、使っている方が多いことから入しやすいサービスだとは考えております。こちらのLINEのサービスを使うかどうかというところも含めまして、その利便性、セキュリティー、それから業務の効率化というところを含めて多角的に研究したいと考えております。

なお、座間市のポータルのほうでは、恐らく後ろ側にAIの自動応答が動いていまして、こちらで入力したものに対して即時に返ってきます。定型的なものはこちらのほうが対応することで、省力化にもつながる部分ではないかというふうにも考えます。そこら辺も含めまして、研究のほうは進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 今、自動運転バスの公式LINEとかつくっていらっしゃっているじゃないですか。あの機能をつくれれば、問題なくつくれると思うのですが、それについてどう思いますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 企画空港課のほうで、自動運転バスの公式LINEのほうを運用しております。こちらのほう、公式LINEのページのほうから、バスが今どこにいるかというバスロケーションシステム、それからバスの乗車予約をする予約システム、こういったものをシステムで実施をしているものでございます。こちらのほうは、自動運転バスの実証事業の委託の中で運用していただいているものでございます。

ただ一方、こちらのほうの様々な機能への連携という部分、アプリケーション同士の連携という部分を付け加えますと、どうしてもコスト高になるという部分はあるようでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1 番（森 大地君） 分かりました。てっきり町でつくっているものかと思っていました、それは多分、自動運転バスのいろんな費用の中に、公式 L I N E のシステムをつくるのが組み込まれているのかなということですね。分かりました。委託料かかっても、多分すごい効果の出る事業だと思いますので、もしよろしければお願いします。

そして、町でもよこび一号、デマンドバスを走らせていると思うんですけども、その予約システムとか組み込めるといいますので、違うページでパスワード入れてやるのもちょっと大変なので、もしそういうシステムが組み込めるのであれば、町の行政サービスの一元化につながるのかなと思います。

都市建設課にもちょっとお伺いしたいんですけども、僕、この公式 L I N E が何でいいかと思ったときに、道路の通報サービスがあるんですよ。3 月議会でも川島富士子議員から、そういう通報システムの周知をという話があったと思うんですけども、このシステムを使うことで、いろんな破損状況とか、そういう写真とか場所とか送られてきて、その情報がたまるので、たまったものを仕事を一緒にできるというか。電話が来たときに、道路補修の対応とかしないといけないという、物すごく仕事が大変だと思うんですよ、仕事がどんどん割って入ってきて。道路補修業務、非常に大変だということだったんですけども、実際の業務の中で課長が思う大変なところを教えてください。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） それでは、森大地議員の質問にお答えします。

L I N E を使った通報アプリなんですけれども、3 月議会で川島富士子議員のほうの一般質問のご答弁でお答えさせていただいたとおり、都市建設課のほうでは、国交省がやっております道路緊急ダイヤル # 9910、こちらのほうで道路の破損箇所等の通報を受けている状況でございます。こちらのほうにつきましては町のホームページ、あと町の L I N E のほうで、町民のほうに周知を図ったところでございます。

報告件数なんですけれども、令和 6 年度、昨年度途中から始めまして、6 年度は 7 件の通報がございました。令和 7 年度は 5 月までで 5 件の通報がございます。こちらにつきましては写真等もついて、全て役場の都市建設課のメールのほうに届くようになっております。修繕がすぐ職員で対応できるものについてはその都度対応しておりますし、工事が業者委託しなければならないものについては、予算の兼ね合いもありますので、予算が確保でき次第対応するという状況になっております。

職員が大変というところで、道路、町内全箇所、何百キロということでもありますので、穴

が空いているとか、ガードレールの破損等多々あります。その都度、職員が現場へ行って確認しながら、対応できるか否かというのを調整しておりますので、その辺が職員の負担増となっているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 分かりました。多分、画像等がつくことによって少しは軽減されているのかなと思います。それを公式LINEに組み込めば、みんなが視界に入る場所にあるので、通報しやすくなるということが見込まれます。

でも、業務が大変だということで、通報数が上がったらもっと大変になるという話もありますが、極力まとめて、例えばパソコン仕事をしているときに入ってきて、それを一回一回行っていたら大変だと思うので、今日はこれをやる、今日は道路補修をやるとか。それまた、この前も会計年度任用職員にも任せてみたらどうかという話もしましたが、そういった形で業務負担を軽減させていってほしいなと私は思います。

環境防災課にもお伺いしたいんですけども、例えば火災が起きたときとかは、防災無線でいろいろアナウンスがあるんですけども、横芝光町に住みながら、ほかの地域に働きに出ている人とかは、そういう火災が起きたとか、そういう災害状況というものはどのようにして手元に来るのか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 森大地議員のご質問にお答えさせていただきます。

火災情報につきましては、消防団員であれば登録メールがございまして、消防指令本部から火災の情報がメールで発信されて確認できるようになっております。これは町内町外問わずに、団員が登録していれば、それは確認ができるようになっております。また、災害情報の電話案内もございますので、そういったもので町外から電話で確認をしていただくという方法もございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 私も消防団なので、そのメールの通知は来ます。ただ、災害が起きたときに働きに出ていて、その災害状況が分からない方というのはたくさんいると思っていて、それも、このシステムを使えば災害状況の迅速な通知。あと、座間市防災マップみたいなものを公式LINEの中に組み込んであって、どう避難したらいいかというのが1回で

分かるようなシステムもつくっております。今後、災害等起きることもあると思うので、仮につくるのであれば、そういうシステムを組み込んでいけたらいいかなと思っております。答弁は結構です。

座間市は、各種申請をオンラインで行うことによって業務軽減を行っております。これらの提言は、LINE等のそういうSNSをお使いになられない方への分断では全くなくて、そういうところで申請をしてくる人が多ければ多いほど、そういうものを扱えない人に対する職員側が時間を使えることになると思うので、ぜひこのシステムは活用していただきたい。

次、大綱2点目です。投票率に関して、よく啓発活動をされていると思っております。ありがとうございます。

この質問の意図としては、投票済証明書を町独自で作ってみてはどうかという質問でございます。ここでいう投票済証明書というのは、こういうちゃんとした文書、例えば遅延証みたいなそういうしっかりとした文書ではなく、名刺サイズの小さい紙に、町のよこびーであればよこびーのデザインを載せて、そこに「投票ありがとうございました」と一言書くだけのものでいいと思っているんですよ。

私が二十歳の頃に初めて投票へ行ったときに、投票出口のところにいろんな名刺サイズの投票済書、町のキャラクターが載っているかわいらしいような投票済書がたくさん並んでいて、そこで町のキャラクターを知るだとか、町の情報を知るだとかいうことをしていました。それは、今考えたら町としてのPRだったのかなと思って、これをちょっと導入してほしいかという質問でございます。

そういうものを作っている自治体というものが結構ありまして、どういう現象が起きているかということ、SNSにそういう投票済証明書を写真で撮って投票してきましたと、それをSNSに挙げる人というのが増えてきたかなと思っております。これ若者の投票に対する周知とか、投票してきた私を見てくださいというような、そういう認識もあると思うんですけども、これによって選挙の認知が広がって、投票への波及効果が少なからず私はあると考えております。

3月16日投票日の千葉市長選挙、千葉県知事選挙では、千葉県のスーパーや飲食店にその投票済証明書を持っていくことで、期日前投票期間に各種商品が割引になるクーポンを作成しており、いわゆる選挙割のようなものを作っておりました。これ、投票済証明書を作ったことによる波及効果であると感じております。

当町でも、そういうものを作ることで、各種飲食店やスーパーなどでそのような流れになり、町一丸となって投票を促すことにつながるのではないかと考えております。これについてのお考えを伺います。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

投票済証明書につきましてであります。この投票済証明書につきましては、公職選挙法に特別な規定はありませんで、各選挙管理委員会の判断により発行することとなっております。全国的には、投票済証明書を発行していない選挙管理委員会もありますが、横芝光町選挙管理委員会では、選挙人からの投票のための特別休暇等付与の根拠としまして、勤務先へ提出するために必要な場合などもありますことから、私どもでは、A4判のコピー用紙に住所、氏名、こちらを記載しました投票済証明書というものを発行しております。

ただいま議員がおっしゃるようなカード式のキャラクターの入ったような、そのような投票済証明書につきましては、作成することも含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 分かりました。公職選挙法、ちょっといろいろあると思うんですけども、分かりました。

過去に、私が選挙に興味がなかった会社員時代のことをよく思い出すことがあるんですけども、初めて投票に行った理由として、その投票済証明書が出ている自治体だったので、こういう小さいカード状の。それを勤めている会社に持っていけばクオカードをもらえるよという、そういうキャンペーンを会社がやっていて、それ自体が不純な動機でして非常に恥ずかしいんですけども。やっぱりそういうものを作ることで、会社とか職場絡みで、投票行っただけもらってきなさいよという流れも一つあるのかなと思っております。

なぜ、この発言をこのタイミングでしたかといいますと、今年度、横芝光町は20周年記念ですよね。新しい新デザインもつくっています。そういった新しいデザインの投票済証明書を作ってほしいという思いであります。

何でそれを作ってほしいかというと、投票数、大体平均にならずと四、五、六十%なので、平均50%ぐらいだと思うので、そういう投票済証明書を投票所の出口に置いておくことで、「横芝光町20周年記念投票ありがとうございました」とかいうカードを置いておくことで、大体50%として1万人以上の方がその投票済証が視界に入るわけですよ。20周年になったこ

とを知らない方とか非常に多いと思っていて、多分20周年記念のデザイン変わったのとか多分知らない方多いと思うんです。それを見て、横芝光町20周年だったんだ。いろいろうれしい思いもあったりだとか、感慨深い思いをする人って、僕は出てくると思うんですよ。それをみんなで、私はこういうものをもらったよということで周知をして、町の投票数というか、横芝光町20周年ありがとうということにつながるのではないかなと私は思っております。

また、大綱1点目の公式LINEの充実につながる話なんですけれども、そういうちょっとした名刺程度の投票済証明書にLINEのQRコードを載せてもらえれば、それを読み取って、町の公式LINE頑張っているから、これで周知すれば、またそれが1万人ほどに周知できるわけですよ。全人口の9割がLINEそのものを使っております。お孫さんとLINEをするためにLINEを持っている人って結構たくさんいて、やっぱり国民の普及率9割ということで、横芝光町の公式LINEを入れてもらえれば、いろんな災害状況とか、いろんな町の情報とか発信できるのではないかなと考えております。答弁は結構です。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） 貴重なご提言ありがとうございます。検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 以上で一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で森大地議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（小倉弘業君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月4日から6月9日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月4日から6月9日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時35分）

6 月 定 例 会

(第 2 号)

令和 7 年 6 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 7 年 6 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 2 まで同じ

出席議員（15 名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	菌	博	香	君	10 番	山	崎	義	貞	君	
12 番	鈴	木	輝	男	君	13 番	川	島		仁	君	
14 番	川	島	富	士	子	君	15 番	鈴	木	克	征	君
16 番	鈴	木	唯	夫	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	晴	彦	君	副	町	長	平	山	貴	之	君			
総	務	課	長	鈴	木	正	広	君	企画空港課長	加	瀬	淳	一	君			
財	政	課	長	郡	司		勇	君	環境防災課長	平	野	和	美	君			
税	務	課	長	石	田	賢	一	君	住	民	課	長	越	川	直	樹	君
産	業	課	長	小	川	健	二	君	都市建設課長	林		栄	司	君			

未来づくり 健康こども 健康課 東陽病院 事務 教育 長 社会文化課 長	鵜澤順一君 佐久間真一君 吉田潔君 實川睦子君 北田勝也君	福祉課長 食肉センター 所 会計管理者 教育課長	平山昭彦君 林栄君 鵜田須美子君 野村浩光君
--	---	--------------------------------------	---------------------------------

職務のため出席した者の職氏名

局	長	古作健二	書	記	椎名悦子
---	---	------	---	---	------

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（小倉弘業君） 通告順に発言を許します。

森川貴恵議員。

〔7番議員 森川貴恵君登壇〕

○7番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問いたします。

質問は、大綱2点。1、町民の健康増進を図る施策について、2、町営住宅についていたします。

最初に、1、健康増進を図る施策について、3点質問いたします。

横芝光町では、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、町民、各種団体、企業が一体となって健康づくり運動を推薦するとともに、自殺対策に取り組むため、2018年、平成18年2月に横芝光町健康増進計画及び自殺対策計画を策定しました。

そこでは、1、栄養・食生活、2、身体活動・運動、3、飲酒、4、喫煙、5、歯・口腔、6、次世代の育成、7、生活習慣、8、心の健康・休養の8つの項目に分けて、健康増進のための行動計画と行動目標が示されています。

それぞれの項目で、行動目標と主な行政の取組、主な指導が立てられ、取組の内容が書かれていますが、今日はこの中の1と2を中心に、横芝光町町民の健康増進を図る施策につい

てお尋ねしたいと思います。

それでは、まず（１）、栄養・食生活についてお尋ねします。横芝光町健康増進計画においては、主な行政の取組の（１）として、関係機関と連携した食を通じた健康づくりを推進しますとなっています。関係機関とは、どのようなところでしょうか。その機関とどのように連絡を取って、食を通じた健康づくりを推進しているのですか。

主な行政の取組の（３）として、年代や性別に応じた健康的な食生活の推進のため、健診や相談、訪問指導、各種講座や教室において、食に関する知識情報の普及啓発を図りますとあります。

そこで、質問の②、健診や相談、訪問指導、各種講座や教室の具体的な取組をお聞きます。

次に、２、身体活動・運動についての取組について伺います。

主な行政の取組の（１）として、運動に関する正しい知識の普及と世代に応じた効果的な運動を推進します。（２）として、身近な運動に関する情報提供と取り組みやすい環境づくりを推進しますとあります。

そこで、①として、運動に関する正しい知識の普及手段を、②として、取り組みやすい環境づくりの方法はどのようなものかをお聞きます。

（３）に熱中症対策について、４点お尋ねします。

このところ年々暑さが厳しさを増し、年齢を問わず熱中症となるリスクが高まっています。炎天下だけではなく、屋内での作業でも亡くなる例があるそうです。厚生労働省は、労働安全衛生法の省令を改正し、６月から全国の企業に対して、職場での熱中症対策の強化を義務づけるといいます。そのほか、危険な暑さへの対策については、公共施設は気候変動適応法、学校や保育園は学校保健安全法などの法令やガイドラインに基づき進められていますが、当町ではどのような対策が取られているのかお聞きます。総務省消防庁によると、昨年５月から９月の救急搬送者数は全国で累計約９万８,０００人にも上ったそうですが、横芝光町の状況はどうでしょうか。

①に、町内における救急搬送や発生場所、年齢等の内訳を教えてください。時には死に至ることもある熱中症ですが、②に、そうならないために、町民への啓発や注意喚起はどのようになされているのかお尋ねします。

令和４年度から、誰もが気軽に一息つける居場所を山武地域全体で増やし、空間をシェアし合える地域づくりを目的に、ホッとステーション活動を開始していると聞きました。その

中で、熱中症予防協力活動、クールステーションをはじめ、ホッとステーション協力店舗のうち、涼める場所を協力いただき、熱中症予防のための飲料水やうちわなど、必要に応じて配布しているそうです。

③として、具体的にその様子を含めて、町内のクールスポットの状況を教えてください。そして④に、そのような行政サービスを支える職員の皆様や、業者の方々への配慮についてお尋ねします。

大綱2番目に、町営住宅についてお尋ねします。

(1) まず、状況をお聞きします。入居状況はどうでしょうか。築年数も随分たち、修理しなければならない箇所も出ているかと思います。町ではどのように状況を把握し、どのように対応されているのか教えてください。また、家賃について、どのように金額が決められたのかをお聞きします。最後に、入居のニーズや入居者の要望をどのように把握されていますか。

その上で、(2) 今後の方針についてお答え願います。

以上、私からの最初の質問といたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

〔7番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

健康こども課長。

〔健康こども課長 佐久間真一君登壇〕

○健康こども課長（佐久間真一君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、健康増進を図る施策についてお答えいたします。

初めに、栄養・食生活についての関係機関と連携した食を通じた健康づくりの推進とは、次の健診や相談・訪問指導、各種講座や教室の取り組みはについて、併せてお答えいたします。

当町では、平成30年2月に、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする横芝光町健康増進計画及び自殺対策計画を策定し、令和5年3月に中間評価を実施し、計画の見直しを行いました。

そのうち、栄養・食生活では、バランスの良い食事（主食・主菜・副菜）を心がけましょう。をスローガンとして取り組んでおります。令和6年度は、教育課と各小中学校を通じ、小児生活習慣病予防の事後指導や食生活改善普及員の協力のもと親子の食育を目的としたおやこクッキング、学校で開催される1000カ所ミニ集会での食育に関する講話、横芝敬愛高等

学校においては、簡単クッキングを実施いたしました。

また、福祉課や住民課で行われている運動教室等には、加齢に伴い心身の活力が低下するなど、要介護状態になるリスクが高まった状態を早期に発見し、改善に取り組むフレイル予防や減塩等の栄養講話、子育て支援センターで行われているさくらんぼクラブで離乳食の講話を行っております。

その他、健康づくりセンタープラムで実施している乳幼児健診や乳幼児健康相談、特定健康診査や後期高齢者健康診査の事後指導、糖尿病性腎症重症化予防事業等では、個別面談や訪問による栄養相談を実施しており、年代や性別に応じた健康的な食生活の推進に取り組んでおります。

次に、身体活動・運動の、運動に関する正しい知識の普及手段はについてお答えします。

健康増進計画の身体活動・運動については、一人一人の体力、年齢、技術等に応じたスポーツを楽しみましょうをスローガンに取り組んでおります。各種健診の事後指導や健康相談等での相談内容によっては、身体活動や運動を勧めることがあり、その際に住民課主催の水の中ウォーキングやヘルスアップ運動教室、福祉課主催の元気はつらつ運動教室、各地区で実施している筋力を維持するための貯筋運動、社会福祉協議会で取り組んでいる地域住民の交流やふれあいの場となるふれあいサロン、社会文化課主催の軽スポーツ・パラスポーツ教室の紹介等を行い、運動に関する正しい知識の普及と、世代に応じた効果的な運動ができるよう推進をしております。

その他に、栗山川沿いを歩く自主的なウォーキング活動、自ら運動や食事の目標を決めてポイントを貯める健康ポイント事業についても推進をしております。

次に、取り組みやすい環境づくりの方法はでございますが、各種運動教室の開催の他、ウォーキングの取りかかりについて相談のあった際は、ウォーキングマップを活用しております。マップについては、千葉県食生活改善推進員が地域で利用しやすい、歩きやすい道を選び、ふさのくに歩いて健康マップを作成しております。当町においては、横芝地域と光地域に1か所ずつコースを設定しておりますので、引き続き周知・活用をまいります。

続きまして、熱中症対策の町内における救急搬送や発生場所、年齢などの内訳はについてお答えいたします。

令和6年度に町内の救急搬送で熱中症と判断された方は、13人おりました。発生場所は、畑が1件、屋外の作業場が1件、学校の屋内が1件・屋外で3件、住宅の屋内が5件・屋外で2件でございます。性別は男性が7人、女性が6人、年齢別では、10歳代が2人、20歳代

が1人、50歳代が1人、60歳代が1人、70歳代が2人、80歳代が4人、90歳代が2人でありました。

次に、町民への啓発や注意喚起はどのようになされているかでございますが、熱中症の対策、対応について、昨年度は町ホームページ、まちナビ2へ掲載するほか、各戸へリーフレットを配布いたしました。また、熱中症への予防について、防災行政無線で放送し呼びかけを行っております。今年度においても、引き続き実施をまいります。

次に、町内のクールスポットの状況はでございますが、令和6年4月に、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行され、市町村長による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを設置することが措置されました。

クーリングシェルターとは、気候変動適応法第21条第1項に基づき、市町村が冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定するもので、熱中症予防のために住民が休息できる施設を指します。昨年度は、町民会館、文化会館、図書館、役場、健康づくりセンタープラムや横芝駅前情報交流館ヨリドコロをクーリングシェルターに指定し、ロビー等の一部を休憩スペースとして、熱中症予防のリーフレットやうちわを配布し、啓発を図りました。今年度はクーリングシェルターの指定箇所を新規に増設できるよう調整をしております。

次に、行政サービスを支える職員や業者の方への対策はありますが、町職員については、労働安全衛生法の規定に基づき、職員の安全及び衛生に関し、必要な事項を定めるため、総括管理者として総務課長、衛生管理者として保健師、産業医として医師などで構成された横芝光町衛生委員会から、クールビズをはじめ、外気温に応じた室内の温度調整や熱中症予防の周知・啓発に取り組んでおります。

また、今月1日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行され、職場における熱中症対策の強化が図られました。一定の気温や湿度を伴う環境下での連続1時間以上か1日4時間以上を超える作業を対象に、熱中症予防対策を義務化する内容になっております。

具体的には、安全配慮義務の一環として、熱中症患者の報告体制の整備や熱中症の悪化を防止する作業手順の作成、それぞれの作業従事者への周知が事業者には義務付けられるものでございます。各事業所への周知については厚生労働省から行われますが、町ホームページ等においても、熱中症予防全般について随時更新し、周知をまいります。

〔健康こども課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 林 栄司君登壇〕

○都市建設課長（林 栄司君） 森川貴恵議員ご質問の大綱２点目、町営住宅についてにお答えいたします。

初めに、町営住宅の現状はの入居状況、要修理箇所への対応はありますが、令和６年度末の実績で説明いたします。栗山町営住宅は、全体の戸数42戸、うち入居が34戸で、小田部町営住宅は、全体の戸数44戸、うち入居が31戸であります。また、入居者から経年劣化による水回りや床板等の改修要望がありましたので、適宜修繕対応いたしました。

入居者と町との修繕箇所の負担の棲み分けとしては、壁や屋根等の住宅の躯体部分に関わる箇所は、町が大家として修繕しております。令和６年度については、栗山町営住宅が７件、小田部町営住宅は９件の修繕実績となります。

続いて、家賃についてであります。入居者からの収入申告をもとに所得額を確定し、そこから公営住宅法に定められた控除項目の該当を審査し、該当すれば控除を行って家賃算定額の計算を行い、金額が決定されます。

令和７年度家賃について見てみますと、金額が上がった入居者が７戸、下がった入居者が４戸、金額に増減がなかった入居者が54戸でありました。

次に、今後の方針はですが、町営住宅は、町民へ安定した住環境を提供することを目的として、栗山町営住宅は昭和45年から、また、小田部町営住宅は昭和44年から数年かけて整備されたものです。ともに当初の建築から40数年が経過し、屋根や壁等の躯体部に老朽化が進行していたことから、平成24年に横芝光町営住宅長寿命化計画を策定し、屋根の張替えやドアの交換等の大規模改修工事を実施したところであります。一方で、これまでに耐震性が確保されていない栗山町営住宅の戸建て住宅を８戸除却したところです。

このように、老朽化の進行と修繕に係る費用対効果を勘案しながら、管理の集約化を図ってまいります。将来的な見通しとしては、廃止が念頭にありますが、当面は入居状況を考慮しつつ、適正な維持管理を行ってまいります。

〔都市建設課長 林 栄司君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○７番（森川貴恵君） ご答弁ありがとうございました。順番に再質問をお願いいたします。

まず最初、健康増進を図る施策についてのところで、町の実態というのをちょっとお尋ねしたいと思います。

今は人生100年時代とか言っています。その中で、健康増進を図る施策で重要になってくるのが、やはりただ長生きすればいいというのではなくて、健康寿命の延伸だと思います。

2023年の日本の平均寿命は、男性が81歳、女性が87歳です。そして、健康な生活を送れる期間である健康寿命は男性が72.68歳、女性が75.38歳となっています。平均寿命と健康寿命の差は年々縮小しているということですが、まず、横芝光町は同じような状況と考えてよろしいでしょうか。当町は、超高齢化が進んでいると聞きましたので、どのようになっているか分かっていたら教えてください。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 当町の高齢化率の状況であります、全国と比較しますと、若干高めであると把握しております。高齢化率が37.6%程度だと把握しております。いずれにしても、その高齢化率についても今後上昇していくというような推計となっております。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 単純には言えないと思いますけれども、健康寿命はどんな感じなんでしょうか。確かにお年寄りが多いと、健康なお年寄りがたくさんいらっしゃるのか、そうでもない方が病院で長くいらっしゃるのか、その辺はお分かりでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） うちの福祉課で把握している数としましては、いわゆる介護認定率というのがありまして、要は介護認定を受けている方がどのぐらいの割合いるのかということになりますと、近隣で比較しますと、割と低いほうでありますので、健康寿命といえますか、健康な方が多いというふうに思っております。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） それでは、ここに出てくる平均寿命の男性が72.68歳、女性が75.38歳よりも、高くなるのではないかという考えでよろしいですか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 健康寿命が長い、近隣と比べたら長いんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） やはりこういう大自然、恵まれた自然環境、それからおいしい食べ物の中、健康な期間が長いというのは、やはり町の持っているいい面かなと思います。

そこで、もう少し行政として努力なさっていることもお聞きしたいのですが、やはり先ほどたくさんの課が何か入り乱れて、いろいろ健康づくりについて教室等開かれていました。親子クッキング教室、それから食育講話、聞いているだけでもいろんな課がやっているの

果たしてこれが全体的に幾つぐらいあるのだろうかというのが、ちょっとつかめなかったのですが、全体的に健康増進に関わる講座、それから教室、どの程度あるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 福祉課で行っている事業といたしましては、元気はつらつ運動教室というものがございまして、65歳以上の方を対象として、図書館と文化会館でそれぞれ月2回行っている介護予防の運動教室がございます。

それと別に、地区ごとに行うきらり若返り運動というのがございます。これは地区の方を中心に、週1回から月に1回程度、その地区の状況によりますが、皆さんお集まりいただきまして、いわゆる貯筋運動、重りをつけての運動などを行っているというものがございます。

あとは、社会福祉協議会の事業になりますけれども、いわゆるサロン、ふれあいサロンというのがございまして、そのふれあいサロンも今15地区ぐらいあったかと思いますが、その中でも貯筋運動のような形で、保健師などが出向いて介護予防運動の指導をしたりというケースもございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 福祉課さんは、主に高齢者をターゲットにということでしょうか。じゃ、ほかの健康こども課でなさっている事業、それから社会文化課でもなさっている事業ありましたら、全体的に大体町として幾つぐらい健康増進の教室があるのかなということを知りたいのですが、他の課もこういうのがありますよと、幾つぐらいありますよというのを教えていただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 健康こども課についてでございますけれども、今福祉課が言った事業に、保健師のほうやはり出向いて、各行政区単位で健康教育を受けたいということで、自主的に集まった行政区単位の組織というのがございまして、令和6年度につきましては、22の地区に出向きまして、血圧測定や体力測定、健康教育、健康相談などを実施しております。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） それでは、住民課で行っている健康の関係の事業についてお答えしたいと思います。

住民課については、あくまでも国民健康保険、それと後期高齢者医療制度の被保険者を対

象としております。事業としては、水中ウォーキング教室、ヘルスアップ教室、こちらの2つの事業がございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 先ほどに加えて、うちのほうの食生活改善普及会のほうがございます、こちらでは健康講座や離乳食、先ほど申し上げた食生活を通じた講座というのを年間を通じて行っております。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、社会文化課の事業でございますけれども、軽スポーツ、パラスポーツ教室を行っております。また、60歳以上を対象といたしました、寿大学を開催しているところです。この寿大学の中で、講座として健康体操や免疫アップ体操教室、ヨガ教室などを予定しております。

実際に実績ですけれども、これにつきましては、令和6年度、軽スポーツにつきましては、延べ60人が参加しております。種目につきましては、ボッチャやモルック、またパラスポーツにつきましては、実績として10回行いまして、延べ342人、これはボッチャとフライングディスクを行っております。なお、令和7年度寿大学の受講生でございますけれども、この間開校したわけではございます。73人が受講者として入っております。昨年の実績ですと、14講座を行いまして、344名が大学生でした。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 人数までありがとうございました。

ほかの食生活とか、それは人数的な、何人ぐらいが参加したとか、恩恵を受けたとか、そういうところは分かってカウントしてありますでしょうか、お尋ねします。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） カウント、人数は分かるんですけれども、集計していないので、全ての合計は分かりませんが、まず健康講座といたしまして、こちらにつきましては、まず糖尿病予防を実施した際には、12人の出席者と普及員が16名で、薬膳料理というところでは、22人の対象となった出席者と12人の普及員、また、親子クッキングでございますけれども、児童14名、保護者9人で、普及員13人の出席となっております。親子クッキングにつきましては、児童14名、保護者12名、普及員が13名の出席となっております。また、健

康講座の発酵食品について、講話を行いましたけれども、出席者については22名、普及員が16名の出席となっております。あと、横芝敬愛高校の簡単クッキングでございますけれども、こちらにつきましては、合計高校生が6人と教員1名で、普及員が11名の出席となっております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

いろんなところで健康増進について、たくさんの課で福祉課や社会文化課、それから健康こども課さんとか、たくさんの課で関わっている結果が、やはり先ほど福祉課長がおっしゃっていたように、健康寿命が当町では少し長いのではないかという結果につながっていると思います。連絡を密に、いろいろ本当にやっていただいて、ありがとうございます。

その参加者の声を今後生かし、参加者のアンケートみたいな結果とか、もうちょっとこうしてほしいとか、こうすればもっと参加者が増えるんじゃないかと、そういう意見を取る場というか、参加者の声を聞く場、それを今後生かす場ということで、何か考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 福祉課で行っております元気はつらつ運動教室ですとか、貯筋運動につきましては、定期的に活動の後、アンケートをいただいています。介護班のほうメインになりますけれども、そちらの内容を協議した中で、こういったものを取り入れたほうがいいんじゃないかとか、こういったものもできるんじゃないだろうかということは常に考えて、また、専門的な健康運動、保健師さんもいらっしゃいますので、そういう方とも相談しながら、内容のほうはまた検討させていただくというようなスタイルを取っております。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） 社会文化課でございますけれども、先ほどの寿大学、これにつきましては、講座が終わり次第、1講座ずつなんですけれども、アンケートのほうは取っております。それに基づきまして、今回よかったのか、次回はどのようなものがやりたいのかということで、それを次年度の事業に、それこそ事業に進めていくこととしております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 食生活改善普及会が行う事業におきましても、アンケー

トを事業ごとにとりまわして、動きのあるというか、引き続き行う事業や新たに改善していく事業の参考として、参考にしております。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。ちゃんと参加者の声も生かされているということで、安心いたしました。

ただ、やはり参加者がとても少なかったりする講座については、やめる勇気というか、そういうのも大事なかなと思いました。お金、予算のかかることですので。でも、今のところ順調に行われているようで、今後ともよろしく願いいたします。

今みたいなのは、どうしても予算とか、お金がかかってくるのですが、お金かからないで、各個人で健康を目指して、例えば高齢者については、介護にならないように自分で頑張ろうみたいなのをやっていくときに、一番身近な場所というのは公園じゃないかと思うんですが、誰もが日常的に安らいで活動し、それから交流もできる重要な役割を持っていると思います。

滑り台とかブランコみたいな遊具が備わった児童公園はよく見かけますが、大人や高齢者向けに健康遊具とか、何かそういうものを設置した公園の整備が必要だと思うのですが、現在、町内の公園では、そのようなことを意識した健康遊具を設置した公園があるのかどうかをお尋ねします。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、森川議員のご質問にお答えいたします。

当町では、光スポーツ公園と坂田池公園ございます。光スポーツ公園には健康遊具となり得る遊具はございません。

坂田池公園には、プレスバーベル、これはバーベルを持ち上げて体を鍛えるということで、あと、クライミングバーというのがございまして、これは両手両足を使い、バーを上り下りするものでございます。シットアップベンチ、これは腹部だとか、背筋を鍛えるものになります。このようなものが、体力の増強が図れる健康遊具として5か所を設置されております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。そういうのもあったということで安心いたしました。

ただ、置いてあると、やはりどなたかがお使いになるときに、不具合が出たりとか、雨ざらしでさびが出るとか、そういう状況もあると思いますが、現在置かれている健康遊具につ

いての点検状況、それから今後何か変えなきゃいけないなと分かっている場所がありましたら教えてください。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、森川議員のご質問にお答えいたします。

遊具の点検につきましては、資格を有した専門業者により、年に一度点検を行っております。また、その結果、修繕や補修の必要が必要な劣化があった箇所につきましては、修繕、補修し、利用者が安全に楽しんでいただけるよう、維持管理に努めているところでございます。

また、今後の整備予定でございますけれども、昨年度、公園施設遊具点検を実施した際に、坂田池のほうでハニカムブロック、これはブロックを積み重ねたものでございますけれども、これについて、コンクリートの亀裂等が発見され、軽度の障害をもたらす可能性があるかと判断しているところから、当該遊具を撤去して、その跡地に横芝小学校建設工事に伴い、不要となる鉄棒を坂田池公園に移設再利用すべく、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 再利用もちゃんとなされて考え、計画的にやっていращやるということで、今の時代に即したやり方で、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

先日の全員協議会のときに、第3次横芝光町総合計画策定のための住民アンケートの結果報告書をいただきました。その中で、子供も大人も楽しめるような公園をつくってほしいですとか、ボールなどを使って自由に遊べる公園を増やしてほしいとか、公園をこうしてほしいという要望がたくさん上がっていました。

子供の頃からやはり運動の習慣をつけると、高齢になっても公園に行くことが楽しいと思うと思います。そういうことで、高齢者の健康維持、それから健康寿命増進につながるのではないかと思いますので、公園の整備は重要な部分だと考えます。

公園でウォーキングすることも非常にいいのではないかと。先ほどウォーキングマップを作成しているということで、これもお願いして、何か景品とかも出たらいいなとか、ちょっと思ったのですが、健康ポイント事業について後で質問されている方がいますので、そちらのほうにお任せしたいと思います。

次に、熱中症対策のことについて、もう少し質問いたします。

先日、実家のほうに戻っておりましたら、女性が訪ねてきまして、私はちょっと母が独り

暮らししておりますので、来客もあまり少ないので、何だろうと思って母が出ているのを聞いていましたら、地域の民生委員の方だと思います。回っていらして、おひとり暮らしなので、熱中症気をつけてくださいね、それから、暑いところ涼しいですよとか、リーフレットを持って一人一人のお宅を回っていらっしゃいました。

富里なんですけど、当町でも高齢者のみの世帯とか、エアコンの利用できない世帯とか、そういうところを確認したりとか、指導したりとかする早めの対策、呼びかけ活動などは行われていますか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 当町におきましても、民生委員児童委員の方がちょうど5月から7月ぐらいにかけてまして、高齢者世帯調査ということで、高齢者の方のお宅を一軒一軒訪問して、その状況を調査票にし、それを提出いただいております。

その中で、いろんなご意見をいただいて、福祉のサービスにつなげたり、医療機関のほうにつなげたり、そういう活動のほうはしていただいております。ですので、役場と民生委員のほうが連携いたしまして、高齢者の見守り活動をしているという状況でございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 当町もやはり高齢者多い中で、そういうことも進んでいるということで、よろしくお願いいたします。

あと、クールスポットがあると、ヨリドコロとか、図書館とかあると言いましたが、利用可能な曜日や時間帯はあるのでしょうか。ちょっとこれも職員の方の勤務時間等もあるので心配なんですけど、できるだけ長い時間が利用できるといいなと思うのですが、実態はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） クールシェルターの利用時間については、通常の営業時間を利用できるという時間に、利用できる時間としております。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） じゃ、図書館ですと6時ぐらいとか、ヨリドコロですと5時ぐらい、5時半ぐらいになるのでしょうか。ただ、今の時期考えますと、熱帯夜とかいう状況も出てきます。できたら何か夜間、無理かもしれませんが、夜ちょっと涼める場所がいいなと思うのですが、公共の場所は無理かもしれませんが、これ、民間との協力で、そのようなところはありますか。冷水機の置かれた場所とか、そういうところは、協力していただ

る民間はないのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 同様の施設で、ホッとステーションというのが、非営利特定法人リンクさんが国庫補助制度を活用して、誰もが気軽に立ち寄り、一息つける居場所づくりということでホッとステーションというのを行っております。

その中で、期間限定、7月から9月の間は、クールステーションというところで、涼める場所、居場所の提供というのを行っております。町内に14か所ほどクールステーション登録された事業所などがございますが、その営業時間につきましては、それぞれの事業所のご都合等によりますので、あくまでも事業所がやっている間で、可能な限りでご協力いただいているというところでありますので、ただ、募集につきましては、リンクさんのほうで、常に常時協同機関というのを募集しておりますので、14機関というのがこの夏にかけて増える可能性はあると思っております。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 暑くて寝られないみたいな日も、もしかしたら出てくるかもしれません。できたらコンビニエンスストアに、ちょっとご協力を依頼できたらいいかなとか思いました。寝ている間も熱中症になっちゃうみたいな高齢者もいるようですので、ちょっと夜が心配です。特に、このような暑い状況で心配しておりますが、何かできたらよろしくお願いします。

あと、職員の方の熱中症対策についてお尋ねしたいのですが、例えばスーパーマーケットとかに行くと、レジのところで、職員が給水することをお許しくださいみたいな張り紙がしてあったりとか、見かけます。そういう状況ですと、レジの方も安心して水分をとれ、お客様の前でも間でとれると思いますが、役場の方の職員が、職員の方のテーブルの上にペットボトルを置いたりですとか、そういうことをやってもいいのかなと私は思うんですが、そのような状況で、受付のところに水分の補給を、職員の水分補給のためにこういう状況ですみたいなお知らせがあるといいと思うんですが、今の状況はどんな感じでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

今現在、机の上にペットボトルを置いておきますというような、そんな周知のほうはしておりません。ただ、今熱中症の対策としまして、服装ですね。職員の服装で、勤務効率の向上だとか、働き方の向上というところを通して、このように合わせた服装、ノーネクタ

イだとか、ポロシャツだとか、そういうもので対応していただくということで、その中ではＴＰＯをわきまえたような服装にしてくださいというようなこともあります、そのようなもので熱中症対策に生かしております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ここら辺の冷房温度も28度とか何か、そういうふうに決められていると思います。その中で、やはり暑いと感じられる方もいらっしゃると思いますので、もし要望が上がってくれば、水分いつでも補給可能みたいな、何かそういうのがあったらいいなと思いました。

あと、もう1か所、とても心配というか、気になった新聞記事があって、大事に切り抜いて持っているのですが、何かといいますと、救急隊、消防署の救急隊の方、その方たちが患者さんを送っていった帰りですとかに、コンビニに寄るというので、理解をしてくださいという記事がありました。

それを見ますと、大体の県内の消防局本部の救急隊のコンビニ利用状況は、コンビニや病院内の売店の利用を認めている場所がほとんどです。それから、病院内だけの売店の利用を求めている自治体もございます。

その中にあって、いずれも認めていないという市町村が5つございました。銚子市、成田市、旭市、栄町、それから匝瑳市の横芝光町というのが書いてありました。横芝光町の方は旭とか、遠くに行かれても、熱い思いをして今、防護服だとか、そういう厳重装備をしているのに、そこで水分の補給をする場所がないのかなと、ちょっとこれは気の毒じゃないかなと思ったんですが、現状はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 匝瑳市横芝光町消防本部のほうに、こちらの読売新聞、4月の記事だと思うんですが、こちらの記事が出たときに確認をさせていただいておりますが、うちの消防本部のほうでは、まだ救急搬送の回数等で、そこまでコンビニを利用しなければいけないというところまでの切迫した状況ではないということで、特段ルールとしては、コンビニ利用を認めるというようなものをつくってはいないということでありました。

ただ、搬送の終了した後等で、適宜水分補給等を行っているということを報告を受けております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 時々スーパーマーケットとかで、お巡りさんが、警官の方が制服のまま籠を持ってお買物していらっしゃる姿を見るんですが、あれを見ると、何かほっとするとか、安心するというか、ああ、お巡りさん、お仕事でもこうやって見ていらっしゃるんだなという気になるんですが、私は。あれを見て、何だ、サボっているのかと思われる方もいるのかな。でも、私にはちょっとそちらは理解できなくて、お巡りさんがいらっしゃると心強いなと思います。

同じ状況で、コンビニに消防車がとまっていると、ああ、お仕事していらっしゃるんだな、今倒れても大丈夫かなとか、思う気がするのですが、ぜひこれ認めて、もうちょっと暑くなったら、今は要らないかもしれませんが、夏になったらきっと右往左往する時期もあると思いますので、認めていくほうになればいいなと思いますが、消防団員のほうは何か決まりがあるのですか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 消防団員につきましては、当然夏の火災現場等、かなり暑い現場になりますので、そちらについては各分団分については、自分たちの活動費の中等で水分を用意していただいて、活動していただいております。

また、消防団本部につきましても、役場の指揮車や資機材車に常時水分を、ペットボトル等を積んで用意しておりますので、その状況に応じて、そういったものを利用していただいております。

また、火災等の消火活動の状況により、団のほうの本部と相談しまして、水分補給等、必要に応じてとっていただくような対応をしております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 救助するほうが倒れちゃったら元も子もないので、やはりそういうところをよろしくお願ひしたいと思います。

あと、町長にお尋ねしたいと思います。東京都は、一般家庭800万世帯の水道料、水道基本料金を夏場4か月無償にして、それを熱中症対策に生かすという発表をしました。横芝光町、東京のように財源に恵まれているわけではないですが、町として町民全体を酷暑の夏から守るために、何か考えているお考えのことがあったら教えてください。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、酷暑対策という部分については、考えておりません。ただ、今物価高騰に対する交付金も決まっている部分がございますので、物価対策については、私は考えていかなければならないというふうに認識をしておりますが、現実問題、水道料金を4か月の財源はなかなか厳しいものがあるという認識をしております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） これはリッチな東京都だからできることかなと思いますが、横芝もちょっとぐらい何かまねできたら、よろしくお願いします。

最後、町営住宅についてですが、実はこれ、ある方から、今年から何か私だけ家賃上がったんだけど、どうしてかいと聞かれて、私は答えられなくて、質問してしまいました。私もちょっと家賃について知らなくて、勉強不足のところ、反省しております。これは住民にはどのように理解を得たのか、十分な説明を行ったのか、お知らせが何かいくのかなと、そういうところをお聞きしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） 家賃の決定につきましては、先ほど申し上げた公営住宅の法に基づきまして、計算したもので決定します。その決定したものにつきましては、政令月額認定通知書または収入超過者認定通知書、こちらをもちまして、入居されている方々に決定金額をお知らせしているところでございます。

森川議員ご質問ありましたとおり、今後につきましては、より丁寧な説明をしながら、家賃のお知らせのほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） やはりお手紙がいても、かなりの高齢者だと読みづらいというか、目の不自由な方もいらっしゃると思いますので、その辺十分な説明が必要だと思います。維持や管理、大変厳しい状況だとは思いますが、まだ住んでいる方もいらっしゃいますので、十分な時間をかけて住んでいる方の理解が得られるように言っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前 10 時 58 分)

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 10 分)

◇ 霞 浩 子 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

霞浩子議員。

〔3 番議員 霞 浩子君登壇〕

○3 番（霞 浩子君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議席番号 3 番、霞浩子が通告に従い一般質問いたします。

質問に先立ちまして、一言お礼を申し上げたいと思います。昨年 9 月の定例議会において要望させていただきました、ヨコシバテラスの入居条件の緩和、3 つのうち 2 つを 12 月 25 日に採用していただきました。1 つは、更新は 1 回限りで最長 6 年のところ、子供が高校卒業年度の 3 月 10 日までに変更いただき、2 つ目は、子育て世帯で 18 歳以下の子供のいる世帯としていたところ、夫婦のみの世帯でも夫婦ともに 43 歳未満であれば可と変更していただきました。これにより、次々と入居者が決まり、残りの空き部屋はあと 1 部屋と伺っております。スピーディーに対応していただき、とてもうれしく思っております。

ヨコシバテラスは 30 年の債務負担行為がある事業なので、できる限り負担が大きくなならないようにしていかなければならないと思います。そして、本来の目的である当町に魅力を感じて永住していただける方が増えることを強く望みます。

それでは、質問に移ります。

大綱 1 点目、安全で安心なまちづくりのうち、（1）県道横芝下総線バイパス事故多発交差点の安全確保のための取組についてです。

この件につきましては、令和 5 年 9 月定例議会で一般質問をさせていただき、千葉県警察本部交通規制課からは、信号機がつかない理由として、設置条件の隣接する信号機との距離が原則 150 メートル以上離れていることにおいて、ここは国道 126 号交差点の信号機から 110 メートルしか離れていない。また、その信号機と重なり、誤認するおそれがあるため設置できない旨の回答があり、そのため、町は安全対策として、カラー舗装の延長、グリーンベルトの設置、事故多発の注意喚起看板の設置等をしているとの答弁でした。

事故発生件数は減ったものの、千葉県警察が発表している信号機なしの事故多発交差点で、この交差点が千葉県で令和4年は第1位、事故件数6件、令和5年は第3位でしたが、事故件数5件、令和6年に至っては、1位が県道横芝停車場白浜線、事故件数7件、2位がこの横芝下総線バイパス、事故件数6件です。何とワースト1位、2位が当町の交差点と、何とも不名誉な結果が発表されています。

そしてさらに、4月29日、日本テレビ、カズレーザーと学ぶ。という番組で、身近に潜む交通トラブル最新対策というサブタイトルで、この交差点が全国ワースト2位とランクされ、全国放送で横芝光町が危険な町と放映されました。

このままでよいのでしょうか。信号機設置は町民の切なる願いです。町民の声を町へ届けると約束した私は、質問せずにはいられません。前回の一般質問から約2年、どのような安全対策をしていただいたのでしょうか。

次に、(2)として、自転車交通ルールの指導についての各世代の具体的指導状況はですが、警察庁は、道路交通法施行令の一部を改正する政令案を公表しました。改正案には、自転車をはじめとする軽車両の交通違反に対し、交通反則通告制度、いわゆる青切符による取締りを2026年4月に施行する方針であることが示されました。これにより、16歳以上で違反すると、反則金が取られます。

これからガソリンの高騰で、近所は自転車で行こうと考えたり、健康管理のため趣味のロードバイク等で自転車に乗る方が増える傾向にあると思います。政令改正の背景には、ルール違反が原因の事故が増えているということがあると思います。

ルールを守らない人が増えるから、だんだん罰則が厳しくなると思います。幼い頃からの指導がとても大切で、その後も忘れないようにしていくことも重要と考えます。現在、町ではどのように指導しているのか、状況を伺います。

大綱2点目、持続可能な農業の取組についてであります。

今メディアでは、毎日お米の価格や流通の話題を取り上げています。これほどまでお米が注目されるのは、1993年に起こった平成の米騒動以来ではないでしょうか。このときは記録的な冷夏に起因する米不足現象でした。今の米不足は単なる一過性の問題ではなく、供給の不安定さと需要構造の変化が相まって、長期的かつ深刻な問題です。インバウンドによる需要の増加、供給面では長年にわたる減反政策、気候変動や自然災害の頻発、そして農業従事者の高齢化による労働力不足が、生産に大きな影響を及ぼしていると思われます。

当町の基幹産業は農業です。お米にスポットライトが当たっている今こそ、改めて農業を

見詰め直すときではないでしょうか。そこで、農業の担い手不足の対策について伺います。

①農業従事者への支援はですが、新規就農、また親元就農の場合において、米づくりをやってみようかなと考えたとき、どのような支援が受けられるのか教えてください。

②移住者が農業をしたい場合の受入れ体制はですが、例えば、Iターンで新しく当町でお米を作りたいと相談があった場合は、どのように対応しているのでしょうか。つなぎ役として、住む家、農地のあっせんなど、一連の流れを教えてください。

③耕作放棄地の管理はですが、基本的には、土地の所有者が管理するべきものということとは十分分かっていますが、ほっておくと病虫害の発生や芝火災の原因になるおそれがあります。環境の保全活動の指導や注意喚起等を行っているのでしょうか、伺います。

④南城支線基盤整備事業の進捗状況はですが、基盤整備を行うことにより、作業の効率化が図られ、生産性が向上する。まさに、担い手不足を解消する一番の手段ではないかと思います。地元議員として、スムーズに事業が進んでいるのか伺います。

以上大綱2点、壇上からの質問とさせていただきます。町当局の簡潔で明快な答弁をお願いいたします。

〔3番議員 霞 浩子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 林 栄司君登壇〕

○都市建設課長（林 栄司君） 霞浩子議員ご質問の大綱1点目、安心して安全なまちづくりについてのうち、県道横芝下総線バイパス事故多発交差点の安全確保のための取り組みについての、直近2年間の安全対策はにお答えいたします。

令和5年9月定例会におきましても同様なご質問があり、その時点では、町道側の安全対策として、視認性を高めるためのカラー舗装の延長、外側線の外側へのグリーンベルトの設置、この先交差点ありや事故多発等の各種注意喚起看板の設置、路面に幅員狭窄擬似シートを設置したことを回答させていただきました。

その後、令和5年度から令和6年度の直近2年間については、各種交通安全対策を実施した現状の交差点で、新たに交通安全対策を追加しますと、情報量過多となり、交差点を通過する運転者の注意が散漫することから、追加での交通安全対策は実施しておりません。今後とも関係機関や関係部署と連携を図りながら、町道の交通安全対策に努めてまいります。

〔都市建設課長 林 栄司君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 霞浩子議員ご質問の大綱1点目、安心して安全なまちづくりについてのうち、自転車交通ルールの指導についての各世代の具体的指導状況はにお答えします。

初めに、幼児に対する指導については、幼児交通安全教育指導員による交通安全教室を実施し、交通ルールの基礎を楽しく学べるよう取り組むとともに、併せて保護者に対してチラシ等を配布し、自転車の正しい乗り方やヘルメット着用の重要性について啓発を行っております。

次に、児童に対する指導としては、山武警察署と交通安全協会が中心となり、各小学校で年1回の交通安全教室を実施しております。自転車の指導については、第3学年から第6学年を対象に、自転車保険への加入促進、定期的な点検整備、反射機材の取付、ヘルメットの着用など、自転車に乗る前のルールと、車道左側走行の原則、歩行者優先、ながら運転の禁止など、自転車に乗る時のルールを盛り込んだ、ちばサイクルールをもとに、自転車の安全な乗り方や交通ルールについて実技を交えた指導を行っております。

なお、各中学校の生徒に対しては、交通安全教室の実施に加え、交通安全協会による自転車安全点検を行うことで、交通安全意識の醸成に努めております。

また、高校生に対する指導として、横芝敬愛高等学校では、交通安全運動期間中にホームルームでの周知啓発、自転車安全点検の実施等、学校独自で交通安全指導を実施しているとのことです。

次に、高齢者に対する指導としては、交通安全協会と連携し、地域の敬老行事の際に、加齢に伴う身体機能の変化に配慮する内容の交通安全啓発チラシや反射ストラップなどを配布し、自転車運転時の注意点や反射材の活用等について啓発を行っております。

この他にも、外国人に向けた取り組みとして、町ホームページや窓口において、多言語による自転車交通ルールを周知し、誰もが安心して自転車を利用できるよう、情報発信を行っております。また、令和5年4月から、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことを受け、全年代に対し、ヘルメット着用の重要性を呼びかけております。

今後も山武警察署、交通安全協会、学校等と連携を図りながら、各世代に適した交通安全指導や啓発活動を行うことで、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

〔産業課長 小川健二君登壇〕

○産業課長（小川健二君） 霞浩子議員ご質問の大綱２点目、持続可能な農業についてにお答えいたします。

初めに、農業の担い手不足の対策について、農業従事者への支援は、稲作の場合であります。町の支援は、営農集団に高性能機械や近代化施設を導入する事業に対しての農業用機械施設等共同化促進事業補助があります。その他、国や県への補助事業申請書類等の支援や相談を行っております。

農業の状況は、令和６年度産米の価格が長い低迷から約30年前の水準までに回復したものの、高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、高性能化による機械価格の高騰や物価高による資材価格の高騰、温暖化による作物の高温被害など、一層厳しくなっており、農業の問題は依然として喫緊の課題であります。町といたしましても、農業従事者に対しての支援を有効かつ迅速に出来るよう、調査研究してまいります。

次に、移住者が農業をしたい場合の受入体制はありますが、農業従事者の減少と農業の担い手として期待している新規就農者の確保など、農業後継者の問題が深刻化しており、重要な問題の一つであります。

当町においては、新規就農者よりも親元就農が多い状況でございますが、都市部などから新たに農業に取り組みたいと来られる移住者の新規参入も必要であります。移住者が農業を始めるにあたっては、農業技術の習得、農地の確保、農業機械の調達、資金や居住住宅など多くの課題があり、これらの相談に千葉県山武農業事務所や農業団体と協力しながら対応しておりますが、町においても移住定住希望者や空き家住宅など、関係各課で情報を共有し、ワンストップで支援できることが望ましいと考えられますので、その様な体制の構築事例について、引き続き調査研究してまいります。

次に、耕作放棄地の管理はありますが、耕作されている方の高齢化や土地持ち非農家の増加に伴い、耕作放棄地が増加しております。その様な中、耕作する方がいなくなり、遊休化した農地の荒廃が進む前に、各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員の方々から、地権者や周辺の耕作者への農地の利用を働きかけていただいているところでございます。

また、令和７年３月24日に策定した地域計画は、令和７年度も引き続き地域での話し合いの場を開催することとしています。各地域で出された農地の利用状況や問題点など、意見を反映した地域計画地図の変更を行い、農地の有効活用と保全を図ってまいります。また、圃

場整備事業や土地改良区施設整備事業等による農地の保全事業、多面的機能支払交付金事業による地域での解消事業、農地中間管理機構を利用した農地の有効利用など、様々な事例を研究し、耕作放棄地の管理に取り組んでまいります。

次に、南条支線基盤整備事業の進捗状況はありますが、1期地区については、令和6年11月の議会議員全員協議会で、採択目標年度を令和10年度に変更することについて説明させていただいたところでございます。令和6年度は、事業計画書を作成し、併せて換地等調整事業で農地の現地状況調査を行いました。令和7年度は、促進計画書作成業務を行い、事業費、経済効果等の算定、営農作物、担い手等の将来構想をとりまとめ、令和8年1月の県の審査会に諮り、承認を得て、令和10年度採択を目標に進めてまいります。

2期地区については、令和6年2月に、南条2期推進委員会及び営農部会を設立しました。営農部会で協議の結果、1組織、2個人担い手で、地区内農地の75%以上を営農する方向で進めているところであります。令和7年度は、事業計画書を作成し、令和9年10月の県の審査会に諮り、承認を得て、令和11年度採択を目標に進めてまいります。

3期地区については、千葉県が行う事前協議の基準の仮同意率90%を超えた旨、地元から伺っていますが、まとまった区域で同意を得られていないことから、引き続き同意を得られるよう話し合いを進めてまいります。

〔産業課長 小川健二君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ご答弁ありがとうございました。それでは、順を追って再質問させていただきます。

大綱1点目の県道横芝下総線バイパスの交差点の件ですが、この2年間、特に何もしていただけなかったというのは、とても残念に思います。しかしながら、今も課長おっしゃったように、いろいろな表示、ポール、ガードレールがいろいろあって、これ以上何か取り付けるのは逆に危ないんじゃないかということもよく分かります。

町長にお伺いします。横芝光町がメディア等で危険な町と取り上げられることは、どのように感じていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当然、不名誉な認識であることは間違いございません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） これからやはり成田空港の更なる機能強化により、住民が増えることを強く願っている者としては、少しでもマイナス面を減らしていきたいと思います。

そこで、システムに1億円以上かかると言われている信号機は無理でも、赤の点滅だけの信号機をつけてもらえるように交渉してはいただけないでしょうかと思います。動きのあるものであれば、必ず一時停止すると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私、結構あの交差点、あえて使っているんですね。この間、昔の北海道屋さんのところのほうから入ってきまして、止まれにLEDの照明のぱちぱちぱちのやつがついていて、あっ、これまた新しくついたんだというように思いがけまして、少しはそういう機能的なものになって、最初言ったとき、それも断られたんですよ。でも、知らないうちについていて何なんだろうなと思って、逆に不思議だったんですけども、もう少し改めてちょっと、これは県警のほうといいましようかね、お話をしてみたいと思っています。以上です。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） いや、本当そのお言葉を聞けて、すごいうれしくなりました。やはり私もちかちかという、ついているのは承知しているんですけども、やっぱり日中はどうしても分かりづらかなというところで、夜だと光ってとても分かりやすいんですが、その絶対信号機というのがついていると、やはり絶対止まるというのは皆さんあると思うので、例外を認めてもらうことをお願いしているわけですから、二、三回の交渉で諦めず、根気よく、ぜひちょっと交渉に行っていただきたいと思います。

続きまして、自転車交通ルールの指導についてですが、講習会等とてもよくやっただいていると思います。ちなみに、子供たち、小中学生で、過去3年間の事故はどれくらいの件数があつたか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 学校から教育委員会への報告がございました、令和4年度から令和6年度までの過去3年間におけます、中学生の自転車での事故報告案件の受理件数の状況をお答えさせていただきます。なお、小学生に関しましては、学校管理下での自転車による事故報告の受理案件はございませんでしたので、申し添えさせていただきます。

令和4年度につきましては3件、全て下校時での時間帯で、自動車との接触2点、スリップによる転倒1件となっております。令和5年度につきましては5件、うち登校時での時

間帯に2件、下校時の時間帯に3件で、全て自動車との接触となっております。令和6年度につきましては4件、全て登校時での時間帯で、自動車との接触3件、ペダルの踏み外しによる転倒1件となっております。

ちなみに、令和7年度に入りまして、6月9日現在でございますが、1件、登校時の時間帯で自動車との接触となっております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 事故は1件もないのが一番望ましいところですので、人間やっぱりルール等意識していないとすぐ忘れてしまうので、これからも頻繁に注意喚起等、指導していただくことをよろしくお願い申し上げます。

また、先ほど、外国人の方なんですけれども、一応チラシ等渡していただいているようなお話だったんですが、やはりよく最近外国人の方が自転車に乗っているところをお見かけするので、例えばそれはどういうタイミングで渡したりしているのか分からないんですが、私は、例えば転入届があったときに、住民課でそういった自転車のルールについてのチラシ等渡していただけたらなと思います。これからはやっぱり反則金も取られますので、知らなかったよでは済まされないところがあると思いますので、転入届のときに、そういったチラシをお渡ししていただくのはどうでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 外国人の方への周知でございますが、現在はポスターとか、チラシでの周知をしているところですが、直接そういった方が見える場所だとか、役場であれば、議員がおっしゃるような転入の届の時だとか、そういう来庁されたときに直接渡すだとか、そういったものも含めて、効果的な周知ができるように検討していきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、大綱2点目の持続可能な農業についての、農業の担い手不足の対策についてのうち、

①農業従事者への支援は、営農集団の団体には町の補助があるとのことでした。

今回なぜこのような質問をしているかというと、2月17日に行われました、町議会議員と農業振興会との懇談会で意見があったものを取り上げさせていただいているところでございます。そのとき、個人では大型機械の買換えに支援がないのは厳しいとか、親元就農だと、親とは別の種類の作物をつくらないと国の補助金の対象にならず、しかも、それは5年以内

に限ると条件が厳しいなどの意見がありました。こういった意見に対して、その後、産業課では何か話し合い等あったのでしょうか、伺います。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

先ほど答弁で申し上げました農業に関する諸問題に関しまして、町が行う農業者への助成事業については、これまでも様々検討してまいりました。しかし、予算を伴う事業の場合は、限りある町予算の中での検討となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） なかなかすぐに大きな支援というのは難しいと思いますので、1つ提案がございます。6月1日に熱中症対策が義務づけられたことを受けて、農家の方へファンベストというんですかね、ここにファンがついているベストがあると思うんです。一度着たら手放せないと伺っていますし、建設業界ではそのベストを着ていないと現場に入れないというようなことも聞いておりますので、近年、この夏の暑さは尋常ではありません。特に、稲刈りの時期は酷暑の中、作業をされています。体が資本の農家さんですので、私たちの食を支えていただいている感謝の気持ちを込めて、補助金というのを提案させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） ご提案ありがとうございます。農業者の健康を守る意味でも、大変貴重な意見だと思います。今後、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

次に、移住者が農業をしたい場合の受入れ体制ですが、千葉県山武農業事務所や農業団体と協力しながら対応していただいていて、移住担当は企画空港課、空き家住宅は都市建設課、そして農業は産業課と、各課で情報を共有して、ワンストップで支援していきたいとの答弁をいただき、とても期待しているところでございます。

UターンでもIターンでも、例えば今、農業に元気を感じる旭市では、国や県の支援の対象にならない親元就農者、雇用就農者へ支援を行っています。例えば、新規就農者支援事業、機械取得50万円、農地賃借料20万円とか、親元就農チャレンジ支援金年間20万円を5年間、また転入者農業チャレンジ支援金、雇用就農者に家賃月5万円を3年間等、いろいろありま

す。

町長にお伺いします。近隣にこのような支援があつて、当町の基幹産業である農業について、支援をどのようにお考えでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その旭市の政策については、承知しておりませんでした。少し勉強させていただいて、横芝光町の農業支援の在り方について研究させていただきたいと思います。
以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） その言葉を聞いて、また安心いたしました。

やはり一番期待できるのは、親元就農じゃないかと思うんです。担い手として頑張る若い力に、どうかご支援をご検討ください。よろしくお願いします。

次に、耕作放棄地の管理ですが、答弁の中に、多面的機能支払交付金事業による、地域での解消とありました。私はぜひこの交付金をもっと活用してもらえるように努力をお願いしたいと思います。

私の住んでいる小田部地区は、資源保全会をつくり、交付金を受けているのですが、トラクターによる農道のり面の草刈り、砂利敷き、水路草刈りの人件費などに活用させていただいております。これにより、地域コミュニティーの関係は非常に良好です。現在、どれぐらいの地区に交付されているのでしょうか、伺います。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

多面的機能支払交付金事業は、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動を支援する国の交付金です。現在、当町では15地区において、この活動がされておりまして、その面積は町内農地の全体面積の約4分の1に当たります、

町では、この交付金事業につきまして、地区説明会の開催、活動組織の設立や各種の書類作成等の支援などを行っております。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） まだまだ知らない方も多くいらっしゃると思います。もっと広報等で特集を組むとか、周知を強化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） ご提案ありがとうございます。この事業について、町広報紙への

掲載は、できるだけ早期に実施したいと思います。また、この取組がさらに広まっていくよう、引き続き周知に取り組んでまいります。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ぜひよろしくお願いいたします。

広報のことで言ったら、今月6月号のトップページで、農業の力で地域を元気にと農業振興会を紹介されていて、執行部と気持ちに通じているのかなと、とてもうれしく思いました。

次に、4つ目の南条支線基盤整備事業の進捗状況はですが、昨年11月の議会議員全員協議会で1年延びたことは報告を受けておりますが、その後何か課題となるようなことはありますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 今現状でどのような支障があるのかということに関しては、把握はしておりませんが、進捗に支障がないよう、慎重に進めてまいります。また、問題が発生した場合にあっても、事業に遅れが生じないよう、適切に対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 分かりました。

本議会で提出されている補正予算の中にも入っている経営体育成基盤整備事業、南条支線委託料750万円というのがありますが、地元議員といたしまして、無事可決され、事業が遅延することなく進んでいくことを強く願っております。

基盤整備事業を行うことにより、先ほどの耕作放棄地も生まれ変わると思います。整備したら、あと10町歩、作付け面積を増やしてもいいと言っている農家さんもいらっしゃいます。農家が元気になることで、町の財政も元気になる仕組みになっているはずです。去年のふるさと納税も予想を大きく上回ったのは、やはりお米と聞いています。

ちなみに、当町で農業従事者はどれくらいの人数がいるのか、統計調査等で分かれば教えてください。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 霞議員ご質問の、農業従事者の人数ということでございます。農業従事者の人数につきましては、農林業センサスにおいて、5年に一遍統計が出ております。現時点では2020年、令和2年の調査となりますので、ご了承ください。当町の農業従事者数は、その時点では1,814人でした。このうち、20代、30代は165人、約9.1%で

す。続いて、40代、50代は446人、24.6%です。そして、60代、70代は950人、52.4%で、当町の農業従事者の半分以上は60歳以上となっている状況でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） やはりちょっと20代、30代が非常に少ないということを改めて感じさせられました。本当に担い手不足が心配でございます。当たり前食べられていたお米が、食べられなくなってしまう日が来ってしまうかもしれません。危機感を持っていただいて、もう少し農業に目を向けていただけることを期待しております。

最後に、厳しい財政の中、何を優先して何を我慢するのか十分検討し、町執行部と議会が1つになり、夢を育むまち横芝光をつくっていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で霞浩子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時53分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔8番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○8番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号8番、秋鹿幹夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

1945年、太平洋戦争の終戦から、今年で80年という大きな節目を迎えました。戦争の惨禍を体験した世代が年々少なくなる中で、戦争の記憶をどのように語り継ぎ、次の世代に平和の尊さをどう伝えていくかは、自治体にとっても重要な課題であります。私たちが享受している平和と民主主義は、多くの犠牲と反省の上に築かれたものであり、それを当たり前のものとせず、不断に学び続ける姿勢が求められます。

私は10年前、戦後70年のときにも、一般質問の冒頭でそのときの思いを述べさせていただきました。昨今、世界中では紛争が収まらない悲しい現状もありますが、10年たった今でも、日本では平和が続いてきたことは、国民の皆様が平和を願う心があつてこそのことであると確信をしておりますし、この平和が恒久的に続くことを心から願っております。

一方、社会情勢に目を向けますと、大阪関西万博が4月13日から10月13日まで開催されております。今回の万博は、いのち輝く未来社会のデザインをテーマに、世界各国が参加する大規模な国際博覧会で、日本全体、特に関西圏にとって大きな経済的、文化的インパクトが期待されております。

開幕前より海外パビリオンを中心とする建設の遅れや会場での飲食代の高さといったネガティブな情報が目立っておりましたが、現在では4つのパビリオンを残して、ほかは全て開館されているという状況でありました。遠方である関西での開催ではありますが、万博の開催に伴い、各種旅行会社や航空会社が訪日外国人の地方周遊を促進するプロジェクトを開始し、成田空港と大阪伊丹空港のアクセスを活用することで、地方観光への誘客が期待されるということでありました。当町も成田空港との更なる共生、共栄を目指し、空港利用客の前泊や隙間時間の観光など、そのような立ち位置でも、インバウンド需要を取り込んでいくことができるのではないかと考えますし、今後の取組に期待をいたします。

さて、今回の質問は大綱4点です。大綱1点目に、防災、減災に関する質問ですが、気象庁の発表によると、今年の夏も平年よりやや高めの気温で推移する予報がありました。これからの時期、台風などによる暴風や暴雨または土砂災害が予想されるほか、季節特有の自然現象以外にも関係なく襲ってくる地震にも常に注意が必要です。自治体DXの波及に伴い、防災の分野でも取り入れていく自治体が増えておりますので、1点目に、防災DXについて、当町の取組をお伺いするものであります。

続いて、消防団員確保の取組状況ですが、令和4年度3月議会での一般質問の答弁に対する進捗状況をお伺いするものです。災害の際に、消防団員は地域で真っ先に使命感を持って活動していただける方々でありますので、頼りになる存在であり、また、前段のDXを進めていくに当たっては、AIとSNSを融合させたシステムやIoTを活用した情報収集など、パソコンやスマートフォンで提供される手法が多く取り入れられておりますので、若者の多い消防団員にはリーダーシップをとっていただくことも想定されます。既定の団員数を確保するために、私も常々考えておるところであります。進捗確認と併せて、さらなる提案をいたします。

大綱２点目、ごみの３Ｒの推進についてであります。既にご存じのとおり、リデュースはごみそのものを削減すること、リユースは再使用、リサイクルは資源の再生利用で、その効果は、環境負荷の軽減だけでなく、経済的にも社会的にも多くの効果が期待できます。また、ごみの分別を積極的に進めて財源を生み出す自治体として、徳島県上勝町が取り上げられておりました。当町の現状をお伺いしながら、先進的な取組についても提案をいたします。

続いて、大綱３点目、近隣自治体との連携の中で、体育施設や文化施設など、各種施設や行政サービスの効率的な連携を行い、予算を抑制する考えはについてであります。度々町民の方より、近隣自治体で設置されている施設を横芝光町にも整備してもらいたいというようなご意見をいただきます。

老人福祉関係の内容であれば、それは厳しいかもしれませんが、例えば健康な方を対象にしたサービスがあれば、相手の自治体と広域行政組合などの場を活用して連携を図り、使用料の一部を負担し、市内や町内料金で利用できるようにするだけでも要望が解消するのではないかと考えることがあります。また、立地条件によっては、施設を共有する形のほうが予算支出を抑えることにもつながります。町の認識をお伺いいたします。

最後に、大綱４点目、健康ポイント事業の健康ポイントアプリを導入し、手軽にできる健康増進事業の推進をについてであります。当町の健康ポイント事業は、プラムでポイントカードを配布してもらい、健康診断を受診したり、各種健康教室に通ったりしてポイントをためていく形です。

前回の私の一般質問の際も取り上げました、健康長寿で有名な新潟県の見附市では、アプリを導入して、その中でポイントをためていく仕組みとなっており、好評だそうです。今はクレジットカードもスマホで利用できる環境、当町もいつでもどこでも健康ポイントを手軽にためられる仕組みを構築していただいて、町民の健康増進を推進していただきたいと考え、質問をいたします。

以上、私の壇上からの質問といたします。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔８番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱１点目、防災、減災対策についてと、大綱２点目、ごみの３Ｒの推進についてにお答えいたします。

はじめに、防災DXについての取り組みはについてですが、近年、激甚化・頻発化する自然災害への対応が喫緊の課題となっており、町民の生命と財産を守るためには、災害対応力の一層の強化が求められております。その中で、デジタル技術を活用した防災DXの推進は、極めて重要な施策であると認識しております。

当町の主な取り組みとしましては、気象警報発表時の警戒配備では、情報収集体制として、台風の予想進路や降水量などの気象情報に加え、河川の水位を監視する水位計やライブカメラの映像等をWeb上で収集し、リアルタイムで状況を把握できる体制をとっております。また、住民への迅速、的確な情報伝達手段の確保として、エリアメールの強化を図るため、国内主要携帯電話4社に対応できるよう、令和6年度にシステムの更新を行ったところです。これにより、災害発生時に迅速かつ確かな判断を行い、町民への避難情報発信へと繋げております。

また、町職員間の迅速かつ確実な情報共有を図るため、自治体専用ビジネスチャットツールLog Chatを活用し、災害時における情報伝達体制の効率化を行っております。さらには、町民自らが災害リスクを把握できるよう、公開型GIS、横芝光町地図情報システムにハザードマップを掲載し、インターネットを通じて誰でも確認できる環境を整備しております。

この他、災害物資の調達及び輸送調整等の支援として、新物資システムを導入しており、有事の際には、国、県とシステムを通じて連携し、物資の支援要請や調達が速やかに行えるよう、体制づくりに努めております。今後も、災害に強い安心で安全なまちづくりに向けて、防災DXを積極的に推進してまいります。

次に、消防団員確保の取り組み状況は、休団制度の規定改善に係る調査研究結果はについてお答えします。

当町における消防団員の取扱いについては、現在のところ、休団の制度は設けておらず、個別の事情等により活動が困難となった団員については一度退団し、再び活動が可能となった際には、再度入団の手続きを取っていただいております。

しかしながら、近年では団員の多様なライフスタイルや就労環境を踏まえ、柔軟な制度設計の必要性が全国的にも指摘されております。なお、休団中は団員歴に加算せず、団員報酬が支給されないことから、現在の取り扱いと同様であるため、当町では休団制度は設けておりません。

次に、消防団協力事業所への奨励金創設に係る調査研究結果はについてですが、消防団活

動にご理解・ご協力をいただいている事業所への支援の充実は、団員確保の観点からも重要であると認識しております。しかしながら、現在当町における消防団協力事業所に登録をいただいている事業所はありません。例年、団員からの希望により、事業所へ活動協力依頼を通知させていただいておりますが、各事業所の対応に格差があるのが現状です。一方で、奨励金制度の創設には、新たな財源負担が伴うため、慎重な検討が必要と考えております。

次に、消防団活動費を一部団員報酬にシフトする考えはについてですが、消防団活動費は訓練や出動に係る経費、装備の整備など団の運営に必要不可欠な経費として、各部に8万円の補助金を交付しております。令和6年度の実績としましては、26部中1部が精算により補助金の一部を戻入しておりますが、その他の25部については、全額有効活用されております。そのため、その一部を団員報酬に振り替えることについては、各部の運営に影響があることから、慎重な検討が必要であると考えております。しかしながら、団員の処遇改善は重要な課題であると認識しておりますので、今後も消防団の意見を伺いながら、団員報酬の引き上げも含め、処遇改善に努めてまいります。

次に、大綱2点目、ごみの3Rの推進についてにお答えします。

3Rとは、リデュース、発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再資源化の頭文字をとった3つのRの総称で、ごみの減量及び資源の有効活用は、持続可能な循環型社会の形成に向けた重要な課題と考えております。

当町の取り組みとしましては、初めに、リデュースの推進ですが、町民や事業者の皆様に向けたごみの分別の徹底、マイバックの利用やペーパーレス化など、ごみの発生抑制の啓発活動等を行っております。次に、リユースの推進ですが、不要なベビー用品等を提供する子育て用品リサイクル事業など、リユース品の情報提供や不要品交換会などを推進しています。次に、リサイクルの推進ですが、当町では、廃食用油の回収事業を行っており、広報紙や防災行政無線により、回収の呼びかけを行っております。また、山武郡市環境衛生組合では、一般廃棄物である家庭ごみの中から、リサイクル資源として、カン、ビン、ペットボトル、衣類、段ボールや新聞紙など、10品目に分別し、再資源化に取り組んでおります。

次に、3Rを推進して財源を生み出す考えはについてお答えします。

先ほどリサイクルの推進でお答えしました廃食用油の回収事業、山武郡市環境衛生組合の分別した資源ごみ等のうち、可能なものは有価物として売却し、歳入となっております。3Rを推進していくことは、ゴミを少なくする、物を大事に使う、限りある資源を大事にするなど、循環型社会の形成に向けた重要な施策であるため、新たな財源確保も含め、先進事例

を調査研究したいと考えております。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱３点目、近隣自治体との連携についてにお答えいたします。

体育施設や文化施設等、各種施設や行政サービスの効率的な連携を行い、予算を抑制する考えはについてですが、住民サービスの向上を目指す上で、一自治体で実施するよりも、複数の自治体で実施することにより、効率性や経済的な効果などが認められる業務、例えば消防、環境衛生などの分野においてこれまでも一部事務組合を設置し、連携を図っております。広域連携には、人口減少や財政の厳しさが増す中で、より効率的な行政サービスを提供し、持続可能な地域社会を構築するためのメリットがある一方で、各自治体の意見が相反したり、意思決定に時間がかかるなどの難しさもあります。

また、公共施設等の相互利用に関しては、それぞれの自治体で投資をして造成した経緯もあり、利用料の調整に向けてお互いの理解を得るのは困難であると考えられます。一方、規模の大きくない自治体にとっては予算を抑制するうえでも大切な視点でありますので、必要に応じ、地域の実情に合った広域連携について調査研究してまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱４点目、健康ポイント事業についての健康ポイントアプリを導入し、手軽に出来る健康増進事業の推進をにお答えいたします。

健康ポイント事業は、生活習慣病の予防や健康づくりの動機付けを目的に、町が実施する健診等の受診や各種健康教室への参加、健康に関する個人の取り組みの目標設定をした方で、応募した方全員に参加賞のほか、獲得したポイント数によって記念品を贈呈する事業です。

現在は紙のポイントカードにスタンプを押す方法で実施していますが、DXを推進する中で、アプリの導入につきましても、参加が少ない若い世代の健康意識の向上と利便性の向上のため、事業者からのヒアリングや既に導入している自治体の事例、費用対効果などについて、関係課と調査・研究をしているところです。

具体的なアプリの内容としましては、各種教室等の参加の記録、自身の運動の記録、各種

健診の受診記録、毎日の体重・血圧等の記録のほか、歩いた歩数が自動的にポイントとしてカウントされるなどの機能を検討しております。本事業は、令和３年度に国民健康保険事業の保険者努力支援制度のポイント獲得をきっかけに、国保事業の一環として始まった事業ですが、全ての町民が生涯を通じて心身ともに健やかな生活を送れることを目指した健康増進事業でありますので、アプリ導入による更なる事業の推進に当たりましては、財源の確保、推進体制と合わせ、関係課と検討してまいります。

〔住民課長 越川直樹君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○８番（秋鹿幹夫君） 答弁いただきありがとうございます。それでは、通告順に再質問をさせていただきます。

防災ＤＸの取組についてでありますけれども、重要性は十分ご理解いただいているようがあります。気象情報とか、水位計なんかのウェブカメラを使って、情報発信をされているというような内容であったかと思います。

ここで一つその情報の提供方法として、一つ東日本大震災のときの事例なんかを参考にちょっと紹介させていただくんですけれども、大規模災害が起きますと、様々な情報を各機関から収集する必要があって、各所は縦割り行政で、それぞれに連絡を取ってデータを送ってもらったり、また、そのデータ形式がばらばらで互換性がなかったりというところが懸念材料だと言われております。

ここで、国立研究開発法人防災科学技術研究所が開発したＳＩＰ４Ｄというシステムが、その横串になる状態、縦割り行政のデータを集約して、利用しやすい形式に変換して、配信する機能を持ったシステムというのを、そのネットワークを開発されたそうです。

これを自治体向けに利用範囲を拡張したり、使いやすいものに変更したものを、ＳＯＢＯ－ＷＥＢというシステムがあるそうなんです。こういったものを国が提供しているようなのですが、それは当町は導入されているのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 秋鹿幹夫議員のご質問にお答えします。

先ほどのＳＯＢＯ－ＷＥＢでございますが、こちらにつきましては、当町も申込み、手挙げをさせていただいております。こちらについては、新しいシステムとして、令和６年度に運用が開始されたということで聞いております。

手挙げをさせていただいてＩＤ、パスワードを付与されておるんですが、システムの活用

については研修等も必要なことから、現在まだ十分に活用できる状態にはなっていないというのが現状であります。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 手挙げをさせていただいたというのは、導入したということなんですか。それがちょっと分からないんですけども、導入をされたというふうに認識をしましたけれども、それなのであれば、早急にその教育を進めていただいて、それが実際に実践的に使えるようにしていただきたいと考えるんですけども、どちらかも含めてお願いします。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） お答えします。

こちらにつきましては、クラウドシステムでアクセスして使えるものになっておりまして、当町につきましても、申込みをして、無償ですので使えることにはなっております。ただ、現状としまして研修が十分にされておりませんので、使いこなせる状況はこれから研修を進めたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 分かりました。それであれば早急に進めていただきたいと。防災に関しては待ったなしでございますので、しっかり進めていただきたいと思います。

各自治体なんかも、ほかの自治体ですね。I o Tシステムを搭載した街路灯とか、先ほどウェブカメラを搭載した水位計なんかもおっしゃっていましたが、そういったものがI o Tを搭載していて、そこから情報を仕入れるというような形で、防災、減災のシステムを構築するような自治体も出てきておりますから、そういったものが例えば県、県もS O B O－W E B入っています。というところからまた情報が周知されていた場合、やっぱりS O B O－W E Bが使えたほうが、道路の損壊とか、土砂崩れとか、そういったものが各街路灯とか、電柱とか、ウェブカメラなんかに入ってきた情報というのが即座に利用できるものになるかと思うしますので、早急な対応をお願いいたします。

先ほどの中で、エリアメールの強化、携帯電話4社と提携してというようなお話がたしかあったかと思うんですけども、当然防災D X、通信技術というのが非常に大切になってくるかと思うしますので、当然盤石な通信インフラというものを整備して、並行してですね、整備していかなければならないと思います。通信障害が起きないようにしていくために、どのようなことを考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） こちらのエリアメールにつきましては、J－A L E R Tと連動をしまして、J－A L E R Tが起動した場合に、こちらの当町を中心としたエリア、一定のエリアにいる方に、4つの主要のキャリアの携帯電話に発信される仕組みになっております。

こちらのシステムにつきましては、専用の回線で構築されておりますので、通常のインターネット回線等々よりは強靱なものになっていると考えております。

また、電力が必要になりますので、停電時につきましては、蓄電池、自家発電も含めて、そういったものが当町の庁舎に備え、システム用にありますので、そちらで電力停電時にはまかなえて、一定の期間活用できるようになっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 通常の回線とは違うので、強いものになっていらっしゃるということなんですけれども、ちょっと私は一般人なので分からないんですが、携帯電話の回線を使っていて、例えばアンテナが倒れただの、アンテナに電力が供給されていないだのというふうになったときでも使えるということなんですか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 通信設備につきましては、通常のものでですね。アンテナだとか、そういった設備については、使っているものもあると思いますので、倒壊してしまっただとか、そういった場合には支障が出る可能性もあるとは思いますが、ただ、当町から直接配信するものではございませんので、各キャリアの設備、施設から配信されるようになりますので、例えばですが、防災行政無線であれば、当町から発信するので、庁舎に異常があった場合だとか、庁舎にある発信する設備が異常があった場合には影響しますが、キャリアの設備になりますので、ある一定の強度というか、そういったものは保たれていると感じています。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ちょっと何か盤石な通信インフラだと、ちょっと何となく思わないんですけれども、例えば最近、衛星通信を介した回線を使ったりとか、または移動式基地局というものを災害協定を結んでいるところから持ってきてもらって、そこで通信を回復したりとか、またはその地域メッシュW i - F i、W i - F iの基地局を1個つくるのではなくて、電線のような形で、どこかのラインが切れても、また別のラインからつなぎ直すようなメッ

シュWi-Fiというのを地域で確立したりとか、そういうところをやっているところもあるんですね。

ちょっと時間の都合上もあるので、そういったものも調査研究していきながら、盤石な通信インフラを整えていただきたいと思います。

また、防災DXの中でも、川島富士子議員が以前質問されていましたが防災アプリなんかも強化されていくことなんかも考えられますけれども、いろんなアプリを一つのスマホの中でたくさん入れていっても、なかなか緊急時にどこに何があるのかというのを瞬時に分かりにくかったりとかということも懸念されると思いますから、せんだっての森議員の一般質問の中でもおっしゃっていた公式LINEですか、公式LINEをまず軸としていくのであれば、その中で防災アプリにつなげられるとか、防災情報が手に入れられるような仕組みというのを構築していったらどうかなと思いますけれども、その辺のお考えをお伺いします。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 災害時につきましては、多種多様な状況が考えられますので、そういった公式LINEだとか、そういったものでの発信も含めて、有効な手段を関係課等とも協議しながら、情報発信につきましては、多くの種類のものを活用したいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 総務課長とよく協議して、進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次にまいります。消防団確保の取組状況の中で、休団制度の調査研究結果が現在の取扱いと同様ですので、お答えとしては取り入れていないと。

次にまいりますと、消防団協力事業所への奨励金創設に関しては、重要とは認識しながらも、奨励金はお金がかかることですので、慎重な検討が必要ですよというようなお答えであったかと思います。

私はこの令和4年の3月議会で、このようなことはもう既に申し上げております。申し上げた中で、当制度はメリットが薄いものでありますが、貴重なご意見をいただきましたので、今後調査研究させていただきましたらというようなお答えなんですね。それで、なぜまた同じお答えなんですか。お願いします。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） お答えさせていただきます。

調査研究のほうはさせていただいた結果というか、現在も調査研究させていただいているんですが、休団制度につきましては、先ほど申し上げたように、一旦退団するものと、基本的には団歴に加算しないであったり、報酬を支払わない、そういったものがあるので、制度的に大きな、同様なものになっているので、制度の取り入れのほうは行っておりません。

ただ、機能別消防団員というようなものもありますので、そういったものも現在、検討しておりますので、併せて休団という制度を使っていただくのがよろしいのか、それとも、災害時だったり、有事の際だけ活動をしていただくような機能別の消防団員というものを制度化して取り入れたほうがいいのか、そういったものも含めて現在検討中であるというところになります。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） それを壇上でお答えいただきたいです。でないと進捗にならないので。私は、この休団制度とか、協力事業所を増やす、駄目だとは言っていないけれども、これを無理やりやってくださいということを申し上げているのではなくて、これはこれでもっと改善の必要がある制度だということは認識はしています。ただ、消防団員を確保していくためには、こういうものもありますよということを言っているだけです。今のようなお答えをいただければ、それは一つの進捗だと思います。ですので、お答えの仕方を今後考えてください。

次にまいりまして、活動費の一部団員報酬にシフトする考えでありますけれども、こちらのも一つの意見として申し上げますが、各部8万円、私どもも頂いています。その中で、26部中1部の戻入ということでありましたけれども、一部一部全て聞かないと分かりませんが、8万円を使い切るために、少し言葉がよくないかもしれませんが、 unnecessaryなものをたくさん購入していたりとか、あるのではないかなという思いもあります。

その中で、この8万円のうち、例えば1部16名いた場合、3,000円を16名に配布すると4万8,000円なんですけれども、活動費を3万円に減額して、5万円のうち3,000円掛ける16人に報酬をあげれば、全員3,000円上がるわけですね。本当3,000円なんですけれども。

そういった考えで予算配分を行えば、より必要性の高いものだけに使うのではないかとこの考えから申し上げているんですけれども、その辺のお考えをお願いします。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 各部の活動補助金につきましては、毎年実績報告をいただいております。担当課でも活用内容を精査させていただいて、有効に活用していただい

と考えております。

また、活動内容の中で、各部でいろいろな使い方をしておりますので、その辺を情報共有をさせていただいて、より有効な活用方法をしていただければということで、担当課のほうからは各部に連絡を通知の中に入れたりだとか、そういったもので情報共有をさせていただければと思っております。

また、消防団活動に協力いただいている団員の方々につきましては、処遇改善については重要な課題でありますので、こちらにつきましては、限られた予算の中で、きちんと有効に報酬のほうも支払えるような形で検討していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） より目的のために使えれば、それでも当然結構なんですけれども、先ほどもおっしゃられていた処遇改善の運びから、このような質問をさせていただいておりますので、例えば、これ以外でも、例えば操法大会が選考会という形になったり、昨今状況も変化してきております。

これを消防費の中の予算の大枠を変えずに考えれば、余裕が出る年なんかもあると思うんですね。そういったものを団員報酬に回していくというようなことは考えられるか、お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 消防団の活動につきましては、現状、今年度につきましては操法大会は行っておりませんが、次年度以降につきましては、消防団本部等協議しながら決定していくものですので、現時点ではお答えするのは難しいんですが、ただ、消防費の中で、有効な予算の要求の仕方につきましては、担当課としましては、消防団活動がより充実するように、要求の方法については考えて要求をしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 処遇改善云々については、じわりじわりと度々質問させていただいておるんですけれども、私は活動の負担と報酬のバランスが一つの過去の道筋の中の一つとは考えております。

しかしながら、負担を大きく上回る報酬がない限り、それはなかなか難しいものかなというような考えも持っておりますので、大変難しい問題ですが、一歩ずつ着実に進めていただきたいと思いますけれども、消防管理者の町長にその辺のお答えをお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 全部の団が全部同じように動いているかどうかというのは、非常に難しい問題で、中には定数足りないところもいっぱいあるし、そういうところの中で、また、人数がいっぱいであっても、実際は年に1回来るか、来ないかという人もいるし、その人たちにその団のやつを分けちゃってだとか、いろんな部分のやり方というのは、ちょっとなかなか難しさがあるんですね。

秋鹿議員のところの中台の消防の部は、皆さんが一生懸命チームワークよくやっているところもあると思うし、そうでないところもあるとすれば、その辺のやり方がいかなんかという部分も出てきたりしますし、その辺のところは、団長を含め、本部の中で調整した中で、本部がこうしてくれということについては、結構やりやすい状況になるんで、各分団長さんなんかの意見なんかを聞きながら、それを管理者がトップダウンじゃなくて、やっぱり全体の中でどうしたらいいかというものを考えながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。今後ともそれを考えていっていただきたいと、常に日頃から思っていますので、よろしくお願いいたします。

次、ごみの3Rの推進についてでありますけれども、一部だとは思いますが、3R、リデュース、リユース、リサイクル、それぞれされているということでありました。山武環境衛生組合も5品目ですか。売却してお金にしていच्छやるということであります。

壇上のほうで申し上げました徳島県の上勝町、大分昔に葉っぱビジネスで少し申し上げたことがあるところなんですけれども、ここは売却設備を整備する余裕がなくて、1998年まで大量にごみを野焼きしていたみたいです。その焼却設備ですね、ごめんなさい、焼却設備の建設以外の方法を探り始めて、全国のリサイクル企業と契約をして、現在ではごみの81%がリサイクルされていると。年間約200万円の財源を生んでらっしゃると。山武環境にしてみれば、山武環境のほうに入っているんでしょうけれども、その缶やペットボトルの財源というのはですね。当町に入るわけではないんでしょうけれども、ここは町の中でやられているということで、町に200万円の財源を生んでいच्छやるということであります。

分別方法については、45種類を分別していったって、大変だと思います。どうしてもリサイクルできないものだけ仕方がなく焼却処分をしているんですけれども、さらにリサイクル率を向上させて、ごみをゼロにするところまで目標を掲げております。

この45種類の分別表示に、全ての表示に、どのようなものにこれがリサイクルされていくのか。これを分別しなかったら、幾らかかってしまうのかとか、売却したら幾らになるのかとか、全部見える化して表示してあるそうです。こういった取組、例えばこの辺でいえば、スーパーなんかに白色トレイとかを持っていくとポイントになりますよみたいなところとか、ありますよね。ああいったものからいきなり45種類、難しいと思うので、できるところからでも、町の財源にしていくために、そういった取組をやっていくお考えはありますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） お答えさせていただきます。

3Rの推進につきましては、重要なものと認識しています。今までの啓発の中でも、各町民の方々、皆さんの中にも、そういった意識というのは浸透しつつあるとは思いますが、さらに進めるという中で、そういった町としての取組、独自の取組というのも、研究の余地があると思いますので、先進事例を参考にさせていただいて、そういった調査研究のほうをさせていただければと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 分別を一生懸命やっている自治体っていっぱいあるんですけども、現実のところ、分別をすればするほど、実はお金がかかっちゃうんですよ。実際のところ、全部ひっくりめて燃しちゃうのが一番安い。そういうのが現実なんですね。

しかしながら、それが環境の問題にいいか、悪いかという部分もありますし、これから資源の問題もありますし、そういう中で、その辺のバランスをどこで取るかというところにその問題の論点があるんじゃないかなという認識している中で、取りあえずは今世間一般的にやられている空き缶、空き瓶、ペットボトル、あと衣類だとかという、今私どもでやっている、それぐらいのやつが一番ある意味ちょうどいいという言い方が適切かどうか分かりませんが、そういう状況の中で今進めているというのが現実だということを一言申し添えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） そのコストがかかるというのは、きっと人件費なんじゃないかなと思います。それを町民がやるんですから、それは人件費はかからないということなんですよ。

町長がおっしゃったその全部燃やすは、全部燃やしたいという意味で言っていないのは分かっていますけれども、やっぱりゼロカーボンシティ宣言しているんですから、やっぱりそのような考えを省いた中で推進していったら、それが財源になれば、町に返ってきて、町民も喜んでとなれば一番いいんじゃないかなというような考えから申し上げていますので、例えば、今5品目の以外でも、ペットボトルのキャップはポリプロピレンだから、買取りやっているところとかあるんですね。例えばこのボールペン一つとかでも、便利な、山武環境衛生組合の分別アプリ、ボールペンと引いたら可燃ごみなんです。可燃ごみになっちゃうんです。

ですけれども、例えば先っちょはステンレス鋼だし、ここは鉄だし、ほかはポリプロピレンなんです。一つ一つ全部分別すれば、全部買い取ってくれるものなんですね。ちょっとインクは別としても。インクもかえることができれば、それはリユースになりますし、そういった意識を少しずつでも広げていったほうが、もしかしたら山武環境衛生組合ももっとほかのところが集まって負担金を入れ合って、もっとミニマムな形で運営できるものにもなるかもしれませんし、そういった考えから申し上げているので、そのような考えから、何か一段階でも取り組んでいていただきたいと思うんですが、そこを踏まえて町長、お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに上勝町というのは、住民がその場所に持っていくんですよね、全てのごみをそのセンターに。それが横芝光町でできるかというのと、なかなか、それ、どれだけ広い町だからちょっと知識がないのですけれども、それができる範囲の町なんだろうなという思いの中でやっていて、自分で行ってぐるっと回って全部分別しながら捨てていくから、収集の車が来ないんですよ。何曜日と何曜日。その代わり、いつでも捨てられるというのがいいところだとはいいながらも、その辺もちょっとそこは本当に究極的なものというふうに考えていますし、それにどれだけ近づけられ、そして合理的にそれができるかというところの、落としどころを探っていくというのが今の現状だということをご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） その上勝町に視察に来る人たちは、上勝町は1,700人、2,000人弱だと思うんですけれども、小規模だからできるんじゃないかと、みんな片づけるそうです。ただ、上勝町の人間は、例えばオーストラリアのキャンベラというところはゼロウェイスト宣言と

いって、ごみをゼロにしようとしているんですけども、31万人いるんですね。

そういったところがやろうとしているんだから、もっと小単位に分けていけば必ずできるというふうに説明するそうです。ですので、町長がおっしゃるように、いきなりその成功に、完璧を求めるのではなくて、やれるところからやっていって横芝光町の財源になればいいじゃないかというような思いから申し上げていますので、何かヒントがあればと思いますので、研究してみてください。

ちょっと時間がないので少し早足になりますが、近隣自治体との連携は壇上で申し上げたとおりのことなんですけれども、利用料の助成は困難な部分もあるかもしれないというような、費用負担の助成は困難な部分があるかもしれないというようなお答えであったかと思うんですけども、一つ私の思いというのは課長分かってくださっていると思うんですが、何か合理的に進められるようなものがあれば、常に横芝光の成田便のように、芝山町に負担を支払ってもらって芝山に泊まるような、ああいう仕組みからまたヒントを得て、うちのほうでも、たった本当に3分、4分とかで、山武市の施設が利用できたりとかもあるので、そういったところから常に関係性を密に取って築いてこれれば、仮に、また合併とか、そんな話になったときも、もっと話がスムーズに、建設的に進むのではないかなというようなところも考えられますので、そのような考えから少し研究していただけたらありがたいと思います。

健康ポイント事業についてでありますけれども、費用対効果を含めて調査研究をして、もう既にしていっちゃるということでありました。財源確保が課題ということでもありますけれども、その辺はかなり前向きなお話だったんでしょうか。まず、その1点お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） 先ほどアプリの関係について研究しているという話で、導入に向けた話、調査研究はしております。議員おっしゃるように、財源的なところもありますので、いろんな機能がついているアプリになりますと、それなりの費用がかかるということで、費用対効果と。

あとは、ポイントに限ったものというような考え方もありまして今、千葉県の方で、やはりポイント事業というものをやっているものがあります。それが、そこに市町村が連携して、千葉県の健康の趣旨に賛同した店とかに行きますと、割引が受けられるとかというような千葉県の事業なんですけれども、そのウェブ版というのを最近県のほうが導入しており

まして、それはポイント事業に、ポイント付与と交換に特化したものなのですが、それは無料で提供されるというようなところがありますので、本当にポイントに特化してやるのか、それとも、健康増進の機能を取り入れるのか、それ、どちらがいいのかというところの検討も今しているところでございます。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ポイントをためる、それが商品券に変わるような、見附市なんかは商品券に変わったりとかもあるんですけども、それが本来の目的とか、確かに違うかもしれないです。

ただ、健康に関心をあまり持っていない方が、関心をまず持つということも大切かと思えますので、そういった観点からも、やっぱり手軽に利用ができる、まず一つのアプリというツールがあるわけですから、県とのシステム、どういう兼ね合いがあるのかとかというのは、私はそこまで承知していないんですけども、費用対効果を鑑みて、できればもっと広い方々に、今のカード方式ではなくて、できれば商品券も抽せんではなくて、必ずそこまでポイントをためたら商品券になるような仕組みを考えていただきたいと思います。いかがですか。ちょっと時間がないんですけども。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） 財源がふんだんにあればというところにはなるかと思えます。いずれにしても、住民課で今実施しているのは、今のところ20歳以上全町民ということなんです。国保事業でやっているということも考えますと、国保事業ですと、基本的には被保険者のためというところになりますので、その兼ね合いは今後出てくるかと思えます。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 国保事業の財政から、ちょっと予算を捻出しなければならないということは十分承知しています。そういったところを鑑みても、健康こども課のほうの予算のほうから一緒に連携を取って、福祉課もそうですけれども、森川議員の一般質問でもおっしゃってましたね。各種健康教室、何かポイントがたまる事業なんかもあると思います。そういったところで、各課が連携を取り合って、ぜひとも実現させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

このたびも様々なご提案をさせていただきました。新年度になって、執行部の皆様方は異動に伴い新体制となりましたが、皆様一丸となってしっかりと連携を図って、行政サービスの向上にさらに努めていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

ます。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で、秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後２時10分とします。

（午後 １時５９分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ２時０９分）

◇ 内 田 美 穂 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

内田美穂議員。

〔２番議員 内田美穂君登壇〕

○２番（内田美穂君） 議長のお許しを得ましたので、私、内田美穂が一般質問させていただきます。

さて、現在、文部科学省では、全ての子供たちが主体的に自分らしく学べる教育の実現を図るために、学習指導要領の改訂に向けた議論が進められています。2030年度からの実施を目指すこの新しい学習指導要領では、今までよりも教育課程を柔軟にし、これまでは特例申請がないとできなかったようなことが、どの学校でもできるように変更することを検討しております。例えば、授業時間を５分ずつ減らし、その浮いた時間を児童生徒の振り返りの時間にしたり、または教員の質向上のための研修時間に充てたり、新しい教科をつくって教えたりと、特例なしで学校の裁量で自由に決められるようにしようとしています。

それだけではなく、不登校やギフテッド、外国籍の子供たちなどを対象とする特例校や、校内サポートルーム、校外教育支援センターなどは、現時点では通常の教育課程には含まれておりませんが、これらを教育課程の中に含み、その子が学んだことを教育課程として評価することができるようにしようということも議論されています。

なぜ、このような改革をしようとしているのでしょうか。今学校には多様な子供たちが在籍しています。不登校の子、不登校傾向の子、発達障害、外国籍の子、ギフテッドなど、子供たちが多様化している中で、その子たちに合ったカリキュラムを一元的に決めるのが難しくなっているからです。だからこそ、各学校の裁量を上げ、子供たち一人一人に合った

ものを考えられるような余白をつくろうということが議論されています。つまり、各学校や地方自治体の責任が重くなってくるということです。この変化を見据え、現段階からできることを模索していく必要があると考えます。

そこで、当町の教育に関する取組について、幾つかお伺いします。

1つ目、教育に関する目標についてです。1、当町では、教育に関する基本方針等を定める教育大綱またはそれに相当するものはありますでしょうか。2、あれば、どのような目標を設定しているのか教えてください。

2つ目、学校評価についてです。1、現在学校の教育環境をどのように評価しているのか。2、そして、その結果をどのように活用しているのか教えてください。3、文科省はC O C O L Oプランの中で、学校評価の仕組みを活用し、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校風土を把握し、学校運営の改善につなげるとうたっています。この学校風土の評価に関する、当町のお考えを教えてください。

3つ目、学校給食についてです。学校給食は単に空腹を満たすだけでなく、教育の一環としてとても大事なものと考えますが、1、当町では給食を提供するに当たり、どのようなことを大切にしていますでしょうか。2、学校給食を通じて実施している食育活動があれば教えてください。3、近年、安全で安心な食材の需要が高まっておりますが、当町の給食において、食の安心・安全について、何か取り組んでいることがあれば教えてください。

以上、壇上からの私の質問を終わります。ご答弁よろしくお願いいたします。

〔2番議員 内田美穂君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 内田美穂議員ご質問の大綱1点、教育関係についてにお答えいたします。

初めに、教育目標についてでございますが、教育に関する大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられ、当町では平成27年8月に横芝光町の教育に関する大綱を策定いたしました。

その中で、基本理念といたしまして、自立した未来の担い手を育てるを掲げております。また、基本理念を受けての基本目標といたしましては5点を掲げており、1点目は、次代を担う子どもの確かな学力と生きる力の育成、2点目は、安心・安全な教育環境の整備と充実、

3点目は、健康でいつまでも学べる機会と環境の提供、4点目は、健康づくりの実践とスポーツ活動の振興、5点目は、多様で特色ある豊かな文化と芸術の振興となります。

更に、令和7年度の横芝光町教育施策として、町の教育・文化における基本構想であります豊かな心と郷土愛を育む町の理念実現のため、教育施設の基本目標を定め、これらの充実と実行に向けて取り組むよう、教育活動を展開しているところでございます。

次に、学校評価についてでございますが、学校教育法第42条では、小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないと明記されており、中学校におきましても、同法第49条で準用するものとされております。

町内小中学校では、教育活動や学校運営の状況につきまして、自校の教職員による自己評価をはじめ、保護者や児童生徒による学校生活や授業など、学校活動に係る4段階評価を行っており、その結果を各校のホームページで公表するとともに、学校運営の改善を図るための重要な指針としております。

また、各小中学校では、保護者や地域住民等による学校関係者評価委員会を組織し、委員による参観や懇談会などを設け、関係者評価として、今後の改善に生かすご意見やご助言をいただいております。

さらに、学校風土が児童生徒の行動や学力などに影響を及ぼす一因となっていることが様々な研究で明らかになっており、それぞれの評価は、各学校で職員・保護者・児童生徒に行っている学校評価アンケートのいくつかの設問からはかることができます。したがって、学校評価の結果を分析し、改善に努めることで、学校風土を向上させることにつながり、学校で起こっている諸問題の予防や学力の向上に効果があると考えられます。

いずれにいたしましても、児童生徒が安心して学校に通うことができる学校風土を構築すべく、学校評価や関係者評価を真摯に受け止め、改善策を今後の学校運営に生かすことを念頭に、校長をはじめ、学校職員にも周知してまいります。

次に、学校給食についての学校給食を提供するにあたり、大切にしていることはでございますが、子供たちの成長に必要な栄養価が学校給食において摂取できるよう、文部科学省において定められた学校給食摂取基準を満たすことはもちろん、多様な食品を適切に組み合わせ、既製品にはない献立を手作りで調理しております。

また、当町では、町独自の食物アレルギー対応マニュアルを作成し、食品衛生法に定めら

れた28品目に、アレルゲンのある児童生徒に対しまして、対応する品目を調理中に取り除くことが可能な食品のみ除去食や代替食の提供を行っております。食物アレルギーを有する児童生徒に事故が発生しないよう、町教育委員会、保護者、学校、給食センターの間で、情報連携を密にし、対応することを心がけております。

次に、学校給食を通じて実施している食育活動はあるかでございますが、日頃から旬の食材を意識した献立の立案を行っており、併せて季節ごとの行事食を取り入れることで、食を通じて、我が国や各地域の優れた食文化に触れる機会を設けております。この献立については、栄養士が主体となって取り組んでおり、すべての児童生徒や保護者に献立表とともに、毎月配布する給食だよりや給食の時間に放送されるひとくちメモで、食材や献立の紹介を行っております。

また、6月の食育月間では、児童が給食センターを訪れ、給食センター2階の食育ルームから、調理員が調理業務に取り組む様子を見学しております。11月は、千葉県が定めるち産ち消月間であることから、町内産の食材を多く用いるとともに、町農業振興会青年部会や女性部会から給食の食材を提供していただき、部会員の皆様には、給食の時間に学校を訪問し、学校給食に多くの人が携わっていることを学ぶ機会を設けている学校もございます。

次に、安全で安心な食材を提供するためにしていることはございますが、学校給食に使用される食材のうち、野菜等の食材につきましては、町内生産者との直接契約を優先的にいき、町内産、県内産を使用するよう努めております。また、食材の納品にあたっては、経験豊富な調理員によるきめ細かい検査・確認を行っており、食品の規格、数量の確認だけでなく、納入時刻や賞味期限、産地、食品メーカー、ロット番号の確認、冷蔵や冷凍を要するものは、品温を計測しております。さらに、野菜などは3回の洗浄工程を経た後に、裁断などの調理工程においても、食材の品質や異物混入に万全の注意を払い、日々の業務にあたっております。

安全で安心な学校給食の提供につきましては、調理員はもとより、事務職員や配送員も含め、徹底した衛生管理により、異物混入の防止やウイルスの防除を行うなど、細心の注意を払っております。今後も子供たちの笑顔を守るよう、学校給食の提供を進めてまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。では、通告順に再質問したいと思います。

まず初めに、教育大綱についてなんですけれども、どこにも公開されていないようだったので、今後公開する予定はあるのかというのと、あと、平成27年ですかね、2015年から10年たちますが、今後改定や見直しの予定はされているのか、この2点について伺います。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 教育大綱の改定につきまして、まずは、千葉県では令和7年3月に、10年後の千葉県教育の目指す姿を実現するための基本理念と基本目標が掲げられました、第4期千葉県教育振興基本計画が作成され、今年度、令和7年度を初年度として令和11年度までの5年間を実施計画の期間として位置づけられております。

また、町では、今年度に令和8年度を初年度として令和15年度までの8年間を計画期間といたしました、第3次横芝光町総合計画の策定作業が進んでいるものと認識してございます。

これらの状況を踏まえまして、第3次横芝光町総合計画策定後に、計画本編の内容を鑑みて、町教育大綱の改定を予定してございます。あわせて、教育大綱が改定されましたら、ホームページ等を通じて、公開する予定としてございます。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

教育大綱を読ませていただいて、ちょっと分かりづらいなというふうに思っていたので、改定を予定しているということで安心しました。教育大綱は、長期的な視野が必要だと思いますので、頻繁に変えるものではないというふうには思っているんですけれども、この10年で世の中の情勢が劇的に変わったなというふうに思っていて、2015年だとまだコロナ前で、タブレット端末とかの導入もされていなかったですし、もうAIとか何かの進歩も目まぐるしいなというふうに思っていて、先日私、ChatGPTと教育について熱く語り合ってしまったんですけれども、本当に語り合えるぐらいの技術進歩になってきているなというふうに思っています。

あと、学習観もちょっと変わってきているなというふうに思っているんですけれども、私たちの時代のように知識を丸暗記するようなものではなくて、文科省がよく言っていますけれども、思考力、判断力、表現力、あと学びに向かう力ですとか、あと人間性、いわゆる非認知能力というところを重視するようになってきているなというふうに思っています。

なので、目標設定もそれに伴って変わってくると思いますので、ぜひ今の世の中の流れを勘案した見直しを、総合計画も含めてご検討いただければなというふうに思います。

あと、ちょっとここで違った角度からの質問なりますけれども、教育長にお尋ねしたいん

ですが、そもそも学校は何のためにあると思いますかというか、ちょっと漠然として分かりづらいかと思いますので言い換えると、子供たちが学校に通うことでどうなってほしいというふうにお考えでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは、内田美穂議員のご質問についてお答えしたいと思います。

学校は何のためにあるのか。そしてまた、子供たちが学校に通うことでどうなってほしいのかというところですけども、まず大きく捉えさせていただきます。学校は、全ての子供たちが自立して社会で生き、そして個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を養う場であると思います。

また、子供たちの豊かな学びとその成長を保障する場としての役割のみならず、やはり地域のコミュニティーの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていくということを目的としていると思います。

そこから大きく羽ばたいていく子供たちが、それぞれの場でさらに成長して、豊かな人生が送れることを私は願っております。

それで、補足してちょっと言いますと、ちょっと大きな質問ですので、つまり学校は、小さい幼児、それから児童生徒、あと高校生になると学生などに対する教育制度の中核、一番中心となる機関であり、また施設でもあると思います。心も体も発達しながら、学力に応じて、系統的な配列をされた教育内容が学校では用意をされているというふうに考えております。

それで、学校は何をやる場所というところから入りますと、やはり基本的な教育を提供する場所、それから言葉とか、計算、読み書き、それから計算など、スキルを、これから生きていく、生活していく中で必要な学びをすることができるということ。そして、個人だけで勉強し切れない教育の機会が与えられているので、将来役立つ知識が得られるというところで、学校はただ学べる場所というか、勉強するだけではないということです。

それから、どうして学校に行くのかと聞くと、理由としては、部活があるとか、運動会とか、体育祭、それから修学旅行、学校行事のためとか、勉強のためとか、人によって様々異なるので、正解はないというふうに思っております。

教育の方法というのは、間違いは絶対ないと思います。いろいろな方面からのやっぱり学びがあると思いますので、今、先ほど内田議員が言ったように、本当に急速に世の中が変化している中で、教育も本当にもうついていけないぐらいスピードで変わってきております。

ですので、そこに学校の教師もついていけるかというところ、なかなか難しい状況の中で、子供たちと接しているというところで、令和の日本型教育というのが打ち出されていて、主体的・対話的で深い学びという言葉が出ております。

それで、よく内田議員さんが言う、欧米のほうとかの教育だと、子供がやりたいと思う、自ら育つ力というのは、子供自身が主体となってやるんだよということも分かるんですけども、この日本の教育って、前回も話したと思うんですけども、大きな枠の中には憲法があって、その下に教育基本法、それから学校教育法、その下には学校教育法施行規則、そのまた下には政令として学校教育法施行令、そしてまたその下に学習指導要領というのがあって、その学習指導要領が先ほどお話出たように、昨年12月に次年度に向けて、2030年に向けて、どういうふうに進めていこうかというところで、今一番の問題は、やはり教育課程、要するに授業時数ですよね。そこをどうしていくのかというのは非常に求められております。

ですので、そういう面からも、学校というのは、学校が全てではない、よく学校は定食型だと言います。定められた中できちっと全てうまく使えているけれども、そうじゃなくて、トピック的なものの要素もあるというところで、一つの中には定められないというところを、やはり大人たちも変えていかなきゃいけないというところがございます。

ちょっとまとまりませんが、以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

非常に共感する部分もあって、私、学校制度自体を全然否定しているわけではないんですけども、日本の教育って物すごくしっかりしていると思います。すごくいい制度で、言い方は悪いかもしれませんが、コスパがいいというか、そこに行けば先生たちがいろんなことを教えてくれて、豊かに育っていける場だというふうには思っております。

ちょっと話それるかもしれないんですけども、私、町の総合計画に書いてある、表紙にたしか書いてあったと思うんですけども、町の将来像ですかね。人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち横芝光、これ、すごい好きなんですよ。

霞委員は夢広がる横芝光というところに注目されていましたが、私は特に幸せ実感のまちという部分がすごい好きで、本当にみんなが幸せを実感できるようなまちになっていったらいいなというふうに思っています。

これ、総合計画の最上位目標だと思うんですよ。学校も本当に小さな社会なので、学校の中で子供たちが安心して過ごせて、幸せを実感できることが物すごく大切で、さらにこれか

ら社会の中で幸せに生きていくために、共生する力ですとか、自ら学びに向かう力ですとか、いろんなことを安心して失敗しながら学べる場が学校なのかなというふうに私は思っております。

ここで教育大綱の話に戻るんですけども、教育大綱の最上位目標は、子供たち一人一人が安心して学校生活を送って、幸せを実感できることなのではないかなというふうに私は思っていて、実際、茨城県のつくば市の教育大綱の最上位目標がそんな感じになっています。

ここで、横芝光町の教育大綱に話を戻して、基本理念を見てみると、自立した未来の担い手を育てるというふうになっていると思います。この育てるって、育てるのは学校の先生なんだろうかというところをちょっと疑問に思っていて、これまでの教育感では、子供たちを教導くという感じだったと思うんですけども、今は子供たち自身が自ら成長していくのを支援するという教育のスタンスなのかなというふうに思うので、ぜひ子供を主語にした基本理念にさせていただけたらいいなという私の要望ですが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 幸せ実感のまちということで、私もこの幸せというのがとても好きです。それで、県のほうの第4期の教育振興基本計画の中に、ウェルビーイングという言葉が出てきています。ウェルビーイングって造語なんですけれども、ウェルというのは良いということ、ビーイングというのは状態ということで、以前はWHOの健康のところで出ていたんですけども、ここ6年ぐらい前から、この教育のウェルビーイングというのが出て、誰もが幸せに感じられるというところで、これがこの後、教育の中で、私はこのウェルビーイングという言葉がどんどん出てくるんじゃないかなというふうに感じております。

そこで、先ほどの教育大綱のほうですけども、やはり指導というよりも支援なのかなというところ。あと、場というよりも機会、教育を受ける機会というところで、そこはこの後計画を立てるところでは、やっぱり必要になってくるんじゃないかなというふうに同感ですので、その辺は今後検討をさせていただければと思います。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

では次に、現在掲げられている目標に対する具体的な施策を見ていきたいんですけども、ちょっと正直申し上げて、大綱の内容がいまいち分かりづらいと私は感じているので、総合計画のほうも一緒に見ながら質問させていただきたいと思います。

総合計画の中で、自ら考え課題解決できる力を養うため、アクティブラーニングや外国語

活動、プログラミング学習などの教育内容の充実を図るというようなことが書かれていたと思います。

ここでちょっとアクティブラーニングに注目したいと思うんですけども、まずアクティブラーニングとは何か。また、教育委員会として、どのようにそのような学びを広げようとして、どのぐらい広がってきているのかなというところをお聞きしたいです。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 第2次横芝光町総合計画にアクティブラーニングという言葉がございます。これにつきましては、教員による一方的な講義形式の教育とは異なりまして、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授、学習法の総称とされております。

現在は、現行の学習指導要領に基づきまして、目指すべき新しい時代の学校教育の姿として、先ほど教育長もおっしゃられましたが、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現、こちらが提言されてございます。

個別最適な学びと協働的な学びという観点から、学習活動の充実の方向性を改めて捉え直し、ICTを最大限活用しまして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが重要だと考えられてございます。

それを踏まえまして、当町におきまして、町内小中学校では、1人1台端末や電子黒板を発表や話し合いの場などに活用したり、力を合わせて課題に取り組むための共同で意見整理やグループによる共同制作、また、遠隔地や海外の学校等との交流事業を行ったりしてございます。

また、学校に登校することが難しい児童生徒に向けましては、学校からオンライン授業を配信したり、千葉県教育委員会では、小学校4年生から中学3年生までを対象としたオンライン授業、いわゆるエデュオブちばを配信してございます。

達成度につきましては、こちら、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果からでございますが、友達と協力しながら学習を進めることができるのかという質問に対しまして、町内全小学校の児童の約81%、町内全中学校の生徒の約85%がとてもそう思う、またはそう思うというふうな回答をしております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

なぜこれをお聞きしたかという、総合計画に、自ら考え課題解決できる力を養うという

目標を立てていて、その具体策が、学力向上というふうになっているのかなというふうに私には見えたので、学力が向上することで、果たして自ら課題解決できる力が養われているのかなと疑問に思ったからなんです。

今、課長からご答弁あったように、お友達と学習を共同して学んでいるかみたいなところの回答ではかっているということなので、その辺はちゃんとはいわれているのかなというふうに思いました。

あと、評価方法について、ちょっとさらにお聞きしたいんですけども、アクティブラーニングによってつくであろう思考力、判断力、表現力というのは、テストの点数でははかれないというふうに思うんですけども、そのような力を評価するような評価方法、例えばルーブリック評価ですとか、ポートフォリオ評価、振り返りシートとかでもできると思うんですけども、そういった評価方法も使っているのかというところをお聞きしたいです。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） こちらにつきまして、学習指導要領に基づきまして、各教科で評価基準を設定してございます。学習活動や定期テストにおきまして、達成度を数値化して評価をしております。例といたしまして、自ら課題を発見し、課題解決に向けて思考、判断したことを説明したり、議論したりすることができるという観点で評価しているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。そのような評価がされているということで安心しました。

恐らくきっと各学校では、生徒一人一人でそういう力を丁寧に評価しているのかなというふうに思うんですけども、教育委員会として、教育大綱のような目標に掲げているので、教育委員会がそれを把握できている必要があると思うんですが、私、学校評価とかでそういう力がついているかどうかをはかっているのかなと思って、各学校のホームページに載っている学校評価の質問事項をチェックしてみたんですけども、それらしき力を把握するような設問になっていないような感じがしたんです。

すみません、私の読み取りが甘かったら申し訳ないんですけども、当町の学校評価の質問というのは、学力向上ですとか、豊かな心を育むというような目標を設定されているので、それが達成できているかどうかを分かるような質問はあったのかなというふうに思ったんです。

けれども、その主体的な学びが推進されているかどうかというような質問がない、または少ないように私は感じたんですね。

なので、教育委員会としては、どのように把握しているのかなというところをお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 数値だけでは、なかなかはかれない部分がございます。これにつきましては達成度とか、総合的にちょっと勘案して、またその評価方法につきましても、先ほど申し上げましたとおり教育大綱の改定も予定されてございますので、そちらを踏まえた上で、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

他の自治体の学校評価のところを見てみると、非認知能力の向上を目標に掲げている自治体の学校評価アンケートの質問内容が、そのような力を把握するような質問になっていたんです。例えば教職員のアンケートで、児童は学ぶ意欲が向上しているですとか、児童は学級または学年、学校をよくするためにできることを考え行動しているですとか、こういう質問があったので、今後、計画をアップデートする際には、目標と施策と評価が私でも分かるぐらい分かりやすく連動するように書いていただけるとうれしいです。

では、次にいきたいと思います。

教職員の研修の充実を図るというふうに目標のほうに書いてあったと思うんですけれども、計画当初から比べて、こんなふうに充実したよという変化があれば教えてください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 教職員の研修につきましては、文部科学省や千葉県が義務づけております実務年数別の研修はもちろんのこと、教職員自らが希望して参加する研修などを取り組んでございます。

町教育委員会主催の研修も同時に行っておりまして、全教職員が参加する町教職員研修、若手の教職員が参加する若年層研修、主任層の教職員が参加するミドルリーダー研修などを企画し、職員のスキルアップを図っておるところでございます。

また、教職員の実務経験に合わせまして、研修内容を工夫することなどで、年々充実した研修が実施できているものと考えておりますが、さらなる向上を目指して取り組んでまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。学習観も変わってきていて、私たちが受けていた教育とはまた違う部分も結構あると思いますので、さらに研修、充実させていっていただけたらというふうに思います。

先日、兵庫県の芦屋市の研修制度について学ぶ機会があったんですけども、その研修制度がちょっと面白いなと思ったので、少しでもご参考になればと思ってご紹介させていただきます。

芦屋市ではONE STEPpersというらしいんですけども、それは何かというと、探求的な学びに関心の高い先生だけが、自らの意思で集まって、協働しながら研究を推進するチームなんだそうです。子供たちが主体的であるためには、まず先生たちが主体的でないといけないという考えから、自主的な集まりということなんですけれども、どんなことをしているかという、3つ柱があって、1つはプロジェクト研究、子供たちの学習意欲や自己肯定感とか、学校生活の充実感、つまりは学校風土だと思うんですけども、これを高める研究の場をつくったりですとか、2つ目は先進事例の視察研修制度、3つ目は芦屋市で行う研修。

この研修なんですけれども、専属顧問となっている講師の方が、私的にすごく魅力的な方で、外部の力を借りながら芦屋市の教育をよりよくしていくぞという市の意気込みみたいなものが感じられました。当初、研究チームに参加された方は20数名ぐらいだったらしいんですけども、その翌年には38名になって、その翌々年には48名になってという、そういうふうな、自ら学ぶという空気が伝染していつているというふうにおっしゃっていました。

一部の先生たちの自主的な集まりなので、芦屋市全体の教育にこんな効果がありましたよという感じではまだないそうなんですけれども、一定の効果はあって、じわじわと広がっているというふうに市長がおっしゃっていました。

当町では、先生が自主的に関心のある研修を受けに行くという空気があまりないよという、現場からの声をちらっと聞いたんですけども、それって恐らく制度とかが用意されていないというのもあると思うので、今後さらに当町の研修制度を充実していくためのヒントにいただけたらというふうに思っています。

あと、こういう自主的な空気がなかなか広がらないというのは、先生方に余裕がないというのもあると思うんですけども、そこで教職員の勤務時間の適正化も目標に入っております。

したので、どのぐらい進んだのかというところをお聞きしたいです。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 教職員の勤務時間の適正化につきましては、職員の意識改革と仕事量の削減の両輪で、今現在進めております。各学校には、校務支援システムや留守番電話を導入したり、学校行事などを見直したり、職員の出退勤時刻を勤怠管理システムにより、客観的に把握してございます。

具体的には、勤務時間外在校時間の月平均80時間以上の職員の割合、こちらを見ますと、令和5年度では16.7%でございましたが、令和6年度では15.0%というふうになってございます。

今後も教職員の勤務時間の適正化につきましては、これからも取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 物すごく取組の成果が出ているのかなというふうに思いました。ありがとうございます。さらに、先生方の負担を減らしていただいて、先生たちが主体的に動ける時間をつくる努力を、教育委員会のほうでしていただけたらうれしいです。

芦屋市の受け売りではないですけれども、子供たちが主体的であるためには、先生方が主体的である必要があって、さらには先生方や学校が主体的であるためには、教育委員会が主体的に動く必要があると思いますので、ぜひ子供たちが幸せを実感できる学校にするためにはどうしたらいいのかというところを、自ら考えて課題解決できるよう、動いていただけたらうれしいです。よろしくお願いします。

次に、2点目の学校評価についてですけれども、もう1と2に関しては先ほどの目標と評価を連動させてほしいという要望ぐらいで、あと再質問はございません。強いて言うのであれば、ぜひ評価委員会の中で、学校風土の向上についても議題に上げていただいて、注目して話し合っていただけたらうれしいと思います。

3の学校風土に関してなんですけれども、もうこちら再質問という感じではなく、お願いに近くなってしまうかもしれないんですが、この学校風土に関する質問を取り上げようと思った理由ですけれども、私自身がやっぱり不登校の子供の居場所をやっていますので、学校に対して安心感を持ってないでいる子をたくさん知っていて、安心して過ごせるような学校にしてほしいという声をたくさんいただいているからです。

目標にも、安心できる教育環境の維持というふうにあったので、しっかりそれを進めてい

ただために、学校風土にもぜひ注目していただきたいなというふうに思っております。

あと、前年度に向けた研修で、国立教育政策研究所の良好な学校風土がもたらす効果についてという勉強会に参加する機会がありました。課長のご答弁の中にもありましたけれども、学校風土が学校で起こっている諸問題の予防ですとか、学力向上に効果があるということが研究で明らかになっているというふうにおっしゃっていましたが、本当にそのとおりらしくて、その研究によると、学校風土がいいと子供のストレスとか、不安の軽減にもつながって、いじめ加害が減ったりですとか、そういったところにも影響があり、生徒のウェルビーイングにもつながりますよという研究結果が出ているらしいです。

こうしたら学校風土がよくなっていきますよというところも何か明らかになっているらしく、学校風土をはかるツールも既に何種類も出ているというところまで進んでいるようなので、PDCAが回せるような状態になっていると思いますので、ぜひ今ある学校評価の項目を活用しつつ、学校風土というところにもさらに着目しながら評価して、改善につなげていただけたらなというふうに思います。

ちょっと話長くなりますけれども、海外の話なんですけど、アメリカのカリフォルニア州では、州の学校ダッシュボードに学校評価が公開されるらしいんですね。パフォーマンスレベルが低いというふうに評価された学校に対しては、お金と人をたっぷりかけて、よくなるように手厚くサポートしてくれる仕組みになっているんだそうです。

なので、評価が低いほどお金をかけていただけるということは、改善する方向に制度が仕組みられているということだと思いますので、当町でもぜひヒントにいただけたらなというふうに思いまして、ご紹介しました。学校評価についてはちょっと以上です。すみません、再質問でなくて。

次に、学校給食についてなんですけれども、いろいろな取組をされているのがすごく答弁から分かりました。特に、アレルギー対応なんかは本当に素晴らしいなというふうに思いますし、品質管理に関しても、本当に頭が下がる思いだなというふうに思って聞いていました。

ちなみに、こんな取組していますよという発信は、答弁の中でおっしゃっていた給食だよりと給食中の放送だけでしょうか。何か町民に広く知られるような発信はしていないのかなというふうに思ったので、お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 先ほど壇上で申し上げました給食だより等、こちらは町内小中学校を通じて保護者にも配布してございます。また、給食費無償化事業に伴う予算額、また、

営農団体や企業などから食材のご寄附をいただいた際には、町広報紙を通じまして、お知らせをしているところでございます。

このほか、地元生産者の方々に、学校交流事業といたしまして、学校へ訪問していただきまして、生産の苦労や努力についてお話をいただいているところの機会を設けてございます。以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。生産者との交流、物すごくいいと思います。ぜひ続けていただきたいです。

あと、お隣の匝瑳市なんかは、ホームページで給食についていろいろと発信していて、こんなところに重点を置いているんだというのが伝わってくるようなページとなっていたので、当町もせっかくすばらしい取組をされているので、もっと自慢してほしいなと思った次第です。

あと、地元野菜の提供についてですが、11月の地産地消週間に提供しているとおっしゃっていましたが、その週間中だけなんでしょうか。どのぐらいの頻度でというか、どのぐらい提供されているのかというところをお聞きしたいです。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 令和6年度の学校給食におけます、町内産賄い材料の割合をご答弁させていただきます。こちら、支出額ベースになりますが9.88%、約10%でございます。こちらにつきましては、100%町内産のものが、主なもので申し上げますと、お米とか、小松菜、水菜、ミニトマト等、また、旬の時期に、例えばピーマン、トウモロコシ、長ネギ、キャベツ、ニンジン等は町内産を使用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。今後もできるだけ地元野菜で、かつ旬のものを提供していただけたら、きっと栄養学的にもすごく効果があるものだと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、食の安心・安全という部分ですけれども、有機米、有機野菜を給食で提供したことはございますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 現在、有機米、有機野菜を提供した実績はございませんが、これ

につきましては、購入価格の上昇や必要なときに必要と望む規格で必要な収量の確保がなかなかできない現状がございます。

安心で安全な学校給食の継続的な提供が困難と考えられますので、現状ではなかなか有機農産物の利用は難しいのかなと考えております。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

お隣の匝瑳市でいいますと、月1回、市内で生産された有機米を使用しているそうなんですけれども、例えば月に1回だけとか、年に1回だけとかでもいいんですけれども、少しでも提供するのには難しいでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） こちらにつきましては、生産者とまたお伺いしまして、少しでも取り組めるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。あと、現状、安定供給できないということであれば、少しでも有機米や有機野菜を供給できるように、例えばそういう農家さんを増やすような取組は、町としてされないのでしょうか。

文科省のホームページで給食について調べているときに、たまたまみどりの食料システム戦略というのを知ったんですけれども、これによると、2050年までに耕作地の25%を有機農業にするですとか、あと、農薬の使用リスクを50%低減したり、化学肥料の使用料を30%低減するというような目標を立てていますが、当町ではそのような方向に動いている動きはないのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

町として、有機農業に関する農家への支援策については、現在まだありませんが、今後の町としての有機農業の取組については検討を進めております。令和6年度には、千葉県主催する有機農業研修会と循環肥料研修会に参加しております。また、本年8月には、町農業振興会が先進地視察を実施するため、令和5年3月にオーガニックビレッジ宣言をしている佐倉市にご協力をいただくこととなっております。

今後につきましては、みどりの食料システム戦略の目指す目標達成に向けた町の取組方法

を精査するため、農家さんへの周知や意向調査の実施なども検討しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。ぜひ、子供たちの口に入るものなので、ぜひ調査研究して進めていっていただけたらというふうに思います。

農薬など体に悪い影響が及ぼす可能性があるものは、なるべく量を少なくしていただきたいですし、有機野菜って単に農薬を低減しているだけじゃなくて、ミネラル分が通常の野菜よりも倍ぐらい含まれているというような検査結果というのも出ているらしいので、ぜひ少しでもいいものを子供たちに食べてほしいという思いですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、教育長の任期が6月21日で終わるとお聞きして、本当に寂しい限りです。この2年、私の一般質問は本当に教育課の集中攻撃のような感じで、本当に教育課に向けての質問ばかりだったと思うんですけども、本当に新人議員の拙い質問に真摯に答えていただいて、議会の場でこうやって教育長と対話ができたということを本当に私の宝だというふうに思っております。

實川教育長の今後のますますのご活躍を祈念して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で内田美穂議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時15分とします。

（午後 3時01分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

宮蘭博香議員。

〔9番議員 宮蘭博香君登壇〕

○9番（宮蘭博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮蘭博香が通告に従い一般質問

をさせていただきます。

最初に、異常気象と言っていいのかわかりませんが、今年は49年ぶりに沖縄県よりも先に南九州が梅雨入りをいたしました。そして、沖縄県は2015年と並び、最も早い梅雨明けが8日の日曜日に宣言されました。現在は、北九州、四国地方から東海地方まで梅雨入りをし、当地域におかれましては、本日梅雨入りされたと見られるという報道がなされました。

これからは雨が多くなり、曇り空の日が続く状況にあり、気分的にはあまりすぐれない時期を迎えます。しかしながら、当町におかれましては、新たに平山副町長を迎え、さらには4月の人事異動により幹部職員についても異動があり、心機一転したところであります。

言うまでもなく、各自治体におかれましては、地域間競争の時代に突入し、地域住民がより安心して生活しやすい暮らしを送れるかは、ある意味では行政の力だと思います。当町は財政力に乏しい自治体ですので、自主財源を増やす方法を考えるとともに、最大限に有効活用していかなければなりません。

現在取り組んでいるヨコシバテラスや今後大きな不安材料になる自動運転モビリティ事業を十分なる検討した上で、継続すべきなのか、それとも、取りやめをすべきなのか、早急に結論を出さなければならない状況にあると思われます。

また、昨年10月1日付で機構改革まで行い、佐藤町長が積極的に進めている横芝光インターチェンジ周辺産業用地整備事業、J R横芝駅北側周辺整備、こどもの国跡地の開発計画につきましては、横芝光インターチェンジ周辺産業用地整備事業が1年遅れるといった報告がありました。

J R横芝駅北側周辺整備につきましては、横芝駅周辺を一体化した整備を行うという説明が、5月28日の議会議員全員協議会にありましたが、J R横芝駅北側の改札を設置することが可能なのか、駅の南北を行き交うことができるのか、そのような根幹の問題が見えない中でどのような整備ができるのか、私には不安でなりません。

こどもの国跡地の開発計画につきましては、何も報告がありませんでした。順調に事業が進んでいるのであれば言うことはありませんが、報告できない状況にあるのか。今になり、実施のめどがつかないのでは、町長自身の責任問題にもなりかねません。

また、米問題についてですが、農業を基幹産業とする当町におかれましては、深刻な問題だと思います。政府は備蓄米を市場に出していますが、農家、いわゆる生産者は、現在米価が上がっても下がっても関係ない状況にあります。いずれにしましても、現在の米の状況を踏まえ、今年の稲刈り時期に良質な米がたくさん収穫できることができ、かつ米価が上がる

ことを大いに期待する一人であります。

また、生産人口の流出を防ぎ、定住を促すため、農業委員会、雇用管理協議会及び成田空港株式会社と連携を密に取り、農業で働きたい人、町内で働きたい人、成田空港で働きたい人を把握し、仮称横芝光町ハローワーク事業を推進することは、急務のような状況にあると思われます。ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、大綱３点について、一般質問をさせていただきます。

大綱１点目としましては、熱中症対策についてであります。この件につきましては、昨年の６月定例会でも質問をさせていただき、答弁をいただいたところでありますが、国は今年４月１５日付で、熱中症対策を罰則つきで事業者の義務とする改正省令を公布し、６月１日から施行されました。

具体的には、暑さ指数２８度以上または気温３１度以上の環境下で、連続１時間以上または１日４時間を超える作業が対象となります。事業者が対策を怠った場合、６か月以下の拘禁刑または５０万円以下の罰金が科される可能性があるということです。

それらを踏まえてお伺いいたします。

１点目として、小中学校における対策についてであります。職場の熱中症対策が義務化されたことにより、小中学校においても、いろいろと影響が出てくるものと思われます。したがって、昨年以上に万全な対応を行う必要があると思われますが、町当局の具体的な考え方をお伺いします。あわせて、スポーツ少年団等への周知方法等についてもお伺いするものであります。

２点目として、東陽病院の活用についてであります。東陽病院には小児科がありません。しかしながら、子ども・子育て支援や少子化の中、子供を守るという観点に立った場合、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間、言い換えれば東陽病院に常勤医師が勤務している間、熱中症と思われる児童生徒がいた場合には、診察をしていただけないのか、お伺いするものであります。

続きまして、大綱２点目の成田空港関係について、３点お伺いいたします。

最初に、成田空港株式会社におかれましては、民家防音工事の改修に当たり、建築資材等をはじめとする諸物価の高騰により、補助金の見直しを行わなければならない中、ここ数年におかれましては、年２回見直しをしていただいていることに対し、感謝を申し上げる次第であります。

１点目としまして、第１種区域の民家住宅の防音工事についてであります。令和２年４

月から事業が実施されていますが、令和7年4月1日現在の防音工事の状況は、対象件数3,700戸に対し、受付をした世帯が2,256戸、申込み世帯の割合は約61%、認定された世帯は2,192戸、決定された世帯が1,194戸、確定された世帯が1,080戸ということです。

5年間経過したにもかかわらず、対象件数からすると約29%しか防音工事が済んでいません。成田空港の3本目の滑走路が供用開始になるのは、2029年3月ということであります。あと4年を切りましたが、現在認定を受けた世帯は、供用開始までに防音工事が間に合うのか、お伺いするものであります。

2点目として、民家防音工事に係る設計料についてですが、工事を行う前には設計を組みますが、工事にかかる経費が補助金額を上回った場合、防音工事にためらう世帯もあるかと思います。現時点では、防音工事を実施しなかった場合の設計料は、その世帯の負担となります。そうしますと、エアコンの補助対象からも除かれるわけであります。それらの事案を解消する対策を講じるよい方法がないのか、お伺いするものであります。

3点目として、周辺対策交付金の補助対象用途の拡充についてですが、この交付金は当初からすると、かなり用途について拡充されているようですが、当町は交付金を頂いている県内騒音下の市町の中でも、自主財源に一番乏しいと思います。したがって、市町村間競争の時代でありますので、各市町の歳入により、周辺対策交付金を活用することができれば、今まで以上に有効に活用できると思われまますので、空港会社に積極的をお願いをする必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、大綱3点目の消防・防災の自主防災組織の育成についてですが、消防・防災の要である消防団は、社会情勢の変化や生活様式の多様化、複雑化等により、団員の確保に苦慮している状況にあります。

平成18年度の合併当初は、条例定数531人に対し、実団員数を確保していましたが、令和7年度の条例定数は438人と、93人減員、実団員数も367人となり、合併時と比較しますと、164人減員となっています。

しかしながら、大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。そこで、自分たちの地域は自分たちで守るという意識づけとともに、コミュニティーを醸成していくという観点に立ち、それぞれの地域に合った自主防災組織を町内全域に設置していく必要があると思います。

現在は10団体の自主防災組織が設置されていますが、町内全体の割合からしますと、非常に少ない数ですので、現在の状況を踏まえ、今後どのように進めていくのか、町長のお考え

をお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔9 番議員 宮藺博香君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 宮藺博香議員ご質問の大綱1点目、熱中症対策についてのうち、小・中学校における対策についてにお答えいたします。

町内小中学校では、昨年度より早い時期から熱中症対策に取り組んでおります。今年の夏も全国的に気温が高くなることが予想されているため、夏日になる前から熱中症による被害を防止するための対策を講じております。

教育委員会といたしましては、教職員の共通理解を図るため、環境省・文部科学省による学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きや千葉県教育委員会による学校における熱中症対策ガイドラインを参考に、令和6年8月に横芝光町立小中学校熱中症対策ガイドラインを策定し、各小中学校に通知いたしました。

本ガイドラインでは、各学校におきまして、熱中症対策を含めた危機管理マニュアルの見直しを毎年行うとともに、児童生徒等の命を守る熱中症予防対策の徹底と、熱中症の症状がみられた場合には適切な対応が取れるよう、校内体制の充実を図るため、本ガイドラインの中にチェックリストを盛り込み、普段から学校で熱中症事故を防ぐために活用するよう指導しております。さらに、熱中症に対する意識を高めるべく、本年4月にも改めて通知したところでございます。

一方、スポーツ少年団への周知方法等につきましては、昨年と同様に、町スポーツ協会に加盟する各団体へ熱中症事故を未然に防止すべく、公益財団法人日本スポーツ協会が発行しておりますスポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックを活用してもらうよう、改めて配付いたします。

また、近年の高温化を鑑み、スポーツ等の活動には細心の注意を払うよう啓発していくとともに、公益財団法人日本スポーツ協会が作成した熱中症予防運動指針により、運動は避ける又は延期するといった判断も視野に入れていただくよう、周知を図ってまいります。

今後も児童生徒の健康状態を最優先に考え、熱中症予防対策を万全に実施してまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君登壇〕

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 宮藺博香議員ご質問の大綱1点目、熱中症対策についてのうち、東陽病院の活用についてにお答えします。

東陽病院では、熱中症の診療要請があった場合、受け入れ可能な状況であった場合は、症状などを伺ったうえで、医師の判断により受け入れております。なお、児童・生徒につきましては、令和5年9月議会定例会において、小児特有の様々な病気の可能性があり、小児科医のいない当院では見逃しの心配があり対応が難しいことから、高校生以上が対象となりますと答弁させていただいております。

現在も、小児科医がいない状況は変わっておりません。児童・生徒が持病などを抱え、熱中症以外の原因が疑われる場合は、命に関わることでありますので、近隣では小児科を標榜しております、さんむ医療センター、国保多古中央病院、総合病院国保旭中央病院への搬送となります。

しかしながら、議員ご質問の平日、常勤医師が勤務している間につきましては、症状が軽症で明らかな熱中症の初期症状と思われる場合などは、常勤医師の判断によりますが、可能な限り診察・対応できるよう努めてまいります。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 宮藺博香議員ご質問の大綱2点目、成田空港関係についてお答えいたします。

初めに、防音工事についてですが、令和2年4月1日の公共用飛行場周辺における航空機騒音における障害の防止等に関する法律、いわゆる騒防法変更告示により、町内の騒防法第一種区域が拡大されました。それに伴い、第一種区域に所在する住宅が新たに防音工事助成対象となり、現在の進捗状況としましては、対象件数3,700件に対し、確定された件数が1,080件で、29%ほどの進捗となっております。

令和10年度末までの第三滑走路の供用開始までに、対象件数の工事が完了するかにつきましては、町が明言できるものではございませんが、現在の進捗では厳しいのではないかと感じております。

申請から着工までの待機が続く中、航空機の騒音対策として実施されている防音工事が計画どおりに進まず、住民の生活環境に支障をきたしてしまう恐れがあることは、町として真摯に受け止め、迅速に対応していかなければならないと考えております。

防音工事の進度を上げるため、成田国際空港株式会社は、令和6年4月に住宅防音工事助成限度額の引き上げ、翌5月からは設計業務を効率的に実施いただけるよう、助成金交付申請書等に関して、実印から認印への変更、委託契約方法の変更、保証人制度の廃止、設計図面のスリム化・提出書類の簡素化等を実施しております。

また、防音工事に参画いただける設計会社や施工会社を増やすため、各市町の商工会議所等にご協力をいただき、設計会社や施工会社に防音工事の説明会を開催する等の取り組みを行っております。これらの取り組みの結果、防音工事の進捗は徐々に上がってきております。

町としましても、さらに、工事の進捗を加速する必要があると認識しておりますので、より工事が進捗するよう、引き続き成田国際空港株式会社に取り組みを求め、町も協力してまいりたいと考えております。

次に、防音工事に係る設計料についてですが、住宅防音工事については、世帯人数に応じて限度額が定められております。成田国際空港株式会社からは、これまで防音工事を実施された方の大多数においては、限度額の範囲内で施工いただけているものの、全室を防音化することができない事例がある旨も聞いております。

そのような場合には、生活の中で主要となる部屋を中心に工事を実施するなど、限度額の範囲で防音化が図られるよう、住民の皆様と設計会社で工事内容を相談し、成田国際空港株式会社も一緒に考えながら進めていただいていると聞いております。

住民の皆様におかれましては、騒音による障害の防止を図るため、家屋の防音化を進めていただきたいと考えております。また、その際に何かご不安に感じる場合がございますら、町並びに成田国際空港株式会社にご相談をいただければと思います。

次に、周辺対策交付金の補助対象用途の拡充についてですが、成田国際空港周辺対策交付金は、成田国際空港株式会社法及び同法施行令に基づき交付されているものであり、成田国際空港株式会社の内規に沿って運用されています。

周辺対策交付金につきましては、従来、騒音対策事業や騒音下の公共事業等を使途に交付されていたものに加えて、交付金の充実について、周辺市町からの要望を受け、平成30年3月の成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書の中で、新たに地域づくりに伴う財源措置として、地域振興枠を設定し、使途の柔軟化を図り、それまで使途対象外であった教育や

医療、福祉などにも活用できるなど、より使いやすいものとなるよう、成田国際空港株式会社とも対応していただいている経緯もございます。

現在、交付金の使途につきましては、空港の周辺における航空機の騒音等により生じる障害の防止をはじめとする空港周辺対策に関する費用に充てるものとなっており、交付時期につきましても、毎年度9月と3月とするとなっております。

交付金の使途の拡大については、成田国際空港株式会社にもご意見があった旨はお伝えさせていただき、町としましては、今後も可能な限り交付金の確保を図ってまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 宮菌博香議員ご質問の大綱3点目、消防・防災についての自主防災組織の育成についてにお答えします。

災害時における地域の初動対応能力を高めるためには、地域の実情に即した自主防災組織の育成・強化が極めて重要と考えております。当町では、現在、自主防災組織は10組織が設置されています。また、今年度においても相談をいただいている地区がありますので、新規設立が見込まれているところです。

しかしながら、町全体に対する設置率は、依然低い状況となっております。この理由としては、地域ごとの世帯構成や防災意識の格差、組織設立に関する負担感など、様々な要因が推測されます。

自主防災組織は、地域住民により自主的に設立される組織であることから、引き続き町防災訓練や町づくり出前講座などで自主防災組織の必要性について理解を深めていただくとともに、町広報紙やホームページ等を活用して、普及推進を図ってまいります。また、自主防災組織に係る説明会を地区に出向いて開催するなど、各地区への働きかけを積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今後も、更なる地域防災力の向上に向け、共助の根幹となる自主防災組織の設置・育成を積極的に推進し、安心で安全なまちづくりに努めてまいります。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） いろいろとご答弁をいただき、ありがとうございました。それでは、改めまして通告順に再質問をさせていただきます。

最初に、小中学校における対策についてであります。これは熱中症にかからないのが一番であります。児童生徒に熱中症の症状があった場合に、保健教諭等が判断すると思われます。医療機関に搬送する必要がある場合に、どのような対応を取るのか教えていただければありがたいんですけれども。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 各学校におきましては、熱中症対策マニュアル、こちらを策定してございます。まずは、熱中症の症状の有無、例えば目まい、失神、あるいは頭痛、意識障害、まずあるかどうか、これを判断した上で、意識の確認、ここで意識がなければ、救急車の要請をするというところで、各学校でマニュアルを策定し、教職員に周知してございます。以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） マニュアルが作成されていることで大丈夫だということでありますので、今、救急の搬送についても、すぐに搬送してくれる状況にありませんので、その辺はやっぱり学校としても、保護者との信頼関係が保てるように、やっぱりそういう症状が起きた場合については、すぐ対応できるような体制を敷いておいていただけるとありがたいと思います。

それとあと、だんだんに熱中症の関係、社会的にうるさくなってきておりますので、学校のマニュアル等で、昨年と変わっている点がある場合には、どんなものがあるのか教えていただければありがたいんですけれども、なければいいんですけれども。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 先ほど宮菌議員からの壇上の答弁のほうでお話がありました、労働安全衛生規則の一部を改正する省令、これ、学校教育現場におきましても、ちょうど5月29日付で、青少年の改正について通知がございました。この中で、熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順作成、関係者の周知、これが事業者には義務づけられるというところで、こちらの点を重点的に周知してまいるというところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、次にスポーツ活動等における熱中症事故防止についてですけれども、社会文化課からは資料提供をいただき、ありがとうございました。しかしながら、気をつけて行っても、熱中症という症状が出てしまうことがあります。その場合の対

応については、多分示されていないと思います。

一般的に、土曜日、日曜日、祝日等の地域指導者による部活動やスポーツ少年団活動中に、児童生徒が熱中症と見られる症状が出た場合、休日当番医等に受診し、対応することもあると思います。万が一それらの対応について、保護者等からクラブや指導者が訴えられた場合、町並びに教育委員会はどのような対応をしてくれるのか、町長及び教育長にお伺いをいたします。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 宮菌博香議員のご質問について、お答えをしたいと思います。

スポーツ活動中における熱中症事故の防止ということで、スポーツ少年団、それからあと地域移行についての活動についてですけれども、これもそれぞれ指導者等の責任ということが出されておりますので、その辺につきましては、スポーツ活動中の熱中症スポーツガイドブック、これを参考にして、各スポーツ団体のほうで進めているというような状況でございます。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 訴えられるというならば、行政が訴えられるということでしょうから、そのときについては、真摯に受けて立って、責任がどこにあるかの処遇については、弁護士とも相談しなきゃならないし、どういう状況なのかというのが分からない状況の中で、それが今どうだこうだと、なかなかここでお答えすることは難しいと思いますが、それはもう訴えられたら、それはもう蹴っ飛ばすことはできませんので、それはしっかり対応したいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 再確認させていただきます。実際になった場合でないと分からないということですが、多分訴えられるとすれば、保護者から、そのときのクラブの指導者または責任者だと思いますので、その場合については、町も一緒に対応するという考えでよろしいですか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いや、それは違います。あくまでも町が訴えられた場合の話であります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、スポーツ少年団や地域指導者がそういうふうに訴えられた場合、町及び教育委員会は何も対応しないという考え方でよろしいのか、その辺を再度確認いたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 相談は受けたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 受けるのは相談だけなのか、それ以降も考えてもらえるのか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その先に何があるか分からない状況の中で、今ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは多分、なってはならないことなんですけれども、それぞれの指導者等については、多分対応するのにかなり苦慮するのかなと思います。ですから、その辺を考えてやるのが私は行政だと思います。ですから、その辺保証がなければ、逆に指導者を頼むのも私は筋違いだと思っております。いざというときに対応できるのが行政だと思っております。そういうことで言わせていただきます。

それで逆に、今のような状況であれば、社会文化課や教育課のほうから、今町はこういう状況ですというのを、少なくとも指導者等には流しておく必要性というのはあるのかなというふうに思っております。

次に、東陽病院の関係ですけれども、久しぶりにすばらしい答弁をいただきました。管理者である町長の前向きな姿勢には、大いに評価するものであります。早速、教育委員会につきましては、校長会や教育委員会議でやっぱりこういうことについては周知をしなければならないと思いますので、その辺どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 宮菌議員の質問にお答えさせていただきます。

あつてはならないことであります。適切な予防措置というのは、とても大事なことです。暑熱順化と言いますよね。それにつきましては、6月の校長会のほうでも、私のほうで資料を1

枚提示させていただきまして、十分な対応をしていただきたいということをお話をさせていただきました。

それから、先ほどスポーツ庁のほうから指導者等の責任ということで、法的責任、もし事故が発生した場合、民事責任や刑事責任、指導者等の個人または法人が問われることとなりますということです、この辺につきましては、部活動の地域移行の検討委員会のときにも、担当の指導主事のほうが、きちっと指導のほうは話をしている状況でございます。必ずそういうことが起きないような指導体制の下で、地域移行のほうを進めている状況でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 今言われたように、起きないにこしたことはない、それが一番いい形なんです。ただ、それでも起きる場合がある。やっぱりその場合には少なくとも、町とか教育委員会は考えないということであれば、指導者にそれなりの弁護士、要するに訴えられた場合のそういう費用、そういうものの保険というのは、やっぱり少なくとも掛けておく必要性があると思うんですけれども、それについて今掛けてあるのか、どうなのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 指導者の保険ということですか、それとも、指導者の保険。それについては、ちょっと今お答えできませんので、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思っています。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） お答えできないということであるんですけれども、そういう答えられないときに今、現実問題として、そういうことが発生しちゃった場合どうするのか。ちょっと私は疑問であります。やっぱりそういうものについては、お願いするときに当然保険に入ってやるべきだと思います。ですから、東陽病院だって、医療訴訟等を起こされる関係ありますから、医師等については全て町の予算で入っているわけですから、そういうものをやっぱりしっかり考えた中で対応していくのが本来の姿であると思いますので、その辺については、早速対応していただければならない問題なのかなというふうに思っております。

時間がありませんので、次に進ませていただきます。

次に、防音工事の関係ですけれども、5月24日に開催されました横芝光町航空機騒音等対

策協議会定期総会には、町長、小倉議長をはじめ、多くの議会議員が出席していました。国土交通省及び千葉県からは挨拶の中で、空港づくりは地域づくり、空港と共生共栄をしていくと言われていました。空港と共に生き、共に栄えるということです。

また、委員の中には、2029年3月末までに民家防音工事が終わるのか。空港の整備ばかりで、周辺の整備が遅れているので、空港の整備と周辺整備を同じ割合でできないのかなどの厳しい意見も出されていました。やっぱり第1種区域の民家防音工事については、かなり進捗状況を高めていかなければならないと思いますので、お願いをするはいいいんだけど、やっぱり具体的に早急にまとめて、その効果というのが出るように対策を講じなければならぬと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 営業で非常にたくさんいっぱいその工事として取ったところが、大分たまっちゃっていて、進んでいないという現状があるように見られます。そんな中で、本当にそういう人については、私のほうも個人的に、じゃ、別のところを紹介しようかと言って、もう既に終わっているところもあります。

その辺のところの中で、そこに1か所に頼んでおいて、ずっとできないという状況もあるというのも事実なんですね。だから、そのところを皆さんが、お一人お一人がどのように思うか。

せんだっての騒対協のときも、その発言をした方が、小堤の方はおられましたけれども、あの人にも私は申し上げました。違うところ紹介しましょうかと言ったら、いいんだという話だったんで、それっきりになりましたけれども、そういう状況の中で、どうすればいいのかについては、やはりご本人が本当にそれをやるんだという思いの中で、空港会社がこれを行って工事をするというわけじゃございませんので、その工事に対して空港会社がお金を出すという状況なので、それを空港会社に言うのはちょっと筋違いかなという思いもあります。

相談があれば幾らでも受けたいと思いますので、そういうような状況で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 今の筋違いという対応そのものが、行政の対応なのかなというふうに思いました。いずれにしても、これではちょっと3本目の滑走路ができるまでには、当分今の状況だと間に合わないのかなと。これからは、やっぱりもっともっと空港会社等にいろい

ろプッシュしていく必要があるのかなと思いました。

それから、あと課長の答弁の中で、ちょっと気になったことがあるんですけども、設計の限度額の範囲内で対応するのはいかなものかというのもあったんですけども、本当にそのような設計を組んで対応して構わないのかどうなのか。その辺もう一回確認したいんですけども。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 宮菌議員、設計の範囲内というのは、防音工事にかかる設計料についての中であったことかと思います。こちらのほうですが、設計するとき、補助の限度額の範囲内に収まるように施工する範囲を設計屋さん和相談する、そういった内容でお答のほうをさせていただいたところす。よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） そうすると、防音工事にかかる分であるけれども、現在のものよりも設計、要するに、限度額を超える場合については、材質を逆に言えば落とせということすか。

それで、いずれにしても、民間防音工事の申請者の中には、部分的な工事のみを要望する人、エアコン設置だけを要望する人もいると思います。これは法律からいって違ふと思いますけれども。それらの人たちに対応していく、それがやっぱり一番必要じゃないのかな。そうすれば、今これだけ抱えている状況についても、ある程度勘案することもできると思いますので、そのような方法をやっぱり空港会社と十分協議した中で対応する必要というのは私は出てきたのかなと思うんですけども、その辺について、町長、どのように思ひますか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いずれにしても、それを、防音工事をやる、改修するといっても、いろんなおうちの形があって、できるところ、できないところ、本当に部屋がいっぱいあって窓もいっぱいあるところなんかは、それこそ決まった金額の中ではできないだろうというふうにおえておりますけれども、それについては、空港会社と国が判断するところでありすので、前々からもその話というのは、今回だけでなく、それこそ最初に開港したときからその話というのはあったものでありますので、それがいまだに40数年かかって解決しないという状況にあるのは、確かにあるのかもしれませんが、実際そのような公平性を保つための施策だというふうにお認ひはしております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 法律でありますので、人間がつくったものでありますね。それで、場合によっては、その法律の改正だって、考え方によってはできると思うんですよ。そうすれば、国は財源も浮くし、申請者も自分の思ったようになるし。ですから、そういうものもやっぱりある程度考慮に入れる必要性はあるのかなというふうに思っております。そうじゃないと、多分なかなか住民の皆さん、納得してくれないのかなというふうに思っております。

それと次に、防音工事にかかる設計料でありますけれども、要するに例えば、工事費が600万、補助金が500万、すると100万の持ち出しになりますね。それで、設計料出てきますね。そうすると今、そのくらいの工事だと設計料、大体10%から14%ぐらいなのかな。ちょっとよく分からないんですけれども。そうすると、持ち出しが、防音工事に対して100万以上の持ち出しが出てきちゃうというケースも多分出てくると思うんですよ。

ですから、その場合については、なかなか家庭の状況で防音工事をしたいんだけど、できないという世帯もあるんじゃないか。ですから、その辺についても、先ほど町長の考え方だと協議をしてくださいということであるんだけど、じゃ、協議をした段階で、それが何とか解消できるのであればいいけれども、解消できないのであれば協議しても何もならないんじゃないかなと。

ですから、そういうところも、やっぱり空港会社に今こういう現実が出てきているのであれば、やっぱり話をするべきじゃないのかなというふうに思っておるんですけれども、その辺についてどのようにお考えになっているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 基本、その話は、騒対協でもいろんな部分でその話は空港会社も聞いています。しかしながら、公平性を保つか、何かよく分かりませんが、ある程度規格の中で、何人家族だったら何百何十万円、それについてはひとつ確率的なものを出して、それでやっていただくというような話の中で、大体がそれで収まっている状況の中で、それを、じゃ、100万円余計にかかっちゃうといったって、それは設計の仕様だろうし、部材によっても違うだろうし、それができる範囲でやれば、それは騒防法の中で、空港会社が義務を果たす一つとなるというようなことでございますので、それはそれで致し方ない部分であろうというふうに認識はしています。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮藺博香君） それでは、町長の考え方は、やりたいのであれば、部材を落としてでも補助金の範囲内で収めるようにするのがいいんじゃないかということによろしいですか、お伺いします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ほかに対応策はないというふうに考えております。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 分かりました。

じゃ、次に、周辺対策交付金の関係でありますけれども、用途についてはかなり拡充されてきているというのは私も分かっておりますけれども、各自治体の状況により活用することが可能になれば、今まで以上に有効活用できると思われませんが、町長の考えをお伺いします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 要するに、いろんな使い方ができるんじゃないかという話ですね。そのところは、できる限りそのように努力をしているつもりであります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 私が日頃から言っていますように、地域間競争の時代であり、うちの町は、空港の騒音の市町の中でも、財政力が一番乏しいところでありますので、それで騒音しか実際問題しょっていませんので、そういう意見はある面でいけば通るんじゃないのかなという気はいたします。

それと併せまして、周辺対策交付金の交付時期でありますけれども、現在は9月と翌年の3月に交付されていると思います。この交付時期を4月と9月に概算払いしていただくことにより、当町としても現在もさらに有効活用できると思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 実際、我が町でふだん1年間の経緯を、財政をやっている中で、基金を取りあえず取り崩すということは、たまにあります。だけれども、数億円単位でお金が足らなくなって、銀行から一借をするというようなケースは今までございませんので、それが先に出されたからといって、大きなメリットはないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 工事の関係等もそうなんですけれども、うちのほうは国庫補助やそういうものを受けてやりますから、実際工事が始まるのは、一般的には下半期になっちゃうと思うんですよね。そうすると、逆に上半期の中でそういうものが対応できるようになれば、より有効に活用できるんじゃないかなという、私は考え方で述べさせていただいているんですけれども、特段必要はないということであればそれでも構いませんけれども、ちょっとそういう心配をさせていただきましたんで。

では、その次に、自主防災組織の関係でありますけれども、やっぱりいざというときに活動できる自主防災組織については、多分皆さんも必要性というのは感じていると思います。それで、現在、農村が持っていた独特のコミュニティーも希薄化しており、町では大体約30%の人が各集落に加入していない今状況にあると思います。

ですから、そういうコミュニティーを再度形成するためにも、この自主防災組織というのは一番いい方法なのかなということだと思ったから、今日提案させていただいたんですけれども、町長のいいお考えがあれば、お伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この人口減少をダイレクトに受けている当町の中で、各集落、集落の中での、今既存の消防団、これも相当高齢化をしている状況の中で、それを20組織にするということは、それだけ人材があればまずすばらしいと思いますし、やる気のある人たちがそれこそ消防のOBが昔取ったきねづかと言って、我々で、70代で頑張ろうという人たちがいてくればそれはそれでいいんですけれども、それをしなくても、我々のところにはいい消防団があるじゃないか、地元にあるじゃないかということであれば、それはそれでよろしいかと思いますし、自主防災組織というのは、それこそ大きな災害が起きたときに、きっと活躍をしてくださろうかと思うんで、これからも推進はしてまいります、なかなかこれを強制的につくるということも、非常に具体的に難しい。

今言った10あるということなんです。それはそれで、すごいことだなというふうに改めて今感じているところでございます。一つでも多いことにこしたことはございませんけれども、それについてはしっかりと説明をさせていただき、これからも努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 確認をさせてください。そうすると、町のほうから積極的にそういう

組織をつくるというようなことは、しないということによろしいですか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 町のほうからの働きかけというところでは、先ほど答弁をさせていただきましたが、集落に出向いての説明会等を積極的に行いたいと考えております。

また、自主防災組織がなかなか進まない一つの要因としましては、地域のリーダーになっていただく方がなかなか手挙げしていただけないという状況も実際にございます。また、地域の方が、必要性は分かっているんだが、実際にそれを立ち上げる段階に、どのようなことを手続を取って、どういう形での組織が自分たちの地域に好ましいのかというところで、説明をさせていただいているんですが、なかなかそこまでご理解いただけない部分もありますので、担当課としては丁寧な説明をしていただいて、リーダーになっていただく方、あと必要性について理解をしていただいて、設置について進めていきたいと考えています。よろしくをお願いします。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 少し違ってくるかもしれませんが、今、冠婚葬祭、特に葬祭のときなんかについても、昔は隣組の協力をいただいてやっておりましたけれども、今はもう斎場で隣組の協力を得ないようなところもかなり出てきていると思います。

したがって、このままになっていくと、農村が持っていた独特のコミュニティというのは本当になくなっていったらうのかな。ですから、そういうものまで踏まえた中で、私は要するに地域で生活弱者というものをやっぱり支えて、いざ災害になったときに支えていくのはやっぱり地域の力なのかなと。

ですから、そういうものも踏まえた中で、やっぱりコミュニティの醸成と併せて、そういうものをつくっていったほうがよいのかなというふうには思っていたんですけども、そういうことでなければ、それは結構であります。

それでは、若干時間が早いんですけども、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。町長をはじめ、町当局の頑張りに大いに期待したいと思います。

○議長（小倉弘業君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（小倉弘業君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月11日と6月12日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君）　ご異議ないものと認めます。

よって、6月11日と6月12日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小倉弘業君）　本日の日程はこれをもって終了します。

6月13日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後　4時13分）

6 月 定 例 会

(第 3 号)

令和 7 年 6 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 7 年 6 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 0 号及び議案第 1 1 号について（町長提案理由説明）

日程第 3 議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）

九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について

日程第 5 議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）

九十九里地域水道企業団の解散について

日程第 6 議案第 4 号審議（質疑・討論・採決）

九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について

日程第 7 議案第 5 号審議（質疑・討論・採決）

町道路線の変更について

日程第 8 議案第 6 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 9 議案第 7 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 0 議案第 8 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町教育委員会教育長の任命について

日程第 1 1 議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町教育委員会委員の任命について

日程第 1 2 議案第 1 0 号審議（質疑・討論・採決）

横芝小学校改築外構工事請負契約の締結について

日程第 1 3 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）

横芝小学校隣接駐車場整備工事請負契約の締結について

日程第 1 4 議員派遣の件

日程第 1 5 請願・陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 1 5 まで同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 国における 2 0 2 6 年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第 2 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

出席議員（1 5 名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	菌	博	香	君	1 0 番	山	崎	義	貞	君	
1 2 番	鈴	木	輝	男	君	1 3 番	川	島		仁	君	
1 4 番	川	島	富	士	子	君	1 5 番	鈴	木	克	征	君
1 6 番	鈴	木	唯	夫	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	晴	彦	君	副	町	長	平	山	貴	之	君								
総	務	課	長	鈴	木	正	広	君	企画空港課長	加	瀬	淳	一	君								
財	政	課	長	郡	司		勇	君	環境防災課長	平	野	和	美	君								
税	務	課	長	石	田	賢	一	君	住	民	課	長	越	川	直	樹	君					
産	業	課	長	小	川	健	二	君	都市建設課長	林		栄	司	君								
未	来	づ	く	り	長	鵜	澤	順	一	君	福	祉	課	長	平	山	昭	彦	君			
健	康	こ	ど	も	長	佐	久	間	真	一	君	食	肉	セ	ン	タ	ー	長	林		栄	君
東	陽	病	院	長	吉	田		潔	君	会	計	管	理	者	鵜	田	須	美	子	君		

教 育 長 實 川 睦 子 君
社会文化課長 北 田 勝 也 君

教 育 課 長 野 村 浩 光 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 古 作 健 二

書 記 椎 名 悦 子

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎諸般の報告

○議長（小倉弘業君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

最初に、本日、民生文教常任委員会委員長から請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号について、総務経済常任委員会委員長から継続審査となっていました陳情第1号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたのでご報告します。

次に、本日、町長から追加議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

○議長（小倉弘業君） ここで、6月10日に行われました宮菌博香議員の一般質問に対する当局の答弁に答弁漏れがありましたので、社会文化課長より説明をお願いします。

社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、6月10日の宮菌博香議員の一般質問、大綱1点目、熱中症対策についてのうち、小中学校における対策についての再質問、指導者への保険加入及び町からの支援についてに対しましてご回答いたします。

熱中症などの事故に関わる指導者への争訟費用につきましては、公益財団法人スポーツ安全協会によりますスポーツ安全保険の賠償責任保険において、引受幹事保険会社の同意を得て、支出した弁護士費用等の争訟費用が当該保険の対象となります。

保険料につきましては、横芝光町スポーツ協会に加盟するスポーツ少年団では、各団体へ交付する補助金を活用しております。また、学校部活動地域移行では、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業業務委託料から支出しております。

町といたしましては、今後も安心して指導ができるよう支援に努めてまいります。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

◇ 川 島 富士子 君

○議長（小倉弘業君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

昨今の日本は、少子高齢化と人口減少により、国の存立が揺るがされかねない深刻な局面に入っています。2040年過ぎに高齢者人口はピークに達し、生産年齢人口が大幅に激減します。一方、地域におけるつながりの衰退は孤独・孤立の問題を深刻化させ、国民の幸福度を押し下げています。2040年へ向けて、少子化の流れを抑制しつつ、互いの支え合いを基盤にした新しい社会の構築へどのように踏み出すか、これから先はまさに正念場の15年となります。

この重要な時期において、様々再確認することは必須であります。特に少子化、単身世帯の急増、人手不足、自治体や地域共同体の存続不安などで将来不安や生きづらさをもたらしています。地域のつながり、支え合いで人口減少を克服する社会を目指し、今こそ創造的福祉社会の構築をと訴え、質問に入ります。当局の力強い明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、町長の政治姿勢について、3点伺いいたします。

1点目として、少子化対策・子育て支援について伺います。

0～2歳児の保育料無償化についてであります。東京都では、本年9月から、0～2歳児の全ての子らの保育料を年齢や所得にかかわらず完全無償化されます。対象となるのは8万6,000人の見込みだそうです。

過去の都議会公明党の質問に、知事は、保育料の無償化についてであるが、都は子供を持ちたいと願う方々が安心して子供を産み育てることができる環境を整備するため、様々な子ども・子育て支援施策を強力に推進してきた。令和5年10月からは、経済的理由で子供を2

人以上育てたいという願いを諦めずに済むよう、都独自に第2子の保育料無償化に取り組んでいる。この施策を一步先に進め、保育料無償化の第1子への対象拡大について具体的に検討していくということでございました。

無償化は未来への投資であると考えます。財源が問題になるのは百も承知ではありますが、助けを必要とする人々の尊厳を守りつつ、町の宝の子らを社会全体でその負担を分かち合うことによって、子育て世帯の不安解消と社会の安定性と活力が増すと確信いたします。少子化対策の手だてを今講じなければ、一気に出生数が激減するおそれがあります。この施策を一步先に進めるお考えがないか、町長のご見解、ご英断をお聞かせください。

2点目として、人口増への対策について伺います。

さらなる観光まちづくりについてであります。地方創生という政治課題の中で、本町においても新たな地域産業の就業促進で人口流出を食い止めるとともに、人口増を目指す様々な取組に果敢に挑戦していただきたいと願うものであります。

今年の政府の観光政策は、数を追う観光から地域が稼ぐ観光への転換を目指すとされ、当初予算も前年度比5.4%増の530億3,300万円が計上されました。ソフト・ハード両面で自治体を支援する使いやすい事業が手厚く整備されているとのことですが、ぜひこうした国の大きな動きに敏感に取り組み、頑張っていただきたいと心から強く思います。

域外からのお金を落としていただくために、さらなる観光による交流人口の拡大、さらにはリピーターとなる関係人口の拡大、そして新たな若年労働力の雇用拡大を目指し、最後は定住人口の拡大を目指すことが何よりも重要であり、今が大事と考えます。そこで、これまでの努力を自信として、さらなる観光まちづくりへのご所見、ご決意をお聞かせ願います。

3点目として、被災者支援システムの導入について伺います。

千葉県との協定締結についてであります。2016年9月議会で被災者台帳、被災者支援システムの導入・運用をと質問し、当局から、有事に備えて、被災者支援システムの導入に向けた調査研究を進めてまいりますとの答弁をいただいてから9年がたちます。現在では、デジタル化により、システム導入のメリットが増えております。特に災害時に他の自治体職員が円滑に応援業務を行えるなど、被災自治体に対する応援体制の強化が期待されます。

能登半島地震で石川県内の全市町村が導入していた被災者支援システムが住家被害認定調査の業務効率化に大きく貢献したことから、千葉県は全県での導入、共同運用を目指し、昨年11月5日に22市町村と共同で千葉県被災者支援システム運用協議会を設立し、本年3月26日に被災者支援システムに係る契約に関する協定書を締結しています。県の導入したシステ

ムはN T T東日本が提供する被災者支援システムであり、契約手続は県が一括して行うそうです。原則として、人口規模等に応じた負担はございますが、県の支援、負担もございます。

先行導入している自治体は本年4月1日から、また早い自治体では7月より運用開始予定であります。本町におかれましても、早期に千葉県と協定締結し、システムの導入に着手すべきと考えますが、町長の英断を求めます。

第2に、教育行政について、2点お伺いいたします。

1点目として、教育施策の推進について伺います。

積極的な英語教育の取組についてであります。昨年秋の議会視察で伺った茨城県境町の取組に大変感銘を受けております。直接、英語教育のお話を聞いたわけではありませんが、全国から視察が相次ぎ、実践的な英語教育が広がりを見せているようです。「イングリッシュタイム」、担任の掛け声に瞳を輝かせ、パンパンパンと手拍子で応え、子供たちの大人気の授業が始まるそうです。

境町では、「すべての子どもが英語を話せる町へ」を掲げ、ネイティブとの会話重視の英語教育が大きな成果を上げておられます。境町では、A L Tを全7校の小中学校に平均3人配置し、家庭の経済状況に関係なく、義務教育9年間を通して日常から英語を慣れ親しんでもらい、実用的な英語力を身につけ、グローバル社会で活躍できる人材を育成することを目指されています。

さて、空港圏の中にある本町においても、今後子育て世代の移住者が次々増えると考える中で、未来を担う世代のために、千葉県だったら横芝光町だよねと言われるような全県をリードする全ての子供が英語を話せる横芝光町へ、さらなるネイティブの力を生かした英語教育を切望するものでありますが、当局のご所見をお尋ねいたします。

2点目として、教職員の負担軽減について伺います。

デジタル採点システムの導入についてであります。学校の教員の多忙な業務により長時間労働が問題となってきたことで、文科省が2022年度に行った調査では、中学校教諭の平日1日当たりの勤務時間、在校時間が11時間1分と長時間労働が続いている実情が浮き出しました。

そうした中、教員の負担軽減策の一つとして、I C T、情報通信技術を活用した業務のデジタル化を進める自治体が増えております。紙の採点で平均約8時間かかっていた1回の作業時間が約4時間へ半減したと教員の負担軽減の効果を説明する自治体や、ミスの減少につながったり、採点時間を短縮できる分、生徒と接する時間が増え、子供にもメリットがある

など、効果は大きいようであります。教員の働き方が改善されることで心にゆとりが生まれ、教育の質向上につながると確信いたします。

本町においても、さらなる働きやすい環境整備へ、中学校教員の働き方改革の一つとしてデジタル採点システムの導入を進めるべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

第3に、福祉行政について、2点お伺いいたします。

1点目として、一人暮らしのシニア世帯を支える体制の拡充について伺います。

1人で暮らす65歳以上のシニアが全国的に増加しています。昨年暮れに、国立社会保障・人口問題研究所は、2020年の国勢調査を基にした2050年までの都道府県別世帯数の推計結果を公表しました。その中で、独り暮らしのシニア世帯は2050年に全国で約1,084万世帯と2020年と比べ1.5倍近くに増加し、世帯総数に占める割合は20.6%に上昇するとのことであります。

一人暮らしのシニア世帯が増加する背景については、少子高齢化に加え、ライフスタイルの多様化で子供や孫と同居する高齢者が減少していることが指摘されており、社会的つながりが希薄化したり身寄りのないシニア世帯が一層増えるが見られ、こうした世帯を支える体制の拡充が急務となっています。シニア世代の人がいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護や福祉サービスの支援強化に加えて活躍しやすい環境整備を進め、共に支え合う共生社会の実現を目指していくことが何より重要ではないでしょうか。人生100年時代を見据え、誰もが健康で生き生きと豊かな心で暮らすためのシニア世代のニーズに応じた生活支援策の拡充に対する当局のご認識、ご見解をお聞かせ願います。

2点目として、認知症とともに生きるまちづくりについて伺います。

希望宣言の町民への周知についてであります。一昨年、認知症基本法が成立し、昨年暮れには政府の閣議で認知症施策の指針となる基本計画を決定しました。急速な高齢化で認知症は今や誰もがなり得るとし、みんなが支え合う共生社会の実現に向け、取組を推進すると明記しました。また、社会参加の機会確保や認知症の正しい理解の周知といった推進すべき12施策を掲げ、計画では一人一人が自分事として理解し、当事者が自分らしい暮らしを続けることを考える時代が来たと指摘しております。

そのような中で、認知症の人たちの体験や思いをまとめ発表された「認知症とともに生きる希望宣言」をご存じでしょうか。そこには、「一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ」として、5つの希望宣言が掲げられています。

本町でも認知症基本法成立を機に、この希望宣言を改めて町民に周知し、認知症の人が希

望を持って地域の中で共に暮らせるまちづくりに取り組むべきと考えます。当局のご所見をお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、私からは大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、少子化対策・子育て支援についての0～2歳児の保育料無償化についてにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、少子化対策・子育て支援についての0～2歳児の保育料無償化についてでございますが、当町における保育料は、国の施策による無償化、免除を除き、所得に応じた負担額を頂いておりますが、国が定める保育料基準額から概ね40%を超える減免をしており、近隣自治体と比較しても保育料を低く設定をさせていただいているところでございます。

ご質問の0～2歳児の保育料無償化についてでございますが、現在、町においては、限られた財源の中で少子化対策としてこの保育料の軽減をはじめとした各種子育て支援や人口減少の対策として、移住や定住に向けた各種施策を展開しておるところでございます。

このような中、先ほど議員からおっしゃられておりましたけれども、東京都におきましては、この9月から保育料の完全無償化が公表されており、少子化対策として非常に有効な施策であると認識しておるところではございますが、東京都と当町の財政状況等を鑑みると、すぐに追従することは困難であると言わざるを得ません。

しかしながら、今後も財政健全化に取り組みながら、保育料の無償化に向けて積極的に鋭意努力を続け、子育て支援の、ひいては福祉施策の、県内そして近隣地域のパイオニアとして取り組んでまいり所存でございますので、今後ともひとつよろしくご理解、ご協力をお願いを申し上げ、以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢につい

てのうち、人口増への対策についてお答えいたします。

更なる観光まちづくりについては、人口減少社会において、地域の持続性が課題となる中で、観光も課題解決の手段として重要な役割を果たすものと考えます。

当町の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、目指すべき将来の方向として、観光交流人口の拡大による雇用の創出を図り、若者雇用の受け皿づくりを進めること、また将来的な移住にも繋がる関係人口の創出を目指し、地域外の人が関係人口となる機会の提供が必要となるとしています。交流人口とは町を訪れる人々を指し、関係人口とは何度も町を訪れ、地域と多様に関わる人々を指します。

この将来の方向に向けた町民と共に進める町の活性化の事業として、観光まちづくり協会との連携とコミュニティ団体の育成を位置づけ、これまで各種イベントなどが開催されています。具体的には、観光まちづくり協会が主催する梅まつりや、同時期にＪＲ東日本が開催する駅からハイキング、地域の住民が主体となって開催する音楽イベントやスポーツイベント、カヤックツアーなどには、近隣のみならず県外から訪れる方もおります。ここに移住相談員が赴き、移住相談を展開しています。

今後は、当町を訪れてくれる方々と地域との交流を促し、関係人口を創出する取組が重要であると考えており、関係各課や観光まちづくり協会をはじめとした各種団体等と連携し、施策を構築することで人口の増加に繋がられるよう努めてまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 川島富士子議員ご質問の大綱１点目、町長の政治姿勢についてのうち、被災者支援システムの導入についての千葉県との協定締結についてにお答えします。

被災者支援システムは、被災者台帳と住家被害認定調査、罹災証明書等の各種被災者支援の状況をデジタル技術で連携させ、生活再建に係る業務全体を電子システムにより共有・管理するシステムです。

令和６年１月１日発生の能登半島地震で、石川県内の全市町村が導入していた被災者支援システムが住家被害認定調査の業務効率化に大きく貢献したことから、千葉県においても導入に向けてシステムの活用及び被災者支援に関する協議等を行う千葉県被災者支援システム運用協議会が千葉県と県内２２市町村が参加して令和６年１１月５日に設立され、令和７年３月

26日に被災者支援システムに係る契約に関する協定書が締結されました。

現在、当町はこの協議会へは参加しておりませんが、災害対策の強化が求められる中、最新の情報技術を用いたデジタル化による被災者生活再建支援業務の効率化が可能となることから、参加について積極的に検討してまいります。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、教育行政についてにお答えいたします。

初めに、教育施策の推進についての積極的な英語教育の取り組みについてでございますが、当町では小中学生の英語力を強化し、世界で活躍できるグローバルな人材を育成するため、町内の小学校に日本人英語補助講師を会計年度任用職員として5名配置し、中学校に外国人英語補助講師を各校1名ずつ、2名配置しております。

また、第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の英語教育推進事業の一環として、令和7年度におきましては、町内中学校の生徒を対象に、受検を希望する全中学生に1回の検定料を全額補助しております。年々、英語検定の取得者数は増加傾向にあり、今後も英語教育の推進に努めてまいります。

次に、教職員の負担軽減についてのデジタル採点システムの導入についてでございますが、デジタル採点システムは、学校現場における定期試験等の採点業務におきまして、教職員が児童生徒の答案を複合機で読み取り、パソコン上で設問ごとに答案を一覧表示しての採点や、採点結果を自動集計・分析できる仕組みであると認識しております。

現在、当町の小中学校では、デジタル採点システムを導入している学校はございません。なお、導入実績のある学校によりますと、テスト問題の設問ごとにまとめて採点することができ、得点集計もされるため勤務時間の短縮につながるなどといった意見の一方で、テストごとの集計の設定に負担が大きい等の理由から活用を見送ったとの意見もございました。

当町では、学校職員の業務改善等を図るため、令和4年4月から校務支援システムを本格的に導入し、成績管理、出席管理、表簿の作成等をシステム化いたしました。教職員の時間外勤務等も年々減少しており、導入の効果が表れているものと考えております。

いずれにいたしましても、デジタル採点システムの導入につきましては、機能等の長所・短所を把握するとともに、費用対効果や課題等を洗い出し、調査研究してまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱３点目、福祉行政についてにお答えいたします。

初めに、一人暮らしのシニア世帯を支える体制の拡充についてであります。国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の世帯数の将来推計によりますと、2020年と2050年の比較では、65歳以上の単独世帯数とその割合が737万世帯、13.2%から1,083万世帯、20.6%まで上昇すると推定されています。

一人暮らしのシニア世帯が増加する背景には、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化などが影響していると考えられています。高齢化と単身化によって、社会的つながりが希薄化したり、身寄りのないシニア世帯が一層増えると見込まれる中、希薄化している人と人とのつながりを再構築し、孤独や孤立を生まない社会を実現することが重要であります。

現在は、地域の見守り役として、民生委員児童委員が住民の悩み事や心配事の相談に応じ、適切な援助を行うなど、地域福祉の向上のため重要な役割を担っていただいております。また、町や社会福祉協議会では、ふれあいサロンやきらり若返り運動など、地域の方が主体となり、介護予防や住民同士のふれあいを通し、生きがいつくり、仲間づくりの輪を広げる通いの場を作る取組を行っているところであります。

今後、一人暮らしのシニア世帯の増加が見込まれることを踏まえ、これらの取組に係る支援体制を強化するとともに、地域のつながりの醸成や地域福祉の活動における人材の養成に努めてまいります。

また、令和８年度から令和12年度を計画期間とする第２次地域福祉計画を今年度中に策定いたします。町民アンケートや福祉関係団体アンケートの結果を反映し、策定委員の皆様のご意見やアドバイスをいただきながら、社会変化に対応した計画の策定を進めていきたいと考えております。

次に、認知症とともに生きるまちづくりについての希望宣言の町民への周知についてであります。高齢者の人口がほぼピークとなる2040年には、約３人に１人が認知症または軽度認知障害を発症する可能性があるとの推測されております。このことから、認知症は誰もがなり得る一般的な症状と考えられます。

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループが表明した「認知症とともに生きる希望宣言」は、認知症とともに暮らす本人一人ひとりが、自らの体験と思いを言葉にした5つの希望宣言であります。この宣言は、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人ひとりができること、やりたいことを、住み慣れた地域で、みんなとつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという体験と思いから生まれたものであり、当町では、認知症サポーター養成講座のテキストにこの宣言を掲載し、周知しているところであります。

認知症基本法の施行に伴い、国が策定した認知症施策推進基本計画では、認知症とともに希望を持って生きるという新しい認知症観が示されています。この理解を広めるため、町では希望宣言を改めてホームページに掲載するなど、町民への効果的な周知に取り組んでまいります。

さらに、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、現在取り組んでいる認知症関連事業や普及啓発を促進するとともに、地域包括支援センターと連携し、認知症の人の視点に立った地域づくりに努めてまいります。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

0～2歳児の保育料無償化でございますけれども、町長から期待の持てる答弁をいただきましたけれども、あえて再度しつこく言わせていただきますけれども、国立社会保障・人口問題研究所が2021年に行った出生動向基本調査で、子供の数を持たない理由を尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く77.8%で、少子化の原因の最大の一つであります。少子化の流れを急激に反転させることは大変に困難ですが、抑制するための手だてを今講じなければ、一気に出生数が激減するおそれがあります。新しい社会への道を切り開くトップリーダーに大いに期待をいたします。必要な見直しを行いつつ、先駆のお取組を切望いたします。現に、全国では青森市、大阪府八尾市、第1子から無償化でございます。

また、特に子育て支援なくして未来は語れないと思いますが、町長に再度ご決意を伺います。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この問題は、大変もう極めてこの日本の国を維持していくために、本当に重要な課題であるということは重々認識している中で、本来であれば国が積極的にこれを進めていくぞというのは筋だというふうに思っていますが、医療費の無償化から始まって、千葉県の中でこの地域においても、先ほど壇上からのご答弁させていただきましたけれども、そういう部分においてのオピニオンリーダーだという認識を持つ中で、できる限り積極的に今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 大いに期待しております。

町長、今国がとおっしゃいましたけれども、例えば児童手当、全国どこでもやっていなかった児童手当、千葉県の市川市でスタートして、それが東京都にいて、東京都から全国に広がって、最終的には国の制度になりました。そういったことで、何も国がやらなくても必要なことを我が町で示していくということも必要かというふうに思いますので、たしか福祉日本一を目指しているって町長の最初のスローガンだったと思います。

そこで、東京都はこの9月から完全に無償化になるわけですが、今初めてやるわけではありませんし、令和5年10月から0～2歳児の第2子以降の保育料無償化、これをスタートさせているわけですね。ですから、段階的にというふうに考えて2子以降からスタートしてということもあり得るのかな、また多子世帯の支援から始めるということもあるのかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺も含めて、財政とも相談しながらですけれども、頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） どうかよろしくお願いいたします。

次に、さらなる観光まちづくり、町長にご答弁いただきたいというふうに思います。課長からご答弁いただきましたけれども、町長、5月20日に県が公表した新たな総合計画の素案で、県が基本理念に掲げた目指す姿というのは承知されておりますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 観光についての詳細の部分について承知しているかと言われると、ちょっとうろ覚えで申し訳ありません。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 大変失礼いたしました。観光というわけではないんですけれども、「～千葉の未来を共に創る～「県民を守り、支え、そして飛躍する千葉の実現」」ということで新聞で発表されました。この千葉を横芝光町に、県を町に変えて私は読んでみました。「～横芝光の未来を共に創る～「町民を守り、支え、そして飛躍する横芝光の実現」」、こういうふうに捉えると、県と共有できるのかなという思いで一緒に進めるのではないかなというふうに考えていたところでございます。

今後、日本に訪れる世界の観光客が爆発的に増えても、今手をつけなくては其の恩恵にあずかれません。今後、観光客の増加とともに、新しいレジャー施設や文化施設が増え、町民にとっても生活の利便性の向上が期待できます。また、新しい観光スポットが誕生すれば町民も楽しみが増え、住民にとって地域がより魅力的な場所になり、愛着が高まります。そのためにもインターチェンジ周辺、駅北、こどもの国跡地、この開発は何としても成功裏に進めなくてはならない大変大きなプロジェクトであると改めて強く思いました。改めて現時点での町長の思いとご決意をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私が今までずっとこの2年ぐらい言っている中で、その3か所につきまして、議員もご承知のとおり、昨年10月に未来づくり課というものをその開発に特化した課をつくって、今誠意努力を重ねているところでございまして、観光ということに特化いたしますと、この横芝光町にある九十九里海岸、これはやはり世界の海岸の中においても極めて有意義なものになってくるだろうというふうに思っておりますので、それに対してどのように世界の人たちをそこに導いていけるか、連れていけるかというところに大きな問題があったり、それに対するライフラインですとか交通アクセスですとか、そういう部分をしっかりつくっていくし、またそこにランドマークがあればさらにそれがいいということになりますので、それについてもしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますし、ある意味政治生命をかけてのことという認識で頑張っておりますので、これからも皆様のご協力をよろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） とにかくもう船は出航しておりますので、いろんな気象状況のときがあらうかと思えますけれども、何があっても負けない、何があっても町民のためにという、その強い信念と行動力があれば必ずや乗り越えられるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、被災者支援システムであります。

私が質問してから9年たちますけれども、改めて伺いますが、なぜ千葉県被災者支援システム運用協議会の参加を表明しなかったのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 川島富士子議員の質問にお答えします。

こちらのシステムの運用協議会のお話のほうは6年度に県のほうから説明等がございまして、システム会社の説明会が2度ほど行われました。こちらを聞いた中で重要なものだということは理解したんですが、コスト的なものであったりだとか、あと他自治体の近隣自治体を含めて県内の自治体の動向、あと実際の運用の仕方について詳細な部分をちょっと検討する必要がありましたので、一旦協議会の参加のほうは見合わせているところでございます。

ただ、内容につきましては重要なものでありますので、今後さらに詳細な部分を検討して、協議会のほうの参加に向けて検討はしたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 町長、これは千葉県知事自ら先頭になって取り組んでいるというふうに私は認識しておるところであります。

先日、秋鹿副議長が防災DX、質問されておりましたけれども、県知事肝煎りの防災DXだというふうに私も認識しているところでありますので、やはり県と呼吸を合わせる、何かあったら、石川県はそういうところでは全市町村が同じNTT東日本のシステム、みんなが心一つにして入っていたということで、他県からの応援がスムーズに入ったというふうに私も伺いましたので、県の職員から。ぜひもうこれは知事と呼吸を合わせるという意味からも、千葉県全体が一つになるという意味からも、きちんと呼吸を合わせて進めたほうが良いというふうに思えます。2年後以降のランニングコストというのがどうしても引っかかってくるところでありますけれども、またしっかり環境防災課長、町長のほうに説明をしていただいて、一刻も早い導入に向けてよろしくお願ひしたいと思えます。答弁は結構です。

次、英語教育についてであります。

小学校、日本人教諭5名、中学校、外国人各校1人ずつ、2名ということで伺いました。その外国人の教員の出身国を教えてくださいたいのと、本町の中学3年生の英検3級以上の取得率というのを教えてくださいませんか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 川島富士子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中学校の外国人英語補助講師の出身国でございますが、横芝中学校ではアメリカ合衆国、光中学校ではガーナ共和国の出身になります。

続きまして、英語検定の3級以上の取得している中学3年生の状況でございます。これにつきましては、令和6年度の結果でご提示をさせていただきます。

横芝中学校及び光中学校の両中学校の3学年178名中、英検3級以上を取得している生徒は52名、割合にいたしますと29.2%となります。なお、内訳につきましては、2級が1名、準2級が9名、3級が42名となります。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

茨城県境町の取組事例を、少し時間がないんですが、早口でご紹介させていただきたいと思います。なぜこれを伺ったか、分かると思います。

英語の時間は、一般の公立校より年間35時間多い。対面の授業だけでなく、AIやタブレットを駆使してオンライン授業を充実させ、ネイティブ人材の力を生かす。財源は、ふるさと納税ほか、令和5年度で99億3,800万円。小中学生のホームステイ費用が無料。令和6年度、計15人。検定は、町内会場で小中学校全7校で検定。小中学生が3級で5,000円全額補助。小6と中3が毎年挑戦。放課後、ALTによるオンライン英会話を各学年で実施。月に1度、英語のレッスン動画をYouTubeで配信。企画や撮影はALTが担う。令和5年度、中学3年生の半数が英検3級以上取得。

そして、境町の成果でありますけれども、英語が自然に身につくことで自分自身の将来の選択肢も格段に増える。子育て世代の移住者が次々増え、大手月刊誌の移住者増の人気地ベスト100で全国1位を獲得。

その裏には境町の町長の英断があったと。英語力の高く真面目な国民性であり、比較的人件費の安いフィリピンの教員を採用されたらよいそうですとの有識者の言葉に町長が即座に対応された。フィリピンの英語力は非常に高く、ネイティブな英語教育を受けることができるのですばらしいとのことでありました。

また、我が町と姉妹町の神奈川県松田町の町長の取組もすばらしく、伺っております。町立の小中学校に加え、幼稚園にA L Tを配置し、家で子供が英単語を自然に話すようになった松田町の子供たちだそうであります。

本町の実情を少し調べましたけれども、光町中央幼稚園では、1歳から2歳児を対象に、遊びの中に英語を取り入れ親しむ活動をしている。ほかの幼稚園、保育園、ちょっとまだ分からないところもありますけれども、また各小学校3年生、4年生の外国語活動、各小学校5、6年生の教科として外国語年間時間はどのくらいなのかなという、こういった細かいことを今日は本当は本町の実情を聞こうと思ったんですが、時間がございませんので、また教育課のほうに行って教えていただきに上がりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのときに現在のA L Tの任用状況、今後の目標を伺いたいのと、1つだけ聞かせてください。小中学校兼務の先生っておられますか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 現在はございません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません、ありがとうございます。

英語教育、非常に細かく私もいろいろ調べさせてはいただいたんですが、時間がないので、また担当課のほうに行って聞いていただけたらいいかなというふうに思います。

人数、最初に課長から報告ありましたが、やっぱり本気で取り組むといたら境町のように英語の時間をもう少し取る、またA L Tの人数も増やす。今はどうか分かりませんが、総務省とか外務省、文科省、また一般財団法人自治体国際化協会のプロジェクトにあるJ E TプログラムによるA L Tさらなる任用ということで補助金、またそこからのご案内とかがあると思いますので、ぜひ将来の町のために、子供たちのために調べていただければというふうに思います。

先日、広報無線で流れておりました企画空港課の町民に向けている取組、本当にすばらしいというふうに思いました。これは大人だけでなく、子供も希望すれば入れるということがありました。教育課に対しての質問でありましたが、こういったことも大いにこれからまた進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

デジタル採点システムであります。

別の業務の形で負担軽減しているということがよく分かりました。令和4年4月から校務

支援システム、これを導入しているということでありましたけれども、ちなみにデジタル採点システム、全国で北海道北広島市、また千葉県では流山市、岡山県等が進めておりますので、費用対効果、またメリット・デメリットあるかと思えますけれども、メリットが大きければ今後ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

課長から紹介ありましたけれども、ほかに負担軽減につながる何か対策というか、事業とかというのはあるんでしょうか。もしあればご紹介ください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） ほかに取り組んでおります項目といたしましては、特に学校デジタル連絡ツール「スクリレ」を活用して、欠席、遅刻、早退する児童・生徒の把握、保護者へのお便り配信等を実施しております。

教職員の負担軽減につきましては、児童・生徒に向き合う時間を増やすためにも重要であると考えておりますので、今後も取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。「すぐーる」というのがあるということで、例えば熊本市なんかは学校と保護者の連絡アプリで、「すぐーる」というアプリで負担軽減しているということで、公立144校で、また幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校でも使われるということでありますので、ご紹介したいというふうに思います。

次に、一人暮らしのシニア世帯を支える体制の拡充であります。

70代やそれ以上になっても仕事を続けたいという人が増えました。そこで、シニアの就労や社会活動に加わる方法の相談から実際の活動までをワンストップ、1か所でサポートする場所を改めて創設し、地域のニーズとシニア世代をマッチングさせる橋渡しの取組を強化してはいかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 高齢者の就労の関係につきましては、いわゆるシルバー人材センターによる就業もございますが、シルバー人材センターにつきましては、体力に不安のある方や例えば免許を返納した方など、就労を希望する方の特性に応じて柔軟に対応できるよう新規事業や独自事業の開拓など、就労の場の確保についてお願いしていきたいと考えております。

また、就職活動に不安があり、すぐにお仕事に就くことが心配な方、また就労意欲が低下

している方などに個別の就労支援を行う就労準備支援事業というものをリンクサポートとあいの手介護サービスが共同体として県の委託を受け行っておりますので、この事業についても改めて周知のほうをしていきたいと考えております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 分かりました。ぜひ周知よろしくお願いします。多分、たくさん相談があるので、知らない方が多いかと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、希望宣言の町民への周知でございますけれども、認知症の人の意見を聞く体制も必要かと考えます。また、認知症の人が社会参画する暮らしやすいまちづくりへの取組として、希望宣言から本人が自分の力を生かして安心・スムーズに外出を続けるための認知症の人の希望をかなえるヘルプカードがございますが、利用の推進を図ってはいかがでしょうか。これは自分を証明する、また頼りにできるカードということですが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 希望宣言を受けまして、認知症本人が自分の力を生かして安心・スムーズに外出を続けるためのヘルプカードの利用が広がっているということです。国の設置する認知症介護研究・研修センターのホームページでカードのひな形や周知用のパンフレットなどが用意されておりますので、希望宣言の周知に合わせ、ヘルプカードについても認知症カフェや認知症の人と家族交流会、また昨年度結成したチームオレンジ、よこびーの会の連絡会などの活動の場においてもお知らせしていきたいと思っております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひよろしくお願いします。

希望宣言、課長、ホームページ等でまたご紹介してくれるということでありましたけれども、課長も見ていただいたと思いますが、広報、ユーチューブ、この紹介ね、この広報、ユーチューブ見ると、認知症の人が今、昔と違う。本当にこのヘルプカードがあるとこういうふうに出られるんだ、こうやって自信を持って生活していけるんだということが健常者の人も理解が進みますし、非常に有効ではないかというふうに思います。私も見て、これは希望宣言と同時に町民へぜひ周知していただけたら関心のある方から見ていただけるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、次から次へと押し寄せる政治課題の荒波を英知と団結でいかに乗り切るか、町民のもとへどれだけ早く希望と安心を届けられるか、私自身も肝に銘じながら町長の政治手腕に大いにご期待申し上げますとともに、心から切にお願いし、私の質問を終わります。よろ

しくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前10時58分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔10番議員 山崎義貞君登壇〕

○10番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。一般質問を行います。

初めに、米問題について発言をさせていただきます。

米不足、米高騰問題をつくったのは自民党であり、この失政を認めることについて若干発言させていただきます。

昨年の春から顕在化した2023年産の米不足、コロナ禍での米の需要減から生まれた過剰在庫は2021年産米価の暴落を招き、農協の概算金は7,000円台にまで落ち込みました。過剰在庫の買入れも拒否した政府は、2022年、23年の2年間で50万トン以上の減産を米農家に押しつけた結果、2024年6月末の在庫は3か月分の需要量にも満たない過去最低の153万トンにまで低下しました。そして、米の逼迫状況をつくり出し、2024年産米の奪い合い、そして価格高騰という状況を招きました。

消費者米価の高騰中の今年3月からの備蓄米放出は、円滑な流通や価格抑制が目的ではありませんでした。全国農業協同組合連合会などに2024年産の播種前契約等の事前契約を結んでいた大手卸売業者と大手量販店や大手の中・外食業者、炊飯業者などへの供給量が農協の買い負けによる集荷量の減で、2年連続で事前契約数量が未達成となる事態となりました。事前契約の不調は、マーケットインを標榜する需要に応じた生産を押しつける政府としては何としても穴埋めをしなければならず、各業界からの要請もあって、まだ買入れ段階のものであったらう2024年産の備蓄米を買い戻し、条件つきで買入れ後、すぐに放出するに至っ

たのです。

また、政府米の保管、運送、売買契約を担っていた食糧事務所等、農水省の地方組織を廃止し、民間に委託したことから、緊急の事態には対応できず、出回りが遅れている実態もありますが、もともとお米屋さんや店頭で消費者が買えるお米の原料としての2024年産米放出は僅かだったということです。

小泉農水大臣は、就任当日に第4回入札公告を取り消し、随意契約での販売への変更も前代未聞のことでした。参院選挙目当てとも取れる消費者米価の引下げ発言も連日マスコミにぎわしています。

6月11日、農水省は新たに2021年度産米10万トン、小中の業者向けに2万トンの放出を決めました。随意契約が完了すれば古々米、古々々米はなくなります。それでも米価は下がりません。値上げした商品は下げようがないからです。お米屋さんへの的外れな批判も予想され、小泉劇場の新自由主義的米屋潰しの意図も透けて見えてきます。

そして、政府が備蓄制度を崩壊させてまで放出を続けるもう一つの目的は、お米の基本指数の数字のごまかしです。現在の基本指数で、今年6月末の民間在庫は158万トンの見通しとなっています。これまでの180から200万トンくらいから昨年と同水準の100から110万トンまで縮小する可能性が高く、それは3年連続の米不足が確定してしまうということです。何としても備蓄米を民間に移動させ、取り繕わなければならないからです。今までの61万トンの放出、そして12万トンの新たな放出は備蓄機能を崩壊させてしまい、備蓄91万トン水準への復活の見通しは全く立たなくなります。

幅を利かせてきているのが輸入米活用論です。石破首相は、生産性を増やせないなら輸入を増やすのも一つの選択肢としてあり得る、林官房長官は、非常時はMA米を活用と言い出しています。備蓄制度の崩壊は外国産米への依存度をより高めることになり、国産米の価格と需要を一層不安定にさせます。今の米危機はこれまでの市場原理一辺倒、自由競争で効率化の下に進めてきた農政の結果ではないでしょうか。現状を変えるには米の増産がどうしても必要で、生産者が再生産でき、流通業者も営業でき、消費者も買える適正な価格が求められます。

政府は、1970年から、米は過剰だと言って減反政策を進めながら、その一方でMA米、ミニマムアクセス米を輸入してきました。TPPなど、自由化を進めた自民党・安倍晋三政権は2013年に日本再興戦略を閣議決定し、生産コスト削減の名で60キロ当たり1万6,000円だったコストを下げ、9,600円にする目標を決めました。2018年度から、米の直接支払いや行

政による減反は廃止、稲作農家に生産者が自らの経営判断、販売戦略によって需要に応じた生産販売を求めました。

農水省の農業経営統計調査に基づいた資料から、2021、22年の米農家の年収は平均1万円程度、時給でいうと10円というような状況で、担い手はこの20年間で半減し、70歳以上の農家が57%となってしまう、離農者は増え続けています。日本農業が崩壊してしまうおそれがあります。農家は、売値が上がっても肥料や燃油などの経費がかさみ続けています。農家にとっても地球温暖化、異常気象も深刻な状況になっています。

政治が精いっぱい力を尽くすことや、この状況を消費者に理解していただくことも大切になります。農業の再建には、価格保証、所得保証で若者が安心して農業に励める土台を整える農業政策が必要です。循環型農業や有機農業、そして大規模化農業など、多様な農業形態がありますが、政府は全ての生産方法に対し支援し、食料確保と自給率を高めるため、米の増産へ農政のかじを切るときだということを申し上げて、一般質問に移ります。

それでは、大綱1点目、農業問題について質問をいたします。

新規就農者支援について伺います。

新規就農者数は減少傾向にあります。これは農家の後継者である新規自営農業就農者、いわゆる親元就農者の著しい減少が大きな要因になっていると言われています。一方で、土地や資金を独自に調達し、新たな農業経営を開始した新規参入者は増加傾向にあります。

国は農業従事者の高齢化と農村人口の減少という課題の解決に向け、持続可能な農業の実現を目指しています。そのため、年2万人の新規就農者、定着する青年農業者を確保する目標を掲げ、新農業対策に取り組んでいます。持続可能な農業は後継者の確保なくしては実現できないし、企業の農業進出では地方の農業、農村の維持にはつながりません。新規就農者を確保する魅力的な取組が求められています。町の新規就農者数についてお答えください。

新規就農者は親元就農が多く、農業所得が低い状況の中で農業経営を続けさせたくないという考えも多く、新規就農にためらう状況もあります。新規就農者への相談の取組についてお答えください。

次に、農業後継者支援について質問します。

新規就農を支援する制度は様々あると思います。就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援などあるかと思いますが、親元就農等の後継者支援策については縛りが多いように感じます。農業後継者への支援についてお答えください。

次に、ジャンボタニシ対策の取組と支援について質問します。

スクミリンゴガイ、いわゆるジャンボタニシは南米原産で、日本には1980年代の初めに食用を目的として台湾などから輸入されました。水田作物に深刻な被害をもたらす特定外来生物とされており、適切な防除対策が求められます。

ジャンボタニシは耐寒性が低く、日本では茨城県より北の地域では生息できません。温暖化が進む中、生息域の北上も懸念されているところです。ジャンボタニシは水中にあるものしか食べず、水中に伸びる植物を食べます。そのため、特に田植後1か月もたたない軟らかい苗を好んで食べることで欠株が発生し、被害のひどい場合はほとんどの苗がなくなってしまうこともあります。欠株が増えると当然ながら収量が減ってしまうので、ジャンボタニシの食害は稲作農家にとって非常に深刻な問題となっています。

ジャンボタニシの駆除対策は、薬剤だけではなく浅水管理などありますが、どのような対策を推進しているのか、行っている町の取組と支援をお答えください。

大綱2点目、環境問題について質問します。

初めに、水道水と地下水のP F A S 検査について質問をします。

自然環境の中で分解することがほとんどなく、永遠の環境汚染化学物質とも呼ばれるP F A S による保全と、それによる健康被害が懸念されています。

P F A S とは有機フッ素化合物の総称で、1940年代以降にアメリカで開発され、1万種以上が存在しています。水や油をはじく、熱や薬品にも強い材料として使われてきましたが、自然環境の中ではほとんど分解することがなく、永遠の化学物質と呼ばれています。フッ素樹脂のフライパンの製造工場や半導体工場で使われてきたものが環境中に放出されたことによる汚染のほか、飛行場の泡消火剤としても使われてきたため、アメリカ軍基地や航空自衛隊基地などの周辺でも汚染が発生していました。これらが漏れ出し、地下水や河川を水源とする飲料水を含むことによって、人にがんなどの健康被害を引き起こすのではないかとということが指摘され、世界的に規制が進められています。

大阪のダイキン工業の近くで農作物を作っていた男性は、血液と農作物からP F A S が高濃度で検出され、不安を抱えることになり、農作物の生産を諦める選択をしたという報告がありました。自分たちの地域でこれから何をすべきなのか、徹底した環境調査と実態の把握、汚染があればそこからの汚染対策、土壌検査の実施とデータの公開も必要ではないでしょうか。

そこで、私たちが毎日飲んでいる水道水の検査はどのようになっているのか、水道水を利用していない家の地下水検査はどのように考えるのかをお答えください。

次に、工場、工業団地周辺及び産業廃棄物、その保管場所などから漏れ出す可能性もあります。また、中間処理場があれば、その付近の地下水汚染も心配になります。地下水調査を行っているのかをお答えください。

次に、乾草沼の大賀ハスは見事に美しい花を咲かせていましたが、再生土利用の埋立てや太陽光発電の設置後、今は全く蓮の花は見られません。因果関係があるのかと疑っています。水質調査などは行っているのか、蓮枯れについてお答えください。

大綱３点、水道事業問題について。

前回も統合問題について一般質問をしていますが、確認も含め、県内水道の広域化について質問をいたします。

九十九里地域と南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合については、用水供給事業の経営基盤の強化、災害に強い水道施設の構築を図り、統合に伴う財政措置を活用して、料金上昇幅を抑制しながら将来にわたる安定給水を維持していくことを目指すとなっています。

令和８年度から、千葉県企業局は水道事業の開始を予定していますが、今後県企業局と末端給水事業体との関係がどのようになるのかが心配されるものです。現在の末端水道事業体に対する財政措置は、統合すれば財政措置の在り方が変わってきます。統合後10年間の末端水道事業体への財政措置の割合は変わらないことになっていますが、統合後11年目以降の財政措置に関して心配をするものです。千葉県企業局と末端水道事業体との関係の答弁をいただき、大綱３点、最初の質問とさせていただきます。

〔１０番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小川健二君登壇〕

○産業課長（小川健二君） 山崎義貞議員ご質問の大綱１点目、農業問題についてお答えいたします。

初めに、新規就農者支援についての新規就農者数についてであります。令和２年から令和６年度までの５年で新規に就農された方は19名です。内訳といたしまして、新規に参入した方が３名、雇用により就農された方が１名、親元で就農された方が15名です。

次に、新規就農者相談の取り組みについてであります。新規就農を希望する方等が農業を始めたい旨、相談があった場合、就農には農業技術の習得、農地の確保、農業機械の調達

など多くの問題があり、これらの相談に千葉県山武農業事務所や農業団体と協力しながら対応しております。

次に、農業後継者支援についてであります。町として行っている支援は、国や県の補助事業申請書類等の作成支援や相談を行っております。

農業担い手の問題は喫緊の課題であります。新規就農者の確保とともに、千葉県山武農業事務所や農業団体と協力しながら、農業従事者に対して支援を調査研究してまいります。

次に、ジャンボタニシ対策の取り組みと支援についてであります。千葉県では、発生が拡大していることから、地域が一体となって行う緊急かつ総合的な防除対策の推進を図るため、対策経費等を助成するジャンボタニシ防除対策事業を実施しています。この事業は、地域が一体となり、地域自らが侵入防止や食害防止対策など、総合的な防除対策について検討、実践、効果を確認する取組が必要となる助成制度で、今年度、当町では2団体が当該事業を活用して防除対策に取り組んでいます。

また、町では、国の米政策である水田活用の直接支払交付金を申請し、米の生産目安を達成している農業者に対して、水稻病虫害であるいもち、カメムシ類等のほか、ジャンボタニシの被害を最小限に防除するために必要な薬剤購入費用の軽減を図ることを目的とした水稻病虫害等防除事業補助金を助成しています。

ジャンボタニシの防除対策は、地域が一体となって侵入防止策や食害防止策など、総合的な対策に取り組むことが重要であると考えられます。今後も千葉県と協力し、地域に対する効果的な防除対策や県事業のジャンボタニシ防除対策事業の活用について周知していくとともに、町の現行制度を引き続き実施しながらジャンボタニシ防除対策に取り組んでまいります。

〔産業課長 小川健二君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、環境問題についてと、大綱3点目、水道事業問題についてにお答えします。

初めに、水道水と地下水のPFAS検査についてにお答えします。

PFASとは有機フッ素化合物の総称であり、約1万種類以上の物質があるとされております。代表的な有機フッ素化合物として、PFOSとPFOAがあります。PFOSとPFOAは耐熱性・耐薬品性に優れているため、自動車・泡消火器・食品包装紙・フローリン

グ・調理器具のコーティング剤等に使われていました。しかしながら、蓄積性があり、発がん性や子供の成長への影響など有害性が指摘されたことから、国際的な規制が進み、現在は日本を含む多くの国で製造・輸入が禁止されております。

このように現在では使用されていない物質ですが、分解されにくい性質であることから、これらを扱っていた施設からの排水が河川や地下水に流出することにより、汚染が拡大することが問題となっております。また、汚染地域では飲料水が主な接種源となっております。

水道水に関するPFAS検査については、水道用水供給事業体である九十九里地域水道企業団が水道原水である栗山川及び浄水場の水質検査を定期的に行っております。検査の結果、直近の令和6年度は1リットル当たり6ナノグラムであり、WHO世界保健機関が定める暫定基準値100ナノグラム、また政府が定める暫定基準値の50ナノグラムを大きく下回っております。なお、検査結果については九十九里地域水道企業団のホームページで公表されております。

次に、工場及び産業廃棄物中間処理場付近の地下水調査についてにお答えします。

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下浸透を規制し、水質の汚濁及び健康被害の防止を目的として、水質汚濁防止法が定められております。

また、町では、生活環境の保全に関し、町・事業者及び町民の責務を明らかにし、公害の防止と町民の健康を保護するため、公害防止条例を定めております。公害防止条例では、有害物質としてカドミウムや塩素、鉛など6種類の物質が規制の対象となっております。

現在、町では、公害防止条例により規制されている有害物質を発生させるまたは、保管している工場や企業はありません。そのため、現在町が主体となって地下水等の調査を行っているものはありません。今後、水質汚濁防止法及び公害防止条例にて規制される企業や工場が進出した場合には、適切に対応したいと考えております。

次に、乾草沼の大賀ハス枯れと太陽光発電所建設の因果関係はについてにお答えします。

現在、乾草沼周辺には大小複数の太陽光発電施設が設置されています。農免道路東側に設置した、太陽光発電施設を建設するために搬入された土砂の影響を確認するため、設置当初の令和2年度から水質調査を実施しています。調査箇所は、農免道路に面した乾草沼西側、上流部、当該太陽光発電施設直近及び乾草沼最東端、下流部の合計3か所を行っております。

議員ご指摘のように、以前は乾草沼西側の開けた大きな池には大賀ハスが花を咲かせておりました。近年では見られなくなりましたが、過去5年間に渡る水質検査の結果では、搬入された土砂が水質に悪影響を及ぼしている明確な結果は確認されておられません。

次に、大綱３点目、水道事業問題についての九十九里、南房総地域の水道水供給事業の統合事業と末端給水事業体との関係はについてお答えいたします。

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関しては、千葉県知事を会長として、千葉県企業局、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、関係19市町村で構成される統合協議会が設置され、統合に関する協議を行ってまいりました。

この協議結果を踏まえ、令和７年１月17日付で九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定書が締結され、これにより令和８年４月１日に九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団が県営水道と統合し、新たな組織となることが決定いたしました。

今後は、統合された水道用水供給事業体から、山武広域水道企業団や八匝水道企業団等の末端給水事業体へ水道用水が供給されることとなります。また、この統合後も、今までどおり末端給水事業体により、各家庭に水道水が給水されることとなります。

なお、用水供給事業を担う千葉県企業局と末端給水事業体及び構成市町村は、統合に関する基本協定により、経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有を図る会議体を設置することとなっており、生活に直結する水道水の安定供給に努めることとなっております。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 再質問をさせていただきます。

農業問題について。

人数に関しては、全部で19名、親元が15人、新規就農が３人、雇用が１人ということで報告がありました。

新規就農者の取組ですが、親元じゃなくて新規就農者というのはいろいろ補助をもらったりして始めるけれども、補助のもらったお金が尽きちゃうと、もう結局継続できなくてやめちゃうというようなこともあったりするわけなんです、そういうような新規就農したけれども挫折しちゃったという方はこの３人の中にはないんでしょうか、あるんでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

ただいま報告させていただいた新規就農者３名につきましては、現在も営農してございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。壇上でも言いましたが、やっぱり農業人口が大きく減っているという中で、新規就農者をどうやって増やすかというのが一番大事になってくるかと思います。町がどれだけ頑張っても、結局国の農政のかじ一つでこれが決まっちゃうところはあるんですが、それでもやはり農業後継者を確保していかないと農村、この町がなくなってしまう、廃ってしまうというようなことになりますので、いかに県や国の支援を有効に活用してもらうかというのが大事になってくるのかなというふうに思うんですね。

そういう中で、新規就農者の相談、親元就農の相談に関して、どれくらいの相談があっただけのような対応をされているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

先ほど答弁で、令和2年から6年度までの5年間就農した方19名とお答えいたしましたが、こちらの19名の方、この5年間に相談があった方全員が就農されている状況でございます。

相談者の多くはご自身でも就農について十分に検討された上で相談に来られておりまして、相談の内容につきましても、就農に当たり何か補助や支援はないかと、そういった相談が多いような状況でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 課長、そうしますと、これ19人全員、親元就農15人ということになっていますけれども、5年間なので、単純計算すると毎年3人ずつということになってきます。ぜひ有利な支援を受けられるようにしていただきたいというふうに思っているんですが、結構ハードルが高くて、いや受けるのやめるわって言ってやめちゃっている人もね、棄権しちゃっている人もいるかと思うんです。親元が19人なんだけれども、相談者、実際問題、産業課の窓口に来た人というのは何人くらいあるのか分かりますか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

5年間で相談にあった方19名で、こちらには電話の相談は含まれていないんですけれども、窓口に来た方が19名で全員が就農されている状況です。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。成績いいですねというふうに、ちょっとそれを思うと窓口の対応がいい、合格点をつけてあげる必要があるのかなと思います。ありがとうございます。じゃ、ぜひ相談に関しては、これからもより新規就農者がいい条件で受けられるような、そういうような努力を引き続きお願いしたいというふうに思います。

次に、ジャンボタニシ対策の取組についてなんですが、課長が言われたように、地域で防除事業というようなことで県のこの防除事業を受けているかと思っています。2団体が利用しているということですが、いわゆる薬剤の町独自の防除事業もある。しかし、それに関しては生産調整ですかね、それが必要になってくるので、そこをしていないと受けられないというような、そういう縛りがあるんですよね。県のほうの地域の営農集団はじめ集落営農とか、そういうところで利用されているかと思うんですが、これもっともっと利用できるように進めるということとはできないんでしょうかね。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

県の事業につきましては、要件として10ヘクタール以上の防除対策推進圃場を設置する必要がありますが、また化学農薬の使用に頼らない防除策の検討等、少し条件が厳しいものでありまして、利用したいというご相談があれば利用できるように支援はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 厳しいということですが、県のほうも原則10ヘクタールというようなことにたしかになっていたかなと思うんですね。だから、10ヘクタール以上なければというようなこともないのかなと思うし、それからやはり農薬を使わないで防除できればよりいいし、地域でこれは防除する必要がある、まとまって取り組んでいく必要があるというふうにあると思うんですが、ここのところというのはそれこそ営農組合とか集落営農とかないところであっても、多面的機能支払交付金の中での環境保全会なども各地域で結成されていると思うんですね。取り組まれていると思うので、そういうところでも、ひどいところはぜひこれ利用してできるような、担当課としてどうだという形でも進めていく、そういう情報提供というのは必要だと思うし、それができるように支援してほしいと思うんですが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

この事業につきましては、まとまった農地で実施する必要があることから、営農集団と保全会に対しまして毎年要望調査を行った上で相談受けておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。要望調査をした上でということですね。分かりました。

じゃ、先ほど生産調整っていいですかね、殺虫剤というか防除事業ですよ。これに関しては、やはり生産調整に協力していないというようなことになっているんですが、このところは今の米がないという中で生産調整する必要があるのかというふうに思うんですね。生産調整するんじゃなくて、どんどん米を作れというのがスタンスとして必要になってくるのかなと私は思うんです。なので、このところは生産調整関係なく、このジャンボタニシにも使える防除事業を拡大して行ってほしいと、どれくらいのことができるのか、ちょっと検討してほしいと思うんですが、町長、いかがですかね。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 生産調整の施策の部分と、その部分とは切り離したらどうだという話ですよ、言っていることはね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） 今、国のやっている生産調整の方法が本当にいいか悪いかについてはここであえて申し上げませんが、現実問題として持続可能な本当に水稻農業を守っていくというのは、この横芝光町の中でも極めて重要な案件であることは言うまでもございません。その辺の部分をしっかり和捉えながら考えていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） さっき壇上からも言いましたが、生産者米価も上がっているというので、若干は農家の手取りも増えて助かってきてはいるというのが現状だと思いますが、やはりもっともっと農家に対する支援というものが必要になってくるということがあると思いますので、そのところもぜひ産業課の皆さんには認識をしていただいて、支援のほうを充実したものにしてほしいなというふうに思います。要望しておきます。

次に、環境問題の水道水のP F A Sのことですが、九水さんのほうで定期的に水質調査をしている、令和6年度が0.6ナノグラムだったということでした。低い数字であってほっとはしているんですが、定期的ということは、これどれくらいの、回数は何回ぐらい年間しているのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） お答えします。

P F A Sにつきましては、近年問題になったことから、九十九里水道企業団ではまず昨年1回検査をさせていただいております。引き続き、今年度以降も定期的な検査をするということ聞いております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。P F A S、どこでも検査できるというところじゃないので、検査場のほうもそれなりの検査機械がないと検査できないので、分かりました。それで、昨年度1回と、今年度も引き続きやっていくということの中です。分かりました。

地下水のことに關してになりますが、先ほど公害防止条例の中で工場やそういう企業がないということでしたが、町の中でも産業廃棄物的なものを取り扱っている業者があるかと思うんですね、中間業者じゃなくて。そういう産業廃棄物を扱っている業者がフレコンバッグみたいなところで保管しておく、そこから漏れ出すということもよそでは結構そういうのが問題になって、そこから漏れ出したって、それから河川に流れ出したということがありますが、そのようなところの地下水の検査というのは行うとかという、そういう計画とか考えはあるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 山崎義貞議員の質問にお答えします。

廃棄物というか、中間処理施設につきましては、適切な管理をされていて許可を受けて行っている施設が基本的に町内にはありますが、そのほかに有価物として物を運び入れて、それを解体して、また販売するだとか加工するということになりますと、産業廃棄物の処理というものではなくて、そういった有価物、物を保管しているということで、ヤードというような位置づけになりますので、その辺の区分の違いが施設によってあります。

また、当然近隣に悪影響を及ぼすようなものが、懸念されるようなものが確認されればそういう対応を取るということはあるんですが、現状大きなそういった危険性があるとか、

そういったものを確認しておりませんので、個別に火災の危険性があるだとか保管状況があまり適切ではないというようなものについては、適宜指導はさせていただいている状況です。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。今のヤードの扱いということで、そのような有害なものが保管されていないという、そういうものが確認されればということだったので、ぜひそのような危険なものというふうに確認された場合には素早い対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、乾草沼の大賀ハスについても報告いただきました。分かりました。太陽光との関係はないし、水質の調査も問題ないということなので安心いたしました。

最後に、水道事業の問題なんですが、先ほど課長言われました、前回も全協での報告もあったり、それから私の一般質問もしてはいるんですが、私はやはり県の企業局に今度供給事業が移されるというふうになったときに、町や末端の事業団に関しては県の企業局に何も言う権利、権限がなくなってくるかと思うんですね。そうなったときに、どのように、課長、協議体があってということで会議で意見は伝えることができるということであったんですが、あくまでも意見ということになるので決定権は何もなくなってくるわけですね、こちらはね。その意見はどのように反映されていくのかというのがちょっと心配になったもので、ちょっとそこをところを説明していただければと思います。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 用水供給事業体が県の企業局に統合されて、その組織の一部となります。ですので、県の組織ですので、直接的に拘束力のあるような、そういうようなことというのは、町としてなかなかそういう形で意見を言うというのはできないのかなというところはございます。ただ、統合の基本協定書の中で、情報を共有していくという形で会議体をつくるということに明記されておりますので、そういう中で当然水道水を利用している自治体、構成市町村になりますので、そちらについては住民の声をきちんと県のほうにもお伝えして、安全な水道を安定的に供給できるような働きかけをしたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） はい、分かりました。

財政措置についてちょっとお聞きしたいんですが、この県が各統合に当たって示されてい

る財政措置なんです、この7条なんです。7条では、千葉県は末端給水事業者に対して市町村水道総合対策事業補助金の年度平均相当額を振り替え、毎年度新用水供給事業に対して繰出金として支出をします。そして、(2)で、関係市町村は毎年度新用水供給事業に対して追加負担金を支出することとする。(3)で、千葉県は毎年度新用水供給事業に対して関係市町村の追加負担金と同額の繰出金を支出とあるので、末端水道事業への県からの補助割合、末端と県との負担割合ですかね、補助割合。負担割合というのは変わらないということですよ、合併してからの財政措置は。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 現在、市町村と県のほうから末端水道企業体に補助金を交付する制度がございます。こちらが水道総合対策事業補助金というものになりますが、今回の統合によりまして、各水道企業団へ交付をしておりました5年間の平均を参考にしまして、県のほうで企業局へ振替をする額を決めております。そちらが約20億になります。

内訳としましては、県が末端水道企業体に約17億を毎年繰り出してございまして、補助をしております。構成市町が今回追加負担金で県のほうへ負担をするというものが2.9億円求められておりますので、それを合わせて県も同じように20億を企業局のほうへ繰り出すということになります。

構成市町につきましては、今までどおり末端水道企業体へ補助金を支出することになりますので、実質的には末端水道企業体のほうへの財政的な負担というのは変わらないというようになります。ただ、水をつくる用水事業のほうへ直接県の予算が振り替えられますので、その辺については水道水の抑制された額を、末端に水を売る単価を抑制して、その分で反映させるというような仕組みになっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ちょっと最後になっちゃうかと思うんですが、この第8条で、今課長言われたように、追加の負担金に関して、この負担金を追加ということはこの追加分、今度県の補助、今まで半分の補助があったと思うんですが、これに関しては同じく県からの補助というのがあるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 町のほうの追加負担金につきましては、今までの補助金とは別に今回の統合により発生するものですので、純粹に追加になるものと思われま

県のほうの予算につきましては、企業局へその分の、市町村が追加で負担する分も含めて今までの水道総合対策事業補助金の額、相当額を合わせて20億になりますので、その分を県の一般会計から企業局のほうへ繰り入れるという形になります。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。統合というのは南房総の人たちにはどうしても必要なことになってくるのかなと思いますので、ぜひ末端の住民の負担が増えないような形でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小倉弘業君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時09分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

◎議案第10号及び議案第11号の上程、説明

○議長（小倉弘業君） 日程第2、議案第10号及び議案第11号について、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 本日、追加議案を提出させていただきましたので、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、令和7年6月横芝光町議会定例会追加提案理由説明書をご覧ください。

議案第10号 横芝小学校改築外構工事請負契約の締結についてであります。本案は横芝小学校改築外構工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第11号 横芝小学校隣接駐車場整備工事請負契約の締結についてであります。本案は横芝小学校隣接駐車場整備工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第10号及び議案第11号について、教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） それでは、議案第10号及び議案第11号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号 横芝小学校改築外構工事請負契約の締結について、資料につきましてはピンク色の表紙、追加議案つづり1ページをお願いいたします。

契約の目的は横芝小学校改築外構工事、契約の方法は一般競争入札で、入札参加資格に一定の要件を付した制限付一般競争入札を去る5月28日、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で電子入札により執行し、2者からの応札がございました。

この結果、株式会社畔蒜工務店が、税抜きの予定価格3億5,500万円に対しまして入札金額3億4,790万円で落札候補者となり、6月5日開催の横芝光町建設工事等入札参加業者選定審査委員会におきまして資格審査を行い、落札者に決定したことから、入札金額に消費税を加えた3億8,269万円を契約金額とし、契約の相手方を千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店代表取締役、畔蒜義文として請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事の要旨でございますが、工事の場所は校庭の南側半面と新校舎西側部分で、工事期間は議決の日の翌日から令和8年3月13日までとなります。

工事種別は4項目で、1項目めは屋外倉庫、外構整備、校庭整備を主体といたしました建築工事、2項目めは体育館及びプールを主体といたしました解体工事、3項目めは本建築工事に付随する電気設備工事、4項目めは本建築工事に付随する機械設備工事となります。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 横芝小学校隣接駐車場整備工事請負契約の締結について補足説

明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の表紙、追加議案つづり 3 ページをお願いいたします。

契約の目的は横芝小学校隣接駐車場整備工事、契約の方法は一般競争入札で、入札参加資格に一定の要件を付した制限付一般競争入札を去る 5 月 28 日、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で電子入札により執行し、2 者からの応札がございました。

この結果、古谷建設株式会社が税抜きの予定価格 1 億 4,220 万円に對しまして入札金額 1 億 4,000 万円で落札候補者となり、6 月 5 日開催の横芝光町建設工事等入札参加業者選定審査委員会におきまして資格審査を行い、落札者に決定したことから、入札金額に消費税を加えた 1 億 5,400 万円を契約金額とし、契約の相手方を千葉県山武郡横芝光町栗山 3195 番地 1、古谷建設株式会社代表取締役、古谷秀一として請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事の要旨でございますが、工事の場所は新校舎及び校庭の東側隣接地で、区画する駐車台数はスクールバス 4 台分の駐車区画を含む 210 台分、工事期間は議決の日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日までとなります。

工事種別は 2 項目で、1 項目めは場内の盛土、アスファルト舗装のほか、雨水貯留槽、雨水ます、U 字型側溝の敷設を主体とした駐車場整備、2 項目めは駐車場整備に付随する街路灯照明設備等の設置に係る電気設備工事となります。

以上、議案第 11 号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） これより議案審議を行います。

日程第 3、議案第 1 号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第4、議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第5、議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第6、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第7、議案第5号 町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第8、議案第6号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 補正予算書の9ページ、带状疱疹ワクチンでありますけれども、ホームページを見ると、町民の方から若干意見がございました。少し分かりづらい。それで、よそのところも少し調べたわけでありまして、定期接種になった紹介と昨年7月から始まったやつが、町のホームページですと定期接種の助成のところが確認中、1回当たり確認中ってなったままでありますけれども、そのところはいかがなんでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 確認中ということでございますけれども、定期接種につきましては、法律上の令和7年4月1日に施行されることになりまして、定期接種した公費負担につきましては今回の補正予算に計上させていただきましたので、この補正予算、議決をいただきましたら、ホームページのほうも助成額を載せていきたいと思っております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません、確認なんですが、私自身がよく飲み込んでいなくて、昨年7月から生ワクチンですと1回の接種で1回の助成が4,000円だったと思います。不活化ですと2回のワクチン接種で1回につき1万円の助成。ですから、2回で2万円ということになるかと思いますが、ここのところが国の定期接種ですと65歳から始まって5歳刻みですよ。町の助成は先進的にスタートしていただいて50歳以上ということで、年齢制限は50歳以上の任意というか希望者だと思うんですけども、生ワクにするか不活化にするかもご自身の判断で選ぶ形になるかと思いますが、国の定期接種が始まると、この年齢以外の人は受けられないというふうに思っていた方が実はいらっしゃるんです。

ここのところの分かりづらさって、昨年からスタートしたところの自治体見てみますと、県内の中でも、ですから助成の高いほうの紹介しかしていない自治体もありました。ここのところがちょっと分かりづらいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 実際の定期接種の補助率といいますか、任意接種と同じく生ワクチン4,000円、不活化ワクチン2回分で2万円ということで、今回の9ページの補正予算書の中の個別接種委託料、こちらの積算に同一で積算をしております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） そうしますと、今後この定例会終わった後に、ホームページにきちんと確認中が変更されてきちんと載るということで、それが昨年から始まった町の任意接種とイコールになるからそんなに間違いがなくなるというふうに捉えていいですかね。

あと、昨年から始まったところで、既に今年の4月から、例えば県内ですと長南町では現物給付になっているんです。うちの町は一旦立て替えて、後から口座に振り込まれるという、そういう形であろうかと思いますが、現物給付にしていくご検討の余地というのはないのでしょうか。最後にそれを聞きます。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 現物給付ということで、これ任意接種についてのお話でよろしいでしょうか。定期接種につきましては現物給付で実施をいたします。任意接種になりますと、こちら山武郡管内でも芝山町と当町のための2町でありまして、医師会との調整を考えた中で、山武郡管内でも全ての市町がこの任意の助成制度を導入するなど、そういった状況であれば医師会と提案をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（小倉弘業君） ほかに質問ありませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第9、議案第7号 令和7年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） この事業、すごく注目していて応援している事業ですので、応援の意味を含めて質問したいと思います。

恐らくこれボランティアで有志でやられている事業かと思うんですが、補助金ついたことすごくいいなというふうに思っているんですが、このような事業を周知するのにどういったことをしているのかというのと、あとこれ多分医療と福祉が連携できたり、医療と子育て分野が連携できたりするような事業だと思うんですが、他分野の連携という形で、今現状どのぐらい連携できているのかなというところをお聞きしたいです。

○議長（小倉弘業君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（吉田 潔君） ありがとうございます。内田議員のご質問にお答えします。

今、周知ということでありましたが、今東陽病院の外来ロビーにおきまして暮らしの相談室というスペースをつくってありまして、そちらのほうにコミュニティナースの活動内容とか今月の行事とかを載せてあります。コミュニティナースの関係は介護とか福祉のほうの連携も必要ですから、この中心となっております常勤医師の内科医師であります長谷部圭亮先

生のほうが、社会福祉協議会も含めて福祉課、健康こども課とも連携を取って事業を拡大していくような形を取っております。

中でも、毎週木曜日、午前10時から1時間ほどの患者、家族の相談を行っていますが、町福祉課主催の元気☆はつらつ運動教室へも参加しておりまして、また健康こども課主催の栗山川ウォーキング隊へも参加しております。現在の状況はこのような状況です。

今年度もいろいろこの補助事業をしまして、今やっている事業に加えまして、いろんな季節のイベントとかも企画しておりまして、こちらのほうは町広報紙等に掲載して周知をしていく予定にはなっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） ほかにご質問等ございませんか。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私も大賛成なんですけれども、この予算説明書の中のデザイン委託費30万、デザインアート依頼ということで、コミュニティールームというのがもう一度どこにあるか、分かる範囲で、あとどのようなアートになるというのがもし分かっていたら教えてください。

○議長（小倉弘業君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 川島富士子議員のご質問にお答えします。

ただいまコミュニティールームというものはございませんので、先ほど言いました外来のロビーにあります血圧計の脇にちょっとしたスペースがあって、そこを暮らしの相談室としておりますが、東陽病院1階先、リハビリテーション科へ向かう途中に患者様休憩室というところがあります。そちらのほうを使いまして、今回アートディレクターとしまして、こちらバルサミコヤスさんという方ですね、アートデザイナーで山武市の観光大使も行っております。この方はさんむ医療センターの壁面にも絵画、アートを描きまして有名になっている方でありまして、そちらの壁面のほうにデザインを描いてもらったりして、そちらのほうをこれから患者様休憩室として使用していくことで今話を進めているところであります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） ほかにご質問等ございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第10、議案第8号 横芝光町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、小川重之氏の入場を求めます。

〔新教育長 小川重之君入場〕

○議長（小倉弘業君） ただいま、教育長の任命が同意されました小川重之氏に挨拶をお願いします。

○新教育長（小川重之君） このたび議会の同意をいただき、教育長を拝命することとなりました小川重之と申します。甚だ微力ではございますが、教育行政の推進、そして横芝光町の児童・生徒の健やかな成長を目指して尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） ありがとうございます。

これで小川重之氏は退場いたします。

〔新教育長 小川重之君退場〕

◎議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第11、議案第 9 号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第 9 号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第 10 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第12、議案第10号 横芝小学校改築外構工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第13、議案第11号 横芝小学校隣接駐車場整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（小倉弘業君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎請願・陳情の件

○議長（小倉弘業君） 日程第15、請願及び陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（川島 仁君） それでは、民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願 2 件及び陳情 1 件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6 月 3 日、午後 2 時 42 分から、委員 7 名出席の下、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、請願第 1 号 「国における 2026 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。 「物価高が続いており、保護者の教育費負担軽減のためにも国でしっかりと予算確保をしていただきたい」という意見や、「相談体制や多様な学びの場の充実はすごく重要なので、教育予算をぜひ拡充していただきたい」との意見があり、採決の結果、請願第 1 号は採択と決定しました。

次に、請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。 「地方での格差が生まれてはいけないと思うので、国でしっかりと均等になるよう補助していただきたい」や、「義務教育の基盤の維持、確保は、国の責務だと思っておりますので、賛成する」との意見があり、採決の結果、請願第 2 号は採択と決定しました。

次に、陳情第 1 号 加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める陳情書についてであります。 「高齢者のコミュニティを助ける意味でも、役に立つ支援をすべきだと思う」や、「まずはこの仕組みをつくることにしていただけたらと思うので、賛成する」との意見があり、採決の結果、陳情第 1 号は採択と決定しました。

本会議において、ご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） 総務経済常任委員会のご報告をさせていただきます。

本委員会は、6 月 3 日、午後 2 時 43 分から及び 6 月 10 日、午後 5 時から、委員 8 名全員出席の下、3 月議会定例会において総務経済常任委員会に付託され、継続審査となっていました陳情 1 件の審査を行いました。

陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書についてであります、「町総務課及び財政課の対応書により、職員が心理的圧力を感じていないこと、それと庁舎管理規則を適正に運用していますという結論をもって、町議会として動く必要がないと判断します。なお、今後このような事例があったときには、町議会としてチェック機能を働かせ、町にアンケート調査をお願いし、もし議会人としてそういう行為があったのであれば、その方に襟を正していただくお願いをすることで、今後も心配のない対応ができることから不採択」という意見があり、採決の結果、陳情第1号は不採択と決定しました。

本会議において、ご了承を賜りますようお願い申し上げまして、審査の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長及び総務経済常任委員会委員長から報告のありました請願2件及び陳情2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号及び請願第2号、陳情第1号及び継続審査陳情第1号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号 加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、継続審査陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立なし。

よって、継続審査陳情第1号は不採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 1時42分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時44分）

◎日程の追加

○議長（小倉弘業君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書（案）、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第 1 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 追加日程第 1、発議第 1 号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第 1 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第 2 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 追加日程第 2、発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第 2 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小倉弘業君） ここで、6 月定例会の終わりに際し、實川教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

實川教育長。

○教育長（實川睦子君） 議長のお許しをいただきましたので、そして発言を与えていただきましたので、退任に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

私は、令和4年6月22日から、町の議会のご同意をいただきまして教育長を拝命いたしました。間もなく6月21日をもって町教育委員会教育長の任期を満了ということで退職をすることになりました。この3年間、議員の皆様方には温かいご指導やご鞭撻、そしてご支援をいただきまして、無事に務めることができました。この場をお借りしまして、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私が今でも記憶に残っていることは、この本会議場に生まれて初めて、3年前、6月9日です。入り口で議場のこの神聖な雰囲気のにまれ、言葉を失ったことが今でも鮮明に覚えています。また、このような場所に立たせていただいたことにも、本当に改めて感謝をいたします。

この間、教育に対する歴史と伝統のある横芝光町も、子供たちにとっても大人たちにとっても、本当に社会の変化の激しい時代であるからこそ、この教育行政に対する期待というものが非常に強く出され、また多様化もあり、いいこと、課題なこと、様々なことがありました。そんな中でも、この横芝光町は幾つかの大きな事業が順調に進んでおること、大変うれしく思っております。

退任するまでの残された期間、誠意を持って職務に邁進する所存でございます。今後は町民の一人として、微力ではございますが、応援をさせていただく所存でございます。

最後になりますが、横芝光町議会、横芝光町の発展を願うとともに、議員の皆様方から賜りましたご厚情に深く感謝を申し上げまして、言葉整いませんが、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（小倉弘業君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和7年6月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 小倉 弘 業

議員 鈴木 克 征

議員 森 大 地